刑政第48巻第4号

矯正図書館

刑政

第四十八卷　四月號　第四號

行刑教化の反射作用（卷頭言）	正木亮	2
模倣と犯罪	木村龜二	5
行刑の根本要請としての自發意志	青木誠四郎	25
犯罪者頭骨の腦顏面頭蓋指數に就て	原正	36
累進準備會（二）	寺光忠	57
刑事社會學に於ける問題（一）	小川太郎	64
近く出づべきドイツ刑法について	ドクトル・タレー	74
雜報		85

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政

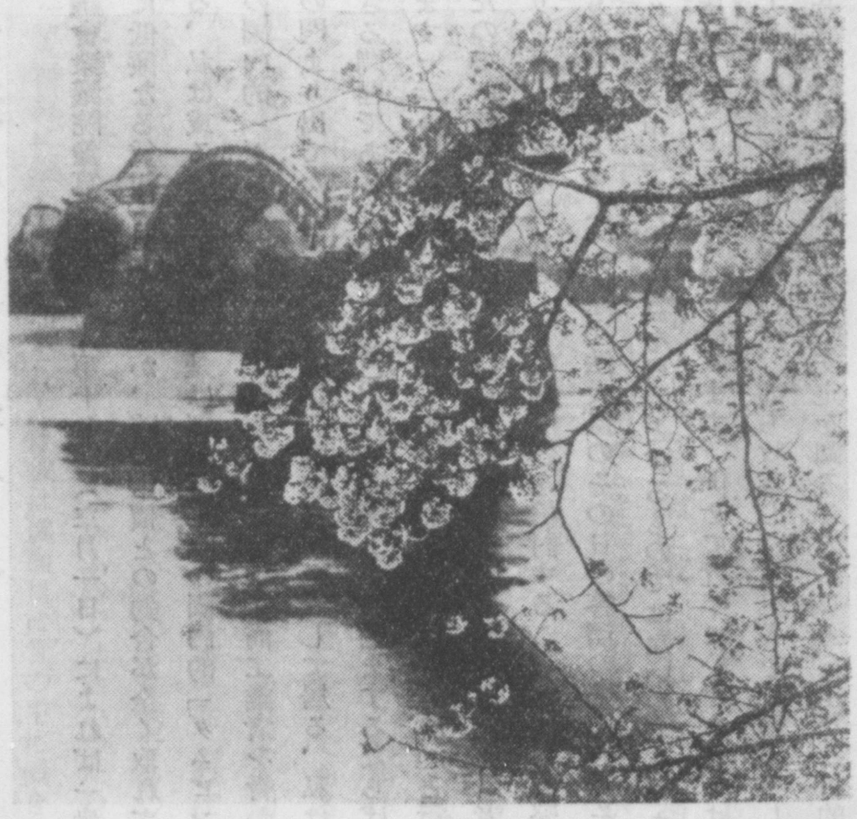

第四十八卷

第四號

行刑教化の反射作用

第六十七回帝國議會衆議院豫算委員會議錄第十七回（三月一日）によれば一衆議院議員が「刑務所工業は政府の費用と、殊に低廉なる賃銀と申しますか、隨て市價との釣合が全く取れざる原價を以て一般市場に向つて進出をして居る、私は或る意味に於て、是は刑務所工業の國內的「ダムピング」と謂はざるを得ない、殊に此刑務所工業の國內的「ダムピング」が、都市に於ける中小商工業者を脅かして居る點は多大なものがある、卽ち刑務所の門より出でたる工業生產品が一般市場を脅威して居る、私は是は中小商工業者の立場として看過すべからざる問題であると思ふ（中略）、行刑政策上から見まするならば、或は司法大臣は相當の御辯明があると思ひます」云々と質問したるに對して小原司法大臣は民業壓迫と行刑教化の反射作用との關係に付て明答せられたのである。小原司法大臣のこの行刑教化の反射作用といふ考へ方が今日の行刑上いかに貴重な考へ方であり、吾人が之を核心として行刑問題を檢討することが如何に緊要視されて居るかはわたくしが玆にとくまでもないことと思ふ。小原司法大臣のその日の答辯の要領は凡そ次の如きものであつた。

「刑務所に於ける作業は、申迄もなく收益を目的とするものではないのであります。現今に於ける刑罰の目的は、專ら犯罪を豫防することに在るのであります。併せて近年に於きましては所謂刑の教育主義と云ふものが强調せられまして、刑務所の刑の執行は、卽ち收容したる犯人を改過遷善して常人に復歸せしむると共に、之を教育して其者の將來に於ける生活の安定を圖ると云ふことが主たる目的である、此の意味から致しまして、刑務所に收容致しました者に對しては、嚴重なる規律の下に勞働に從事せしめ、之に耐へ得る素質

を作ると同時に、刑務所に於ける作業に依つて、それ等が將來釋放せられたる後、社會に復歸して產業に從事し、其生活の安定を得ると云ふことを主たる目的として居るのであります。此意味から各種の仕事を致させて居るのでありまして、結果としては反射的に是が民業に影響を致すことはあるのであります。是は所謂反射的の結果として已むを得ざることでありまして司法省と致しましては、刑務所の作業に依つて民業の壓迫を來し、殊に最近の如く中小工業者の疲弊困憊の甚しき際に、其職業を奪ふが如きことを生ぜしめざるやうに、出來るだけの注意を拂つてやつて居るのであります云々」

小原司法大臣のこの答辯はわれわれ行刑人に對しても亦その向ふべき方針をさづけられたものと見なければならない。少くともこの司法大臣の下に於てはわれわれはあくまでも行刑の教育を徹底せしむべく努力しなければならぬと同時に受刑者を一人前の人間に仕立てるが爲めに如何に刑務作業に力がそそがれねばならぬものであるかといふことを今更ながら痛感せねばならぬことになつたのである。

わたくしは嘗て行刑の勞作教育中心主義を高調したことがあつた。それは人間は自ら働いて得たところにより生活することが人生陶冶の第一義であるといふことが行刑の基本とならねばならぬといふ意味であつたのである。精神敎化も身心の健全も合してその一點にあつまるといふ意味であつたのである。勞作教育が行刑の中心であるといふことは決して作業を偏重せしめよといふのではなかつたのである。一生懸命に、一人科程より一人半に、二人科程に進ましむればそれだけ彼は眞面目に世の中に働き得る人になれるわけなのである。

思ふても見よ、前科のない人間と前科者とが就職戰線に爭ふとき前科者を勝たしめ得る唯一の武器は何

か。卽ち常人よりもより多く働き得る、より熱心であるといふそのことではないか。だから、犯人敎化に最も現實的な、組織的方法は作業によつて彼等の熱心と誠實と能率とを上げしめることであるのである。而して行刑當局としては側目もふらずに彼等の能率向上をもち來す必要があるのである。

近時その方針の下に營まれた作業經營は著しく作業能率を增加し而して生產の增嵩を來すに至つた。社會の一部の人人は之を以て民業壓迫と叫んで非難し、わが司法大臣は之を以て敎化の反射作用であるから止むを得ないとされた。然り、犯人の改過遷善を托されて居る以上吾人は少くともこの反射作用を是認されねば仕事が出來ないのである。而して吾人は今司法大臣によつてその最も必要なる點を指示されていかに心强く行刑敎化の途にいそしむことが出來るかといふことを忘れてはならない。

昭和十年三月廿五日

正木亮

模倣と犯罪

——犯罪の社會心理的原因（一）——

正木龜二

一　犯罪の社會心理的原因としての模倣と群集
二　ガブリエル・タルドの犯罪模倣論
三　犯罪模倣理論の價値及び刑事政策的意義

一

犯罪が社會的現象であるといふことは、今日は一般的に認められるに至り、その生物學的研究と並んで社會學的研究が相當廣く行はれて居ることは謂ふまでもない。特に、最近には、ドイツにおいては、イタリア學派の影響の下に犯罪社會學と稱せられる表題を持つたところの著述論文が若干發表せられて居る。其の中でも特に注目すべきものは、ザウワーの『犯罪社會學』(Sauer, Kriminalsoziologie, 3 Bde., 1933) 及び、エルスター・リンゲマンの編輯にかかるところの『犯罪學辭典』中のエクスナーの論文『犯罪社會學』(Exner, Kriminalsoziologie, in Handwörterbuch der Kriminologie, 9. Lief. 1933, S. 10-26)、メツガーの『刑事政策』中の『社會學的犯罪理論』(Mezger, Kriminalpolitik, 1934, S. 141

三）等である。然るに、これ等の最近の研究の中には、犯罪の社會心理的原因については、殆んど觸れられるところがなくして終つて居る。

然るに、犯罪の社會心理的原因は、刑事學乃至刑事政策學上何等の意義を持たないかといふに、然らず、寧ろ甚だ重要なる意義を持つて居ると謂ふべきである。特に、犯罪の社會心理的原因の中、模倣と群集との二要素は刑法、行刑法及び刑事政策上特別なる考慮が拂はるべき價値を持つてゐる。

勿論、模倣と群集との二要素の中、後者については前者より以上の注意が拂はれて居る。即ち、現行刑法上から見ると、所謂群集犯罪について、一方では群集心理の影響の下に行動したる者に對しては輕き刑を規定し他方では群集心理を利用したる犯罪に對しては重き刑を規定することが爲されて居る（刑法第七七條、第一〇六條、暴力行爲等處罰に關する法律第一條第二條）。又、刑法改正草案においては、刑の適用に際して、犯罪が『群集暗示』に基くものなりや否やを考慮すべきことが規定せられて居る（草案第五七條第四號）。然るに、模倣については、未だ必ずしも意識的なる規定となるに至つて居ない。然し、監獄法において、受刑者を離隔して拘禁すること、特に、少年法において、懲役又は禁錮の言渡を受けたる少年に對して特別處遇を規定したのは（第九條）、明らかに犯罪の模倣を妨止せんとするに出でたるものなることは否定し難いのである。

右の如き理由に因つて、模倣と群集との犯罪原因としての意義を根本的に檢討することは甚だ重要なる問題であるのである。然るに、この犯罪の社會心理的原因を研究したものは、從來は、

專らイタリア及びフランスの學者の著述に限られて居つた。それで、漸く最近に至つて、群集についてはその犯罪との關係に關し、ドイツに若干の研究が發表せられることとなつて居るが（一）、之に對して、模倣については殆んど觸れられるところがない。又、我が國でも、一般に、犯罪原因としての模倣について之に論及する者はあつても、それは單純なる常識以上に出でて居らない狀態である。

（一）群集犯罪に關する最近のドイツ文献として重要なものは、Loewer, Das Wesen des Massenverbrechens, 1927; Kipouridy, Das Verbrechen der Masse, 1928 等である。尚ほ、一般文献については、拙著『刑事政策の諸問題』（昭和八年）第一九一頁註（二七）參照。

それで、私は、以下においては、先づ、模倣と犯罪との關係について研究することとし、群集と犯罪とに關しては之を別の機會に論ずることとしたい。

二

模倣の犯罪原因としての意義を最も深刻に論じたものはガブリエル・タルド（Gabriel Tarde, 1843-1904）である。勿論、タルドは犯罪と模倣との關係のみを研究したのではなくして、その社會學の中心的問題としての模倣の法則を犯罪現象の上に適用したのである。從つて、一方において、社會學說としての模倣理論の一般的考察を爲すことはそれ自體甚だ重要であること謂ふを俟たない。同時に、又、タルドは、他方において、犯罪に關しては、それと模倣との關係のみを研究し

たのではなくして、殆んど犯罪及び刑罰の全領域に亘つて獨特の研究を爲し、特に、刑事學の領域においてはイタリア學派の犯罪理論を批判して所謂フランス學派の基礎を置いたのである。故に、タルドの刑事學的思想の全體を批判的に研究することそれ自體についても亦重要なる意義のあることは謂ふまでもないことである(一)。然し、以下においては、模倣と犯罪との關係を主題とするが故に、單にその點に關するタルドの思想の吟味から出發することとしたい(二)。

(一) タルドの犯罪理論に關する著書としては、La criminalité comparé, 1888, 8e éd. 1924; La philosophie pénale, 1890, 3e éd. 1893; Les transformations du droit, 1895, 8e éd. 1922; Etudes de psychologie sociale, 1898 である。又、タルドの刑事學理論に關する重要なる批判としては、van Kan, Les causes économiques de la criminalité, 1903, p. 169 et s.; Matagrin, La Psychologie sociale de Gabriel Tarde, 1910, p. 279 et s.; Bonger, Criminality and economic conditions, 1916, p. 149 et seq. を擧ぐべきである。

(二) 模倣と犯罪との關係を特別に論じたものは、『刑罰哲學』の第六章である (Tarde, La philosophie pénale, 3e éd. 1893, p. 323-425)。尙ほ『刑罰哲學』には英譯がある (The modern criminal sciences, tr. Tarde, Penal philosophy, 1912)。

タルドに從へば『社會とは則ち模倣である』(La société, c'est l'imitation)(三)。そして、社會生活の總ての重要なる行爲は『模範の支配の下に』行はれるのである。人が生殖するのも生殖しないのも、人を殺すのも殺さないのも、決鬪をするのも、戰爭を宣言するのも、自殺も、竊盜も、悉く、模倣に依るのである。

(三) Tarde, Les lois de l'imitation, 7e éd, 1921, p. 95. 模倣則社會といふタルドの主張は批判せられて居る。デュルケームは、模倣は社會事實の特質でも本質でもないとして居る (Durkheim, Les règles de la méthode sociologique, 7e éd. 1919, p. 16, note 1)。然し、模倣が重要なる社會心理的事實であることは疑なきところである。

模倣には二箇の形式がある。第一の形式は、模倣が類似の信念、類似の心理的狀態の上に行はれる場合であつて、この場合には、各人が同時に感ずるところの基礎的信念、心理狀態の持つところの強度が倍加せられることとなる。之に對して、第二の形式は、模倣が異れる心理狀態を交換するところの多數人の間に相互的に行はれる場合であつて、例へば、一人の者が他の者にワグネルの音樂の趣味を傳へるのに對して他の者がその一人の者に對してレアリスムの小說の愛好を傳へるといふが如きであつて、これは社會生活の普通の場合である。即ち、第一の形式における模倣は單純なる强度化 (renforcement) を受けるのに對して、第二の形式における模倣は調音的であつて、ここでは、各人の精神狀態が複合化 (complication) を受けるのである。この第二の模倣形式に因る精神的複合化が文明の本質的結果である(四)。

(四) 模倣と群集とを以つて分量的區別と解する思想に對しては反對說がある (Loewer, ibid. S. 19)。

次に模倣には法則がある。第一の法則は、模倣は人と人との距離 (distance) が接近すればする程行はれ、之に反して、その距離が增大すればする程微弱化するといふことである。この場合の

距離とは、單に幾何學的な意味に理解せらるべきではなくして、特に心理學的意味に理解せられねばならない。從つて、たとへ地理的に如何に離れて居つても信書、印刷物、其の他の方法に因る精神的交通が頻繁であるならば、距離は短縮せられることとなるのである。

第二の模倣の法則は、『上から下への模倣の法則』(règle de l'imitation de haut en bas)である。換言すれば、模倣は『社會的優越者』(le supérieur social)を中心として行はれるのであつて、この場合の社會的優越者とは文化的理念の最も豐富なる者を意味し、必ずしも政治的優越者を意味するものでなく、場合に因つては政治的支配者と對立したものであり得るのである。

犯罪と模倣との關係において特に重要なる意義を持つのは第二の模倣の法則である。然るに、この第二の模倣の法則は、犯罪に關しては、以前には『貴族から民衆へ』(de la noblesse au peuple)といふ方向において行はれた。例へば、浮浪といふことは、その諸種の形式においては、今日では本質的には賤民の犯罪であるが、その起原は中世における貴族の巡禮、貴族の放浪樂師に遡らるべきものである。毒殺といふことも、今日では、文盲者の犯罪となつて居るが、これも貴族階級の犯罪であつたのである。そのことは、中世から第十七世紀頃に至る間、最初は國王の食卓で、次には領主の食卓では、如何なる食膳も豫め毒味せられずしては差出されることがなかつた事實に因つて知られる。卽ち、このことは、以前には王宮、城中において頻繁に毒殺が行はれたことを物語るものである。政治的暗殺も同じである。放火は、今日では下級階級の犯罪であるが、以前は封建的領主の特權であつた。ブランデンブルグ公は、彼の生涯中百七十箇の村落に火を放つたことを誇りとして語つた。通貨僞造も、以前は、永い間、國王の獨占であつた。竊盜も、今日では破廉恥罪であるが、昔は光輝ある行爲とせられた。そして、佛王アンリー三世は自由にパリの商人を掠奪し身代金を徵發した。又、昔の國王、及び貴族の宮廷は、『姦通と放埒と道德的腐敗との學校』(école d'adultère, de licence et de corruption morale)であつたのであつて、今日の風俗犯はここにその模範を持つて居るのである。勿論、これ等の事實は、殺人竊盜放火等の犯罪が國家の上級階級の『排他的獨占』であつたといふのではなくして、下級民は上級者の犯罪を模倣することに因つて自らを貴族化し、上級階級に侵入し得たと信じたことを意味するのである。

かくの如く、以前は、總ての善いことも惡いことも貴族から民衆へ傳播し、貴族の方へ民衆の勇敢なる要素、犯罪的要素が引きつけられて行つたのであるが、今日では、犯罪は『大都市から田舍へ』(des grandes villes aux campagnes)、『首都から地方へ』(des capitales aux provences)の方向を採つて擴がつて居る。換言すれば、首都、大都市は地方及び田舍の落伍者及び犯罪者に對して不可抗的な影響を及ぼし、これ等地方及び田舍の落伍者及び犯罪者は彼等流に文明に浴するために首都及び都市に向つて走りつつあるのである。卽ち、首都は地方に向つて、單に、その政治上又は文學上の趣味と無趣味とを、その精氣と愚昧とを、その犯罪をも送り出しつつあるのみならず、その衣服の型や帽子の型やを、その言葉の訛を送り出しつつあるのである。

例へば、フランスでは、殺人の結果、死體を細片に截斷する行爲は、最初は、一八七六年のビロアール事件に端を發し、始めはパリ、ツールーズ、マルセイユの如き大都市に限られて居つたが、段々と

地方に傳播して行つた。又、一八七五年にパリの一寡婦グラ夫人が自己の愛人の顔に硫酸を投げかけて以來、この方法に依る犯罪も田舎の人々に模倣せられて行つた。竊盜についても、詐欺についても同樣であつて、總て都會で爲される方法が田舍に模倣せられつつあるのである。

然らば、『近代的大都市特有の犯罪』(criminalité propre aux grandes villes contemporaines) は如何なる形態を示して居るであらうか。この點から注目すべき事實の第一は、人身犯罪の增加であつて、例へば、パリでは、一八二六年から一八八二年に至る間においては、田舍の犯罪が三分の一減少したのに對して、都市の犯罪が二倍して居る。特に、殺人罪の動機について重要なる變化が見られる。それは利慾を動機とした殺人罪の增加に因つて示されて居る。卽ち、フランスでは一八二六年と一八八〇年との間において、利慾を動機としたところの殺人罪が一三%から二二%に增加し、又、家庭内の紛爭を動機とするものが一四%から二一%に增加したのに對して、復讐に因る殺人罪は三一%から二五%に減少して居る。然るに、この利慾に因る殺人罪の增加は都市における殺人罪について謂はれ得ることは否定し得ない。そのことは、コルシカの殺人罪が復讐に基くもの多いのに反してパリのそれが利慾に基くことから推測せられるのである。又、人身犯罪中、特に、强姦罪と少年に對する猥褻罪が增加し、一八三六年と一八八〇年との間には五倍となつて居る。次に、都市犯罪の第二の特色は少年犯罪の激增である。フランスでは、一八三一年から一八八〇年の五十年間に、十四歳以上二十一歳未滿の少年の犯罪は、男子については四倍し、女子については殆んど三倍して居る。この少年犯罪の增加の重點も都市に在る。何となれば、少

年は非常に模倣性に富み、且つ、都市においては田舍におけるよりも少年の惡への危險性が大であるからである。第三は、墮胎罪と嬰兒殺との增加である。墮胎罪は、一八七六年乃至一八八〇年の間においては、地方人百萬人に對し四人の犯罪者を持つたのに對して、都會人百萬人に對しては一四人の犯罪者を示した。嬰兒殺についても、同樣、それは增加の傾向を持ち、その中心を都市に置いて居る。尙ほ、イタリアの實證學派の主張では、人身犯罪と財產犯罪とは反比例するとせられて居るが、それは誤りであつて、この二箇の犯罪現象は比例して居るのであることも注意すべきである。最後に、都市犯罪の傾向は、暴力的なものから詐術的なものへの變化ではなくして、復讐及び殘虐を原因とする暴行から利慾、詐欺及び性慾を原因とするところの暴行への變化をその特色として示して居る。これが、都市犯罪の特質と傾向とである。

然るに、模倣には更に第三の法則がある。それは『挿入の法則』(loi d'insertion)、『不規則連續的リズムの法則』(loi de rythme irrégulier, mai continu)、又は、『無限進行の法則』(loi de progression sans bornes et de persistance sans fin) と稱せられるものである。これは、模倣が、慣習から流行となり、更に、逆に、流行から慣習——然しながら、擴大せられたる慣習——となることを意味するのである。換言すれば、模倣の進化又は變遷は、『流行としての模倣』(imitation-mode) の新しい萠芽が、從來の模倣の系列の中に挿入せられ、それに因つて、從來の『慣習としての模倣』(imitation-coutume) が改良せられ、培養せられ、場合に依ては擊退せられて、從來の慣習としての模倣を固定化、擴大化せしめるといふ形式を採つて行はれるといふことである。この法則に依つて、あらゆる文化の固定化と擴大

化とが成就せられる。然るに、この『無限進行の法則』は、模倣の系列の相互間に補充的關係があるか又は對立的關係があるかに從つて、前の場合には强度化が行はれ、後の場合には停止が與へられる。この模倣の系列、卽ち、一箇の思想なり、欲望なりが、交替に模範となり模寫となつて手から手へと渡されて行くところの系列のことを『模倣の放射線』(rayon d'imitation) と謂ふ。そこで、模倣の放射線については、二つの方面から問題が存在して居る。第一は、『諸種の共存的模倣群の相互關係』(rapports des divers groupes d'imitation) を考察することであり、第二は、『繼續的模倣』(imitations successives) の性質を考察することである。換言すれば、第一の研究は、模倣の放射線の內容を爲すところの個々の文化內容と犯罪との相互的關係卽ち補充的又は矛盾的關係を明かにすることであつて、ここでは犯罪と敎育、勞働、財產狀態及び文明一般との關係が明らかにせられることとなる。之に對し、第二の研究では、犯罪の歷史的性質の意義及び方向が明らかにせられることとなるのである。

そこで、犯罪と文明の個々の內容との關係を考察して見る。先づ第一に犯罪と敎育との關係が問題となる。この點に關しては、今日、普通敎育が、宗敎敎育及び道德敎育と離れて、それ自體としては犯罪に對して無力であることは一般に認められて居る。成る程、讀み書き算術を習つたり、地理や物理學の初步知識を理解することを習つたりすることは、犯罪的傾向の中に含まれて居るところの暗默の思想と矛盾するものでもなく、又、犯罪の目的と矛盾するものでもなければ、更に又、この犯罪的目的を達するには犯罪が最善の手段であることを子供に對して證明するに

十分なるものでもない。然し、それは、犯罪に對して新しい方法を敎へ、暴行を主とするよりも寧ろ詐欺を主とするに至つたところの犯罪の手口を改めることを爲さしめ、場合に因つては、犯罪手段を强化せしめることとなり得るのである。特に、高等敎育から與へられる德も、若しその敎育が單に金儲けの爲めにのみ用ひられるならば、競爭の烈しい職業や危險の多い仕事に在つては、反つて不德と化することがあり得るのである。このことは、公證人の犯罪が增加したことに因つて示されて居る。卽ち、フランスでは、公證人の犯罪に因る免職は、一八八一年には一年に一八乃至二五件に過ぎなかつたのが、一八八七年には漸增して七五件に達したのである。

次に犯罪と勞働との關係であるが、勞働が、それ自體としては、最も强力なる道德敎育の要素であるといふことは否定し難い。然し、若しも勞働が甚だ不合理に分配せられて、勞働者階級の一部に對しては過剩に賦課せられ過勞の結果を與へるのに對し、其の他の者に對しては十分の勞働が與へられないならば、又、若し、勞働の指揮が惡いならば、勞働は、結局、不規律と惡德とに化する處がある。それ故、社會主義者が、生產勞働の增加とともに增大し、しかも、生產勞働の緩和にも拘らず減少しないところの道德的惡の原因を生產的勞働の不公正なる分配、又は、その不良なる指揮に歸責せしめることには理由があるのである。かくて、勞働は、それ自體としては、犯罪の阻止物であるが、間接的には犯罪に有利に作用することとなる。

第三には犯罪に對する貧富の影響が問題である。この問題は、從來から、實證學派の中の社會主義學派と正統學派との間において爭はれて來たところである。先づ、最も貧乏なる階級に犯

罪數の多いことは事實である。然し、又、富裕なる商工業者にも犯罪の多いことが示されて居る。これは、犯罪の普通最も支配的な動機は財を獲得するといふことであるが故に財の所持は人をして犯罪から遠ざからしめるものであるが、そのことは程度の問題であつて、實業界においては、競爭の結果、財産そのものよりも常に富の增加といふことが目的とせられるが故に、富の增加といふことが欲望を滿足せしめる以上に之を刺戟するものであつて、そこから犯罪が增加することを示して居るのである。然し、實際は、貧富でもなければ、富裕か否かでもなくして、幸福（bonheur）か不幸（malheur）かが問題であるのである。我々は、屢々不幸であるといふことが惡人の辯解であるといふ古い眞理を否定し得ない。それで、我々の住んで居る社會も、外觀は甚だ輝かしい形態を示して居るが、その內部は混亂、不合理、不安定、矛盾に滿たされて居るが故に、決して幸福なものではない。この現代社會の不幸から、自殺と精神病とは謂ふに及ばず、今日の多數の犯罪が生產せられつつあるのである。

最後に、犯罪と文明一般とが問題となる。ここに文明といふのは、教育、宗教、科學、藝術、產業、財產、政治的秩序等の總稱であるが、文明には二箇の種類又は段階がある。その一は、發明改革が雜然として流動しつつある段階であつて、この文明は混沌として居るが內容甚だ豐饒である。その二は、流動が沈靜に歸し調和と秩序とが形成せられる段階であつて、この文明は甚だ統一的であるが何等の豐饒性を伴はないものである。古代及び中世の文明は後者であつて、現代文明は前者である。然らば、文明はその統一性と豐饒性とのいづれに因つて犯罪を擊退せしめるかといふに、疑もなく、その統一性に因つてである。宗教、科學、勞働及び權力の總ての形式、諸種の發明の總ての間に統一のあることは、實質上及び外觀上、それ等の要素を相互的に固定化せしめることに因つて、犯罪に對する『眞の默示的聯盟』（une vraie coalition implicite）を形成するのである。これが『諸種の共存的模倣群の相互關係』、特に、その犯罪との關係である。

然らば、犯罪の『繼續的模倣』の性質は如何であらう。この點については、犯罪の動機、性質及び方法が注目せられる。先づ第一に、犯罪の動機については社會の原始狀態においては憎惡、饑餓等精々のところ物慾が總ての犯罪の動機となつて居つた。次には、宗教的狂信、家族的復讐、夫婦間の嫉妬、男女の名譽心が犯罪の動機として支配し、最後には、奢侈、快樂、肉慾、都市的逸樂が支配的動機となつて居る。かくて、殺人、竊盜は如何なる時代にも存在するとしても『犯罪の精神』（l'âme du délit）は變化して居るのである。即ち、犯罪は、野蠻時代から文明時代に至るのに從つて、名譽復讐、激情の性質を喪失して、一層、肉慾的、計算的、貪慾的な形態を採りつつあるのである。第二に、犯罪の性質については、或る種の事實は重罪から輕罪と化し、更に正當行爲となるのに反して、又、逆に、正當行爲が輕罪となり重罪となるのが見られる。これは、各時代を支配するところの信念（doctrine régnant）の變化に因るものであつて、或る一定の時代に名譽不名譽とせられることがらは、その時代に先立つ時代の要求に適合するか否かに因つて決定せられるのである。最後に、第三に、犯罪の方法についても、それは時代から時代へと變化する。例へば、毒殺については、最初は、野蠻民がその矢の尖端に塗る毒蛇の毒の如く、動物の毒が用ひられたが、次には、中世における如く、

植物性の毒が用ひられ、今日では鑛物性の毒が用ひられるが如き、又、竊盜について謂へば、最初は家畜群の竊盜が行はれたが、次には收獲物の竊盜となり、最後には通貨、有價證券の竊盜が行はれるに至つて居るが如きこれである。これ等、犯罪の動機、性質及び方法の進化は、總て、『不可遡性』(irréversibilité)をその特質として有して居るのである。——

三

犯罪と模倣との關係についてのタルドの思想は、大體、右の如き構造を持つて居るのである。タルドの犯罪模倣の理論については、未だ十分なる批判が加へられるに至つて居らない。然し、その中にも、注目すべき批判としては、ボンガーとトゥールモンとの思想を考慮せねばならぬであらう。

ボンガーは、特に、犯罪模倣論を批判したのではなくして、タルドの模倣說一般を批評したのであるが、その批評に從ふと(一)、タルドの主張は、社會現象の保守的要素を明らかにした點においては正しいが、『新しい社會現象の誕生』(the birth of new social phenomena)については何等の說明を持たないといふのである。又、トゥールモンに從ふと(二)、犯罪模倣論は、單純なる事實の叙述(constatation)であつて、說明(explication)ではない。のみならず、タルドに從へば、例へば、田舍の犯罪と都市の犯罪とは各自獨特の性質を持つて居る、然るに、若し犯罪が模倣に因つて傳播するならば、そこには類似、又は、少くとも、同化の傾向が見らるべき筈である。然らば、如何にして、犯罪の特性は說明せらるべきであるか——この點が不明であるといふのである。卽ち、ボンガーもトゥールモンも、ともに、タルドの犯罪模倣論には、犯罪の發明的、個性的要素の說明がないといふに在ると解し得るであらう。勿論、タルドは、『發明と模倣とは社會の基礎的行爲である』(三)と爲し、『模倣に因つて、個性的なものが社會化せられ、總ての善き思想が永續化せしめられ、且つ、かく永續化せられることに因つて、それ等相互が同化せられ、豐富ならしめられる』(四)として、決して、發明的なもの個性的なものを無視しては居ないのである。然し、それについての說明においては、尙ほ、十分のものがないことは否定し難い事實である。

(一) Bonger, ibid. p. 155.
(二) Toulemon, Le progrès des institutions pénales, essai de sociologie criminelle, 1928, p. 117.
(三) Tarde, Les lois de l'imitation, p. 157.
(四) Tarde, Les lois sociales, 8e éd. 1921, p. 146.

かく、タルドの犯罪模倣論は、犯罪の發明的、個性的要素の說明について尙ほ甚だ不十分なものが多いのであるが、然らば、犯罪の模倣的要素については十分なる說明を持つたものであらうかといふに、この方面においても尙ほ二箇の缺點を持つて居る。第一に、タルドに在つては、犯罪における模倣的要素が過重せられて居る結果、更に根本的なる犯罪原因が看過せられるの結果となつて居る。第二には、タルドに在つては、模倣は單に犯罪現象の原因であるのみならず、犯罪以外の總ての社會現象乃至文明を支配するものである、從つて、犯罪原因力としての模倣作用の機能は他の社會現象との關係において決定せらるべきものである。そして、この點については、タ

ルドも、犯罪模倣の放射線とその他の模倣群との相互關係を分析說明して居る。然し、其の個個的な結論については、尙ほ、必ずしも承認し難い點、又は、考察の不十分と思はれる點が殘されて居る。

先づ、第一の犯罪における模倣的要素の過重と犯罪原因の認識不足の事實を指摘するならば、例へば、タルドは、以前においては犯罪模倣は貴族から平民の方向に向つて傳播して行つたのに對して、現代においては都市から田舍の方へといふ方向を採りつつあると爲して居る。然るに、この模倣の方向の變化は、封建的社會組織の中から近代的商業都市が漸次に發達し、現代の社會が都市中心の産業的社會組織に變化したことに原因して居るのであつて、從て、犯罪の性質的變化は單なる模倣の方向の變化に原因して居るのではなくして、更に根本的には、社會組織の變化に因つて規定せられて居ると爲されねばならぬ。そして、かく解するにおいて、始めて、田舍の犯罪と都市の犯罪とが異れる特質を持つたものであることの原因も理解せられ、更に又、都市犯罪の特質が說明せられるのである。例へば、タルドは、現代における浮浪乞丐の原因が中世における騎士の巡禮、放浪樂師の模倣から來て居ると爲して居るが、これは誤りであつて、近代的經濟組織の發達とともに、初めは農業革命に因る農民の土地收奪の結果として、後には産業革命に因る都市工場勞働者の失業の結果として、浮浪と乞丐とが大量的に生産せられ、これが都市に流入して近代都市を充滿せしめたのである。又、タルドは、都市犯罪の特殊形態として少年犯罪を掲げ（五）、その原因を、矢張り、少年の模倣性から說明せんとして居る。然し、この少年犯罪の發生も、單

なる少年の模倣性のみから說明せらるべきではなくして、更に、根本的には近代的産業組織の發達に伴ふところの家庭生活の崩壞、都市における産業勞働者の密集的生活、住宅難、資本主義的制度の中に包藏せられるところの極端なる大衆の貧窮化とそれに對照するところの極端なる奢侈、娛樂設備の擴大等の事實からのみ理解せられるのである。卽ち、犯罪模倣理論は、犯罪原因論としては、尙ほ、更に根本的には、社會的經濟的原因の說明に因つて、補はれねば、それだけとしては、十分なものでないと爲されねばならぬのである。

（五）少年犯罪については、更に、特に、Tarde, Jeunesse criminelle, Etudes de psychologie sociale, 1898, p. 195 et s. に模倣說的說明が爲されて居る。

次に、犯罪と個々の文化内容とについて、タルドの說明の不十分であると解せられる點を擧げると、例へば、そこでは、教育についてそれが犯罪防止力を持たぬといふことが主張せられて居る。成る程、かくの如き思想が、ロムブローゾ以來、一部の人々に依つて持たれ來つたことは事實である。然し、最近には、教育の犯罪豫防的效果の方が廣く認められつつあること、及び少くとも單純なる理智教育ではなくして、社會教育乃至人格教育が犯罪防止の手段として一般に重要視せらるべきこと等については、私は之を他の機會に論じたところである（六）。タルドの謂ふ教育は單なる初等の理智教育であつて、しかも、それが單純に金儲の手段に供せられる場合に犯罪に對して有利に作用する可能性があると爲すに過ぎないのであつて、最近重要視せられつつある社會教育について論じたものでない。かくて、犯罪防止方法としての社會教育の重要性が全面的に

考慮せられて居ない點に、尙ほ、その結論が不十分であり且つ承認し難いものとなつて居る。

（六）拙著刑事政策の諸問題第一三四頁以下參照。

タルドの犯罪模倣論は以上の諸點において、若干の缺陷と、必ずしも贊成し難い結論とを持つたものである。然しながら、其の全體の主張として、犯罪に對して模倣といふ社會心理的原因が如何に重要なる影響を持つかを個々の形態法則に從つて說明した點は犯罪原因論乃至刑事學に對して廣大なる新領域を開拓したものたることを否定し難い。總ての新學說の主張者と同じく、タルドが模倣を以つて一切の事實を說明せんとした點は避け難いことであつたと謂ふべきであつて、寧ろ、犯罪の社會心理的原因としての模倣が、犯罪の生物學的、精神病學的及び心理的諸原因並に社會經濟的原因と相互的に補充し合ひながら、犯罪を原因づけつつある重要なる要素であることは、タルドに依つて始めて深く認識せられたと謂ふべきであらう。

然らば、犯罪原因としての模倣の意義を認識することは、犯罪對策としての刑事政策に對して、一般的に、如何なる結論を持つであらうか。この點については、タルドは、何等の政策論を立てなかつた。然し、既に、社會政策的方面においては、例へば、勞働の組織が不公平であつたり勞働の指揮が不完全である場合には、本來犯罪防止力を持つところの勞働が反つて犯罪を增加せしめる結果となることを指摘せる點からは、社會一般における勞資關係の改良が犯罪を減少せしめる一策であることを暗示して居る。又、これと關聯して、貧乏と不幸とが犯罪原因となるといふタルドの結論からは、社會から犯罪を減少せしめる爲めには貧乏と不幸とを社會から除去するこ

と、即ち、社會政策的諸設備を完成することの必要が暗示せられて居る。更に、刑事政策プロパーの領域においても、特に、勞働即ち刑務作業の合理的な組織と統制とが犯罪防止策として重要なる意義あることをも推理せしめて居る。

然しながら、これ等の點は、直接に模倣作用そのものから來る政策的結論ではなくして、諸種の模倣現象相互の關係の考察から推理せられる結論である。然らば、模倣作用そのものの刑事政策的結論如何といふに、この點については、タルドは全然何等の示唆を與へて居ない。然し、私は既に、本論の初めに論じた如く、犯人をして犯罪的環境から離隔するためのあらゆる制度、政策は無意識的に犯罪模倣論を前提したものであると考へる。第一に、人々に依り監獄そのものが犯罪の高等學校として犯罪的感染の中心點なりとせられ、特に初犯者及び反社會性の微弱なる者に對しては執行猶豫の制度に因つて監獄の惡感化から遠ざからしめるといふ思想は犯罪模倣論の刑事政策的結論である。第二には、刑務所內部において、犯罪人を分類し、これを離隔して拘禁する思想も犯罪模倣論の結論であつて、特に、少年犯人を成年犯人の感化から離隔すること、一般犯人を常習犯人の惡影響から離隔すること、の根本的意義は模倣に因る犯罪の傳播を避けんとすることから出發したものであること疑なきところである。又、第三には、右の自由刑に關する刑事政策とは別に、國外追放、居住制限等の刑罰制度が最近の諸國の刑法改正の一部分を爲して居るのであるが、これは一般社會を犯人の惡影響から防止せんとする見地を原理とするものであつて、やはり、その基本觀念は犯罪模倣論の結論である。尙ほ、又、刑罰理論における一般豫防

說の如きも、犯罪の模倣を防止する一箇の手段として立てられたところの理論的結論と見ることに因つてのみ始めて、その合理的な根據が見出され得るのである。

犯罪模倣論の刑事政策的意義は、從來、殆んど意識せられざる狀態に止まつて居つた。その結果、犯罪原因としての模倣作用とそれを基礎としたところの無意識的な刑事政策的諸制度との相互關係は未だ十分に自覺せられるところがなかつた。かかる關係上、タルドの思想そのものも殆んど顧慮せられるところなくして今日に至つたのである。私は、犯罪原因論としての模倣論を敍述・批判することに依つて、その刑事政策的結論が、更に深く強く理解せられ適用せられることの必要を特に指摘したいのである。

行刑の根本要請としての自發意志

青木誠四郎

內容

一、自發意志の要請
二、自發意志への障碍
三、行刑に於ける自發意志の喚起

一

牧野博士は、その最近の論著に於て、(一)刑罰の進化について說かれ、その原理として刑罰の法律化と、その意識化との二つをあげて居られる。この法律化の問題はこれを別として、その意識化の原理から、博士の說かれるやうに「刑罰の目的を案じ、機能を批判して」これを行はうとする場合のことを省みると、そこにその根本の要請として、受刑者のよりよき生活への自發意志をあげなくてはならないと思ふ。卽ち、これなくしては、受刑者が刑罰の目的とするところによつて、その生活を形づくる事はできないと云はなくてはならないのである。

そも〳〵人が觀念し、實踐するにあたつてそれが眞に觀念の體系をなし、眞に效果ある實踐となるためには、その根柢として、一つの自發意志がなくてはならないのである。でないならば、そ

の觀念された知識は眞に組織だてられず、體せられず、實踐を指導し得ないものにならざるを得ないであらうし、またその實踐はたゞ形式に過ぎず、何等の生活體驗にもならずに終ると見ねばならない。卽ちこの「自ら行はう」「自ら考へよう」とする自發意志なくしては、人は眞の活動をなし得ないものと云ふべきである。然らばこの自發意志は、どこから流れ出て來るのであらうか。その根元として私達は人の自我意識をあげなくてはなるまい。從つて人の自我意識の目醒めるに從つて、その活動は、この自發意志を不可缺とするのである。かの嬰兒に於て、その生活活動が外界から規定されるものが多分なのは、この自我意識が漠然としてゐるによると云つてもよいが、すでに幼兒になれば、その活動は自發意志を無視して誘導する事はできないのである。況して、これが青年期に及び、成人となるに及んでは、自我は益々目醒め益々確立して來るのであるから、自發意志はます〳〵その活動に欠くことのできぬところとなると云はねばならない。

この點は受刑者に於ても同じである。彼等の自我は時には、自我のないやうにさへ見える堅い殻の中にそれが潜んでゐる場合もある。歪んだ自我が強く現れて來てゐる場合もある。更にまた、その自我は、社會生活の苦難によつてより一層強く意識されて、(二)いつも「自分」「自分」と考へないではゐられないやうな事情さへ考へられるものがあるのである。

かやうな事情にあるのであるから、私達が受刑者の生活活動を誘導する場合には、いつもこの自我から流れ出る自發意志について注意しなくてはならないのである。その活動はよかれ、あしかれこの自發意志の規定をうけるのでこれを無視して、眞の活動を誘ふことはできないのである。

かく觀じ來つて、私は最初に述べたよりよき生活への自發意志について考へて見なければならない。人のよりよき生活への動き、人間生活の向上には、如上の意味に於て、よりよき生活への自發意志を缺くことはできない。これなくして人の生活向上は考へられないと云はねばならぬのである。而して人間生活を見渡し、かつ私達の生活意志について反省して見ると、人はすでに幼兒に於てすら、このよりよき生活への自發意志を有つてゐる。更にまた青年に於ては純眞な理想への憧れがその生活意志として明かな輝きを示してゐるのである。併し、このよりよき人生への憧れ、理想に動かうとする自發意志に於て、受刑者はいかゞであらうか。

前述のやうに受刑者もまた人たる以上、その活動は、いつもその自發意志によつて動くのであるし、またこの自發意志に反して、その活動の誘導をなすことは、屢々失敗の歴史を繰返してゐるのである。だから、自發意志が彼等の活動の根柢をなすことには疑を有ち得ないのではあるが、併しよりよき生活への自發意志に於て常人とこれを同一視し得ようか。彼等の生活の歴史には、いづれも自我の要求が、いはゞ社會的調和性ある生活への意欲と對蹠的な方向に向いたものが存して居る。彼等は利己の主張に走つて、自發意志はその方向にのみ認められると思はれるものもあるのである。勿論常人と雖も、よりよき生活への意欲のみが自發意志として認められるのではないけれども、受刑者に於ては、殊にそのよりよき生活への意志に於て、弱められ、掩はれ、時にはその存在を疑はしめるものすらあることは否定できないのである。

併し乍ら、この自發意志弱くして、行刑はその目的を達し得ないのである。絶對服從と云ふ自發意志を無視した行刑の裏面に、僞瞞と虚僞との生活が生れると正木學士が指摘され、好意的社會調和を高調されてゐるのは、要するにこの自發性なくして、行刑の行はれ難きことを唱へられたものと見るべきである。

このよりよき生活への誘導の根柢的な要請としての自發意志の薄弱、これは、行刑の問題を云爲する場合、第一の考慮とならなくてはならぬものなのである。私はこゝにこの問題について、若干の考察を行つて見たいと思ふ。

(註)

一、牧野博士、刑罰に於ける社會的機能の進化、刑政、第四十八巻第三號、昭和十年三月、第一一頁以下。

二、生活に於ける苦難は、自我意識を一層強くせしむる。これは、その苦痛が、自我と他我との區別について意識せしめ、これによつて自我の意識が明確化して來る一般的理由によるものである。

三、正木學士、累進處遇に於ける責任と自治、刑政、第四十七巻第二號、昭和九年二月、第九五頁。

二

すでに述べたやうに、よりよき生活への自發意志は、幼兒に於てすらこれを認める、ことができるのである。これは人の生來に具つてゐる意欲と云ふべきものである。だから受刑者に於て、これが欠けてゐるものでないことは直ちに結論して謬のないところである。然らば何故に彼等に於て、この生活の向上に對する自發意志が薄弱に見えるのか。

それには、種々な理由があるであらう。が、その第一のものは、彼等の所謂傾向性、即ち生來的な自然の欲求、殊に反社會的な利己的な欲望が、彼等の生活に於て強く現れて來てゐると云ふ事である。この彼等に於ける反社會的利己的欲望の強き現れは、ともすると社會調和的な生活形態の形成への意欲、即ちよりよき生活への意志を抑壓する結果を來し、そこに一見した反社會的生活欲望への意志のみの存するやうな生活を現さしめるに至つてゐるのである。これが所謂犯罪生物學的な研究に一つの領域を與へて居る問題なのであるが、またこれが、たしかに受刑者の善き生活への自發意志を缺乏せしめるに至つてゐる一因と云ふことができるのである。

けれども、これは受刑者の性格構造の特異性から來る一見した自發意志の缺乏である。人のもつ傾向性の全體の赴くところを詳かにし、その人格の全體の動きについて窺つて見ると、そこには必ずや掩はれた下に輝きを色むものが潜むことを見出すに相異ないのである。たゞ、こゝに、この一見した自發意志の欠乏と相俟つて、この自發意志の缺乏をそのまゝにして、更にこれを抑へるが如くにさへ思はれるものは行刑當事者の受刑者に對する態度である。行刑當事者については、しばゝ〳〵この自發意志の存在を否定するが如き立場をとり、鎭壓的方法を以てこれに臨んでゐるのを見るのである。「彼等の善意志はこれを認め難い」とか、「彼等の惡への動きは如何ともすべからざるもの」として觀念するやうなことは、必ず刑務官の受刑者に對する態度に現れないではゐない。それが、ともすれば抑へられようとしてゐるよりよき生活への自發意志を永久に葬り去るの結果を來さしめるやうになるのである。

けれどもこの刑務官の態度は、受刑者のよからざる傾向性に抑へられてゐる自發意志をいやが上に抑へると云ふに止らない。これはまた他の自發意志への障碍をなす原因にも一つの拍車をかけてゐるのが見られるのである。それは受刑者のもつ劣等感に關係しての自發意志の萎微に關係してゐるのである。

受刑者の劣等感とは何であるか。それはよりよき生活に至る自信の缺乏と云ふことである。彼等に於ては、その社會生活に於ける失敗が強く印刻せられてゐる。社會は彼等に食を與へなかつたこともあらう。また彼等に生活の方法を獲得せしめなかつたこともあらう。いづれとしても彼等はそのために社會に適應し得なかつたのである。この適應し得なかつた彼等の經驗は、失敗の苦さが胸に巢くひ、生活をよりよくし、社會に適應する自信に疊りを生ずる事は、まことに當然のことゝ云はなくてはならない。そこに劣等感の發生して來る一つの因由が認められるのである。この事は、おそらく多くの行刑當事者が、受刑者のこゝろ根において、いつも見逃し得ない大きい事實であらうと思ふのである。

かくして彼等には、一つの強い大きい劣等感があるのである。これに對して刑務官はいつもこれを和らげ、光を認めさせるやうに努力して居るであらうか。そこにまた刑務官の受刑者に對する態度の問題が關係して來る。卽ち、この自信の萎え勝ちな受刑者に對して刑務官はしばしばその失敗を回顧せしめ、反芻せしめるやうな態度をとるのである。刑務官はやゝともすると、受刑者の生活に失敗した歷史をその眼前に轉回して見せようとする。また時には、そのより

よき生活への意志を嘲笑するやうな態度をさへとることがある。更にまた時には、自らの焦燥にかられて、その將來の生活が必ず失敗することを斷言しようとすることもまたあり易いのである。そこで、たゞさへ劣等感に苛まれてゐる受刑者は、こゝに一層その感を心に深く銘ずるに至るのである。これが自發意志の障碍となる事は、說明するまでもないのである。希望なく、よりよき生活への自信の缺乏するところに、自發意志は湧かないのである。

かゝるが故に彼等は下を向いて歩むのである。それは彼等に自己の生活に對する希望を萎えさせて、前途に輝くものを見ず、いつも「ひがむ」心の現れである。彼等はまたこれがために卑屈に陷る。それは正しき生活への意志の弱い事を示してゐるのである。更にまた彼等にはこの故に作業と勞働とに對する熱意が足りないのである。生活の意欲がなく、よりよき生活を闘はうとする意志弱くして、その生活の闘ひたる勞作に強い興味と努力とを投げかける事のできないのである。しかもまた是と共に、自己の生活の缺乏を指摘されて反抗し、云ふまでもないのである。强情は卽ち自己の劣等感の虛をつかれて、自我をまもらうとする消極的な感情を張るのである。

反抗心は卽ちその積極的な感情である。

かやうに受刑者の示すその日常生活の動きには、その劣等感に由來してゐるものが極めて多いのである。これがよりよき生活への自發意志の障碍をなしてゐるのであるから、これがまた彼等の自發意志の一見した缺乏を示すことゝなるのである。

行刑を意識化し、その目的を案じつゝ機能を批判するものにとつて、かやうな根本の要請とし

ての自發意志への障碍を見ることは、極めて重大な事と云はなくてはならない。しかもこの障碍の一半が刑務官の受刑者に對する態度に由來することを見ることは、悲しむべき自己矛盾と云はなくてはならないのである。

私達はこゝにこの障碍をとり除くための一つの技術的考察をなさねばならないのである。

三

自發意志――よりよき生活への自發意志――への障碍を取り除いて、受刑者をして希望と自信とに生きることのできるやうにするため、行刑の實際はいかに考へられなければならないか。

その第一に考へられなくてはならないのは刑務官の受刑者に對する態度である。まづ、行刑の事に當るものは、受刑者の善意志を信頼するの態度をとらなくてはならない。正木學士が、「行刑はまづ囚人に對する信任にはじまる」と云はれたのは[一]この態度の方向を指示するものとして、極めて適切なる忠言と云ふべきである。まことに刑務官は、いつも囚人の惡意志の認識に走ることを抑へて、強く善意志の認識に努めなくてはならない。そしてこの善意志に信頼するの態度をとらなくてはならないのである。もし惡意志の認識につとめて、非難と叱責とをもつて終始するとするならば、それこそすでにあげたやうに、受刑者の自發意志を萎微させるものと見なくてはならない。ステルンが、叱責非難を劣等感發生の重要原因としてゐるのなど、[二]私達のこの點に關して反省しなくてはならぬところであるが、シュワルツエンベルゲルが嚴酷な刑罰は、たゞ威嚇教育にのみ必要であつて、眞の教育には、助力のみが必要であると[三]云つてゐるのも、また反省すべき教育方法を示唆してゐると云はねばならぬ。助力するとは、卽ち存在するものを喚起し、勢づけて伸展することを意味し、これはまた善意志の認識にはじまらなくてはならないからである。

この行刑當事者に於ける受刑者の善意志の認識に基づいて、はじめて彼等に於ける希望が生れて來るのである。私達が彼等のよく働き得ることを認めるから、彼等には働くことの希望が生れるのである。私達が彼等の正直を豫想する態度をとつて、はじめて彼等は正直になり得るのである。この關係はいつも私達が心に深く銘すべきことなのである。

さればこそ、行刑の近時の諸制度は、いづれもこの信頼に對する希望、希望によるよりよき生活の建設の關係にその基調をおいてゐるのである。牧野博士が云はれるやうに、累進處遇は希望の原理によつて動くものである。[四]「囚人に對する信任」のその出發點として求められる理由がそこにある。[五]假釋放の制度も東學士の云はれるやうに、[六]一つは「刑期を自己の努力によつて短縮し得るとする希望」にその重要なものを見出すことができるのであつて、これも亦、私をして云はしむれば、受刑者のよりよき生活への自發意志に對する信頼の表現である。

かやうにして、行刑當事者は、その新らしい制度の運用の根本として、この自發意志への信頼を要請されてゐるのである。しかのみならず行刑そのものゝ成立する根本にこの自發意志が要請されてゐるのである。あらゆる刑務官に於て私達はいつ、いかなる場合にあつても、この自發

意志を信頼し、その喚起と助長とにつとめるところがなくてはならないのである。この意味において教誨は、その重點を悔悟を深めることより、受刑者が自己の善意志の輝きを自らのうちに認めて、これを發展せしめようとする希望の喚起におかなくてならないのであるし、作業はいつも、その生活の實踐として觀念せしめられ、その努力向上は直ちに人生の實踐として激勵せられ、鼓舞せられなくてはならないのである。そこで行刑に於けるあらゆる苦難が、人生の希望と結びついて、その生活の鍛練となり、その生活の糧となつて、苦難の歡喜のうちに自己の生活をよりよく建設する事ができるのである。

私は、以上のやうにして、受刑者に於ける自發意志への障碍を除き、更にこれを强めて、生活建設に進ましめる第一にとるべき方法は、この行刑當事者の受刑者に對する信賴にあることを信ずる。その故にあらゆる施設はこの信賴への意志の表現として考へられなくてはならないと思ふ。威嚇、輕蔑、嘲笑、不信を示すすべての施設と態度とは、そのために直ちに撤廢さるべきものである。そしてそれに代るに、友情、尊重、傾聽、信賴を示すあらゆる施設が、刑務所に於て整へられなくてはならぬのである。受刑者に於ける座作進退の規律、日常生活の動作に對する規定、その他戒護の方法に於て、かやうな態度の表現が、深く考へられねばならぬものが、今日多く存して居るのである。

自發意志の喚起において、如上の信賴と希望の喚起が大切な意味をもつこと、並にこれがすべての行刑施設に反映すべき理は、以上に於て略これを明かにし得たかと思ふが、これと共に私達

が忘れてならないのは、行刑の結果に對して、無か全體から考へ方を以て對せず、これに漸次的な效果を求め、些かでもよき轉回をとれる事と對して、行刑の效果を認めることである。行刑當事者は、いつも現實に、釋放者の累犯への移りゆきを直視せしめられる。そのために屢々行刑に對しその目的の達成に對して自信を喪ひ勝ちである。この自信の喪失は、直ちに受刑者に對してその劣等感を誘發する原因となるのである。かゝるが故に、行刑の事にあたるものは、累犯するものに對しても、その善意志を見失つてはならない。こゝにまた受刑者の自發意志を喚起しようとするものゝ、忘れてならないものが、存してゐるのである。

かくて行刑當事者の受刑者に對する信賴と自己の仕事に對する自信と、この外と內とに對する信賴の念が、行刑の根本要請としての自發意志への障碍を除きこれを伸展せしめるに至る根本態度と云ふことができるのである。從つて行刑諸制度、諸施設がかゝる根本態度の具現としてでき得る限りに擴充されなくては、行刑はその目的を達するに遠いと云はねばなるまい。私はこの點に於て、行刑當局の熟慮と英斷とをまづ期待したいのである。

（註）

一、正木學士累進處遇に於ける責任と自治、刑政第四十七卷第二號昭和九年二月、第九五頁。

二、Stern, E., Seelische Störungen und Schwererziehbarkeit bei Kindern und Jugendlichen. s. 69.

三、Schwarzenberger, S., Die Bedeutung der modernen Erziehungswissenschaft für das Juristische Strafproblem. s. 14.

四、牧野博士累進制に於ける責任と希望との原理、刑政第四十七卷第二號、昭和九年二月第一九頁。

五、正木學士前揭同著。

六、東學士、假釋放制度の法律的、政策的考察、(上)刑政第四十七卷、第四號、第二十七頁。

刑政第48巻第4号
矯正図書館

犯罪者頭骨の腦顔面頭蓋指數に就て

原　正

目次

Ⅰ、緒論
Ⅱ、調査方法、文献及調査數
Ⅲ、腦顔面頭蓋指數の人類と猿とに於ける比較
(イ)平均値に就て
(ロ)分布狀態に就て
Ⅵ、犯罪者の腦顔面頭蓋指數に就て
(甲)犯罪者と非犯罪者との間に於ける比較
(イ)分布狀態に就て
(ロ)平均値に就て
(乙)死刑囚と死刑囚以外の犯罪者との比較
(イ)分布狀態に就て
(ロ)平均値に就て

Ⅴ、結論
附記

Ⅰ、緒論

刑政讀者諸君には予は今回初めて刑政誌上にて御目にかゝる。そして讀者諸君の大部分の方は行刑事務に關係して居らるゝ方と思考する。予は醫學殊に人體の解剖學を專門に致して居るもので、その專門である解剖學を基礎として犯罪者について研究を致し、大正六年以來之れを續けて居る。予は刑政誌上にて行刑に關する澤山の論著を拜見して益を得て居る次第であるが、然し他の一面に於て犯罪者の醫學的方面の事柄を諸君の御耳に達することも無益の事でないと思ふ。予の不完全なる此方面の研究を醫學雜誌でない本誌の上で發表の御許しを願ふのも各專門々々の方面で研究した事柄を互に交換し合はうといふ希望に外ならない。讀者諸君の大多數は專門が醫學以外であるため、本論文にある醫學的專門語は諸君を苦しめる事が少くなからうと考へられるけれども、また本論文が多少共諸君に御參考になる事を提供し得たならば、其不便を償つて餘りありと信ずるものである。

予は先づ醫學者以外の讀者諸君の爲に人體頭骨の解剖について少しく述ぶることを許されん事を願ふ。頭骨は二十二個の小骨が相寄つて出來て居り、これに舌骨といふ小骨が附屬して居る。この二十二個の內、左右同一で有對の骨になつて居るものは拾六個卽ち八對で殘り六個は無對の骨となつて居る。

以上の内二對の有對骨と三個の無對骨とによつて腦髓を周擁する部分を形成してゐる。之れを腦頭蓋と呼び、六對の有對骨と三個の無對骨とにより顏面を形成してゐるもの、之れを顏面頭蓋と稱へる。そして御承知の如く人體を解剖した丈けでは分り惡い事柄でも猿とかその他の動物を解剖して見て判然とその事柄が分り說明が附けらるゝ樣になる事が多い。かくの如く人類と他動物とを比較しつゝ研究する解剖學を比較解剖學と呼んで居る。今比較解剖學の立場よりして見ると上述した顏面頭蓋は人類よりは猿に於て能く發育し腦頭蓋は之れに反して猿よりは人類に於て能く發育して居るのである。この事實は有名なる事實として、誠によく知れ渡つて居り今更彼是いふ必要もないのである。これは、いふ迄もなく人類の腦髓は猿よりも著しく發育がよいといふ結果になるのである。若し人類で腦頭蓋の發育が甚しく惡い場合換言すれば猿樣狀態に近い場合には、その智能の發育不良にして甚しく低能となる。かゝる場合の例として次の予の報告を御覽願ひたい。

1 Sei Hara, Über den Schädel eines Mikrokephalen. Folia Anatomica Japonica, Bandy, Heft 1—2. 1927

2 原正、小頭ノ頭骨ニ就テ。第三十三回日本解剖學會口演抄錄(大正十四年四月四日熊本醫科大學解剖學教室ニテ開會)。

この小頭々骨に於ては腦頭蓋の發育弱く顏面頭蓋の發育強く生前白痴なるを常とする。白痴の程度も個人によりて色々ではあるが、要するに、かゝる人の犯罪は常人を以て論ずべからざるものと思考する。卽ち刑法第三十九條に示されたる處の心神發育不完全者と見做すべきに

あらずやと推定するのである。

それで普通の狀態では人類に現れて居ない猿樣狀態が人類に現れた場合、その人は劣等の人なりと考へられ、劣等で低能の人が犯罪性を帶びたるものとされる樣であるが、然し比較解剖學の立場よりして猿樣狀態が人類に現れたりとて、其現れたすべてが犯罪性を帶びるものと斷定することは勿論早計であるが、之れを全然否定し去ることも亦愼まねばならぬと思ふ。我等は愼重にかゝる狀態について調査して實地に犯罪者を取扱はるゝ方々の參考に供する樣に致したいと希望するものである。

予は伯林の「カイザー、ウイルヘルム」研究所の人類學部の教授フイシヤー先生の許で先年次に述べる樣な方法で腦頭蓋と顏面頭蓋との發育の割合を調べて腦顏面頭蓋指數なるものを算出し猿と人類との比較並に人種的比較の調査を試みた。共結果は次の如く發表しておいた。

Sei Hara, Vergleichende Untersuchungen über einen planimetrischen Cranio-Facialindex. Zeitschrift für Morphol. u. Anthropol. 1932, Bd. XXX, Heft. 3.

フイシヤー教授は予が刑事人類學の研究に從ひつゝある事を知つて特にこの問題を予に與へられたるものであつたが、悲哉予の伯林在留期間が短かつた爲め伯林に於ける研究は上述の範圍に止め犯罪者についての調査は歸朝の上に讓つたのである。フイシヤー教授はこの指數と犯罪者頭骨との間に如何なる關係があるかとの疑問をもつて居られたのである。今こゝに報告するもの元より同先生の疑問を解決するものではないが、只幾分の參考資料なりと提供す

るを得ば極々の僅少なりといへども同先生の疑問に御答へすることになる様に思ふのである。

Ⅱ、調査方法、文献及調査數

腦頭蓋と顏面頭蓋との發育の割合を定めるには如何なる方法によるか、初めから完全無缺のものといつては到底企圖し得られぬ事である。元より不完全なる方法ではあるが次の方法によつた。

モリソン氏投射圖描寫器 (Mollison 氏 Dioptrograph を正確ではなからうが意味より見てかく譯し置く)によりて頭骨の側方より見たる處の投射圖を描寫した(その器械の使用法等については述べる事は、こゝでは一切省略する)。そして附圖第一の如き側面の投射圖を得て、次にこれを如何にして顏面頭蓋と腦頭蓋とに分けるかといふに、頭骨中の下顎骨といふ骨の後上方に髁狀突起といふ突起あり、この突起の上端は肥厚して內外に長味を帶びた楕圓形となつてゐる。その楕圓形の外端にある點(附圖第一の Kl 點。之れを Condylion lat. と呼ぶ)と鼻根の處で左右の鼻骨と前頭骨と相接して出來た鼻前頭縫合と正中矢狀面との交叉點(附圖第一の n 點。之れを Nasion と稱へる)とを連結する線が大凡分界線となる。その分界線の後上方が腦頭蓋で前下方が、顏面頭蓋である。この投射圖に於ける腦頭蓋の部分と顏面頭蓋の部分とを、面積を計る器械卽ち Planimeter で、一平方 mm. を單位として面積を計つた。其面積よりして次の如く指數を算出する。

$$\text{腦顏面頭蓋指數} = \frac{\text{顏面頭蓋面積} \times 100}{\text{腦頭蓋面積}}$$

今 Stratz 氏(同氏論文 Das Verhältnis zwischen Gesicht- und Gehirnschädel beim Menschen und Affen. Archiv für Anthropologie. Band Ⅱ, 1904, 及び同氏著書 Lebensalter und Geschlechter. 1926. 參照)によれば方眼紙の上に頭骨の側面觀の投射圖を描き前頭骨の下緣より顳骨を通り外聽孔に至る線を腦頭蓋と顏面頭蓋との分界線とし(この分界線は予の場合と少し違ふ、然し大體に於ては近似の線である)その二部分に含まれたる方眼紙の平方 mm. 數を計算して兩者の比を執り、顏面頭蓋と腦頭蓋との發育の比は大人にて男子 40 : 100 女子 32 : 100 の比なることを記載してゐる。又フイシヤー教授の許にありし Dr. H. Weinaht 氏が Stratz 氏と同じく矢張り方眼紙の上に頭骨側面觀の投射圖を描寫し同樣の調査をなしつゝあつたが(予の記憶によれば同氏は未だ拾個斗りの頭骨について計測せしのみの處であつた)フイシヤー教授の御意見により予に於て讓り受け、フイシヤー教授の指導の下に更に改めて上述の方法にて研究に着手したるものである。又 Planimeter を使用することについては當時予と同時に伯林にありし京都帝國大學理學部荒木俊馬氏の示敎によつた。こゝに記して上記各位に感謝の意を表するものである。

次に調査數について述べると次の如くである。

Ⅰ、調査總數四百二十二個の人類頭骨の內譯。

伯林カイザー、ヴイルヘルム研究所人類學部

歐洲人		五三
アフリカ人		六二
大洋洲人(Ozeanier)		四五
東京帝國大學醫學部解剖學教室		
日本人	男	四六
	女	二八
アイノ人	男	五〇
	女	一五
慶應義塾大學醫學部解剖學教室		
日本人	男	二八
	女	五
長崎醫科大學解剖學教室		
日本人	男	七六
	女	一四
總計		四二二

Ⅱ, 犯罪を基本として分類するときは次の如き關係となる。

(イ) 犯罪者及非犯罪者。

(こゝにて犯罪者とは嘗て刑務所にありしものをさし, 刑務所以外にありし者を非犯罪者とした。)

	性別	犯罪者	非犯罪者
東京帝國大學醫學部解剖學教室	男	三四	一二
	女	二	二六
慶應義塾大學醫學部解剖學教室	男	一二	一六
	女	〇	五
長崎醫科大學解剖學教室	男	五五	二一
	女	三	一一
總計		一〇六	九一

(ロ) 死刑囚及死刑囚以外の犯罪者。

	性別	死刑囚	死刑囚以外の犯罪者
東京帝國大學醫學部解剖學教室	男	一九	一五
	女	一	一
慶應義塾大學醫學部解剖學教室	男	〇	一二
	女	〇	〇

長崎醫科大學（男　二七
解剖學教室（女　二
總計　四九

Ⅱ、猿の頭骨

伯林大學動物博物館　八七個
こゝに於て調査を許されたる上記各所に向つて謹みて感謝の意を表するものである。

Ⅲ、蓋腦顏面頭指數の人類と猿とに於ける比較

腦顏面頭蓋指數の計算法は前述した。然して共價は勿論比で現され且腦頭蓋の面積が分母となつてゐるから、其指數の價が少い程腦頭蓋の發育が善良なる事を現はすことになる。前述せるが如く人類の腦頭蓋は發育よく猿の腦頭蓋は發育惡しく、顏面頭蓋は之れに反せる事は周知の事實であるが、この事實を共指數は數字的に現せるものとも解せらるゝのである。今此腦顏面頭蓋指數を平均値及び分布の狀態より觀察するときは次の如くである。

（イ）平均値について。

予の調査したる四百二十二個の人類頭骨につきての腦顏面頭蓋指數の平均値は 37.74 ± 0.15 で八十七個の猿の頭骨の平均値は 112.33 ± 2.66 $\left(\frac{1M_1 - M_2 1}{\sqrt{E_1^2 - E_2^2}} = 28.04\right)$ であり、今この二つの平

均値を比較するときは二者の間に著しき價値の相違のある事を認めざるを得ない。

（ロ）分布狀態について。

今腦顏面頭蓋指數を階級の大さ10を有する分布表を作り人類と猿とを比較するときは次の如くである。

階級	中央値	人類		猿	
		個數	%	個數	%
20.01 — 30.00	25.00	11	2.60		
30.01 — 40.00	35.00	283	67.06		
40.01 — 50.00	45.00	126	29.85		
50.01 — 60.00	55.00	2	0.47	2	2.29
60.01 — 70.00	65.00			9	10.34
70.01 — 80.00	75.00			10	11.49
80.01 — 90.00	85.00			8	9.19
90.01 — 100.00	95.00			6	6.89
100.01 — 110.00	105.00			6	8.89
110.01 — 120.00	115.00			10	11.49

階級	中央値	人類		猿	
		個數	%	個數	%
120.01 —— 130.00	125.00			7	8.04
130.01 —— 140.00	135.00			10	11.49
140.01 —— 150.00	145.00			9	10.34
150.01 —— 160.00	155.00			1	1.14
160.01 —— 170.00	165.00			2	2.29
170.01 —— 180.00	175.00			2	2.29
180.01 —— 190.00	185.00			1	1.14
190.01 —— 200.00	195.00			1	1.14
200.01 —— 210.00	205.00			1	1.14
210.01 —— 220.00	215.00			2	2.29
總計		422		87	

上表の如く其發育の差の著しきことが認められる。尙圖表第一を參照せば其著明なることを確むるを得るであらう。

IV、犯罪者の腦顏面頭蓋指數について

予は前項に於て腦顏面頭蓋指數の人類と猿との比較解剖學的研究を述べたので、之れより(甲)犯罪者と非犯罪者との間に於ける比較。及び(乙)犯罪者の內にて死刑囚と死刑囚以外の犯罪者との比較。について述べようと思ふ。然して甲及乙の各々に於て其分布狀態と平均數との二方面より觀察しようと思ふ。

(甲)犯罪者と非犯罪者との間の比較。

(イ)分布狀態について。

階級	中央値	犯罪者		非犯罪者	
		個數	%	個數	%
20.01 —— 25.00	22.5	1	0.94		
25.01 —— 30.00	27.5	4	3.77	3	3.29
30.01 —— 35.00	32.5	33	31.13	27	29.67
35.01 —— 40.00	37.5	49	46.22	38	41.75

階級	中央値	犯罪者		非犯罪者	
		個数	%	個数	%
40.01 —— 45.00	42.5	18	16.98	23	25.27
45.01 —— 50.00	47.5	1	0.94		
總計		106		91	

上記分布表の階級の大さは指數5の價を有してゐる。次の死刑囚と死刑囚以外の犯罪者との分布表の場合も同一である。

今この分布表を圖表に描く時は圖表第二の如き狀態となる。其調査數少く分布曲線未だ完全とは云へないが、本圖表よりして大體次の如き所見あることが認められる。

モードは犯罪者及非犯罪者共に37.5にあり然して其より左に行くに從ひ指數値低下し右に行くに從ひ指數値は增加する事いふ迄もない。然るに今其分布曲線の經過を見るにモードの最高頂の左側に於ては非犯罪者より犯罪者の方高位に存在し右側に於ては低位にあり、故に犯罪者の方が非犯罪者よりやゝ少しく腦頭蓋の發育良好なるやを思はしめられる。

(ロ) 平均數について。

腦顏面頭蓋指數の平均數は非犯罪者36.93±0.28犯罪者36.37±02.7である。今この二平均數を比較するに $\left(\frac{1M_1 - M_2 1}{\sqrt{E_1^2 + E_2^2}} = 1.55\right)$ 二者の價値に甚しき差異のあることを認めない。卽ち

平均値の上より見れば腦頭蓋の發育は犯罪者と非犯罪者との間には大體として差異のないものである。

(乙) 死刑囚と死刑囚以外の犯罪者との比較。

(イ) 分布狀態について。

階級	中央値	死刑囚		死刑囚以外の犯罪者	
		個數	%	個數	%
20.01 —— 25.00	22.5			1	1.75
25.01 —— 30.00	27.5	1	2.04	3	5.26
30.01 —— 35.00	32.5	13	26.53	20	35.08
35.01 —— 40.00	37.5	22	44.89	27	47.36
40.01 —— 45.00	42.5	12	24.48	6	10.52
45.01 —— 50.00	47.5	1	2.04		
計		49		57	

上記の分布表を圖表に描く時は圖表第三の如くなる。之れに於ても調査數少く不完全なるを免れないが今其大體を見るにモードは矢張り37.5に存し其最高頂より左右兩側に於ける分布曲線の經過を見るに左側に於ては死刑囚以外のもの曲線高位に、右側にありては死刑囚高位

にあるを見る。之れによりて死刑囚以外の犯罪者の方が死刑囚より腦頭蓋の發育やゝ良好なるを思はしめられる。

(ロ)平均數について。

平均數に就て見ると死刑囚 37.40 ± 0.39 死刑囚以外の犯罪者 35.49 ± 0.36 で、此二つの平均値を比較するに $\left(\frac{1M_1 - M_2 1}{\sqrt{E_1^2 + E_2^2}} = 3.60\right)$ 死刑囚高位にして死刑囚以外のものは低位である。換言すれば死刑囚の方が腦頭蓋の發育不良なることが認められる。この事實は分布狀態よりも亦證明せらるゝが故に、其確實性は一層增加せるものとして可なりと信ずる。

V、結論

以上腦顏面頭蓋指數に就て述べたる處を綜合するときは次の如くになる。

一、人類と猿とは其腦顏面頭蓋指數を分布狀態及平均數の二方面より觀察するに著しき差異あることが認められる。

二、犯罪者と非犯罪者との間では、分布狀態より見れば犯罪者の方非犯罪者より腦頭蓋の發育良好なるが如く見えるけれども平均値の方面より見れば二者全く區別がない。

三、死刑囚と死刑囚以外の犯罪者との間では、平均數及分布狀態のいづれより見るも死刑囚以外の犯罪者は腦頭蓋の發育死刑囚に勝つてゐる。

附記

腦頭蓋の發育は智能の發達を伴ふことは何人も考へる處で人類と猿との關係を考慮するときは何人も首肯する處であらう。又人種的區別に於ても差異の比較的甚しきもので、例へば予の調査せる歐洲人は 36.17 ± 0.44 大洋洲人(Ozeanier)は 42.72 ± 0.46 の平均値を有してゐた。其平均値を比較 $\left(\frac{1M_1 - M_2 1}{\sqrt{E_1^2 + E_2^2}} = 10.39\right)$ するとき腦頭蓋發育の差異あることも其文化發達の程度より首肯されるではないか。尙予の調査に於て歐洲人 36.17 ± 0.44 日本人 36.64 ± 0.19 を比較 $\left(\frac{1M_1 - M_2 1}{\sqrt{E_1^2 + E_2^2}} = 1\right)$ するに二者殆んど差異なきことも其文化程度を見ても頷かれるではないか。(人種的區別については緒論の項に記載せる予の伯林に於ける研究報告並に次の予の報告即ち、日本人及アイノ人の腦顏面頭蓋指數に就て。東京人類學會創立五十年記念講演會口演抄錄。人類學雜誌第四十九卷第五號昭和九年五月發行、を御參照ありたい。)

以上の如き場合は何人も承認せらるゝ事と考へるが、本題即ち犯罪者及非犯罪者等に就て研究する場合は次の如き諸件を考慮に入れて御批評を仰がんと欲するものである。

一、調査方法の未だ完全ならざる事。

二、調査數の少き事。

三、犯罪者非犯罪者の區別を或意味に於て嚴重に立て難き事。

四.腦頭蓋及顏面頭蓋共に年齢其他の事故によりて變化を起し其指數に變化を起し易き事。(殊に(四)の場合其指數のみにより智能發達の程度を批判せんとする時は誤りに陷り易き事に注意せねばならぬ。)

(上記の諸條件について一々說明を加へるときは多少御參考になる事もあらうが此處には一切省略した。)

以上の諸項よりして犯罪者及非犯罪者についての本研究は絕對的の價値はなくとも比較的の價値はあると信ずる。然して予の少數調査の結果がかくの如くであることは斷言し得る處であつて、幸にも此結果が讀者諸君に多少とも參考になるを得ば望外の光榮とする處である。

之れが決定的解釋は尙多數調査の結果に俟たねばならぬこと勿論である。

尙一言附記したいことは少數調査の結果であるから未だ斷言はなし得ないが、犯罪者と非犯罪者との間に腦顏面頭蓋指數の平均値の比較に於て差異のない事は、形態上よりして人類を犯罪者非犯罪者の二階級に區別すべからざる一證左ではなからうか。人類愛の立場よりして予は然かあらん事を望んで止まざるものである。

附圖第一、

頭骨側面觀投射圖

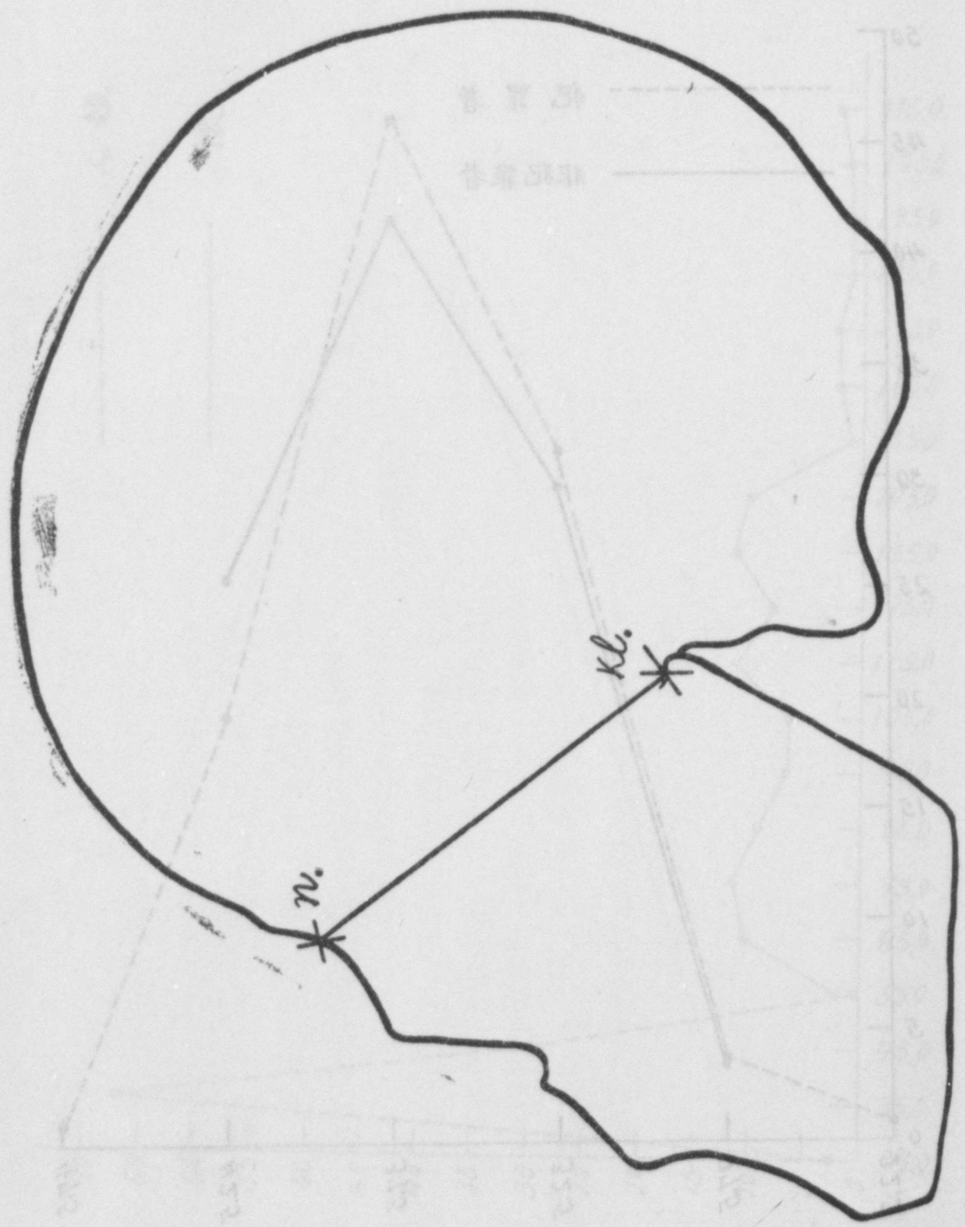

圖表第二、

犯罪者及非犯罪者ノ腦顏面頭蓋指數分布、

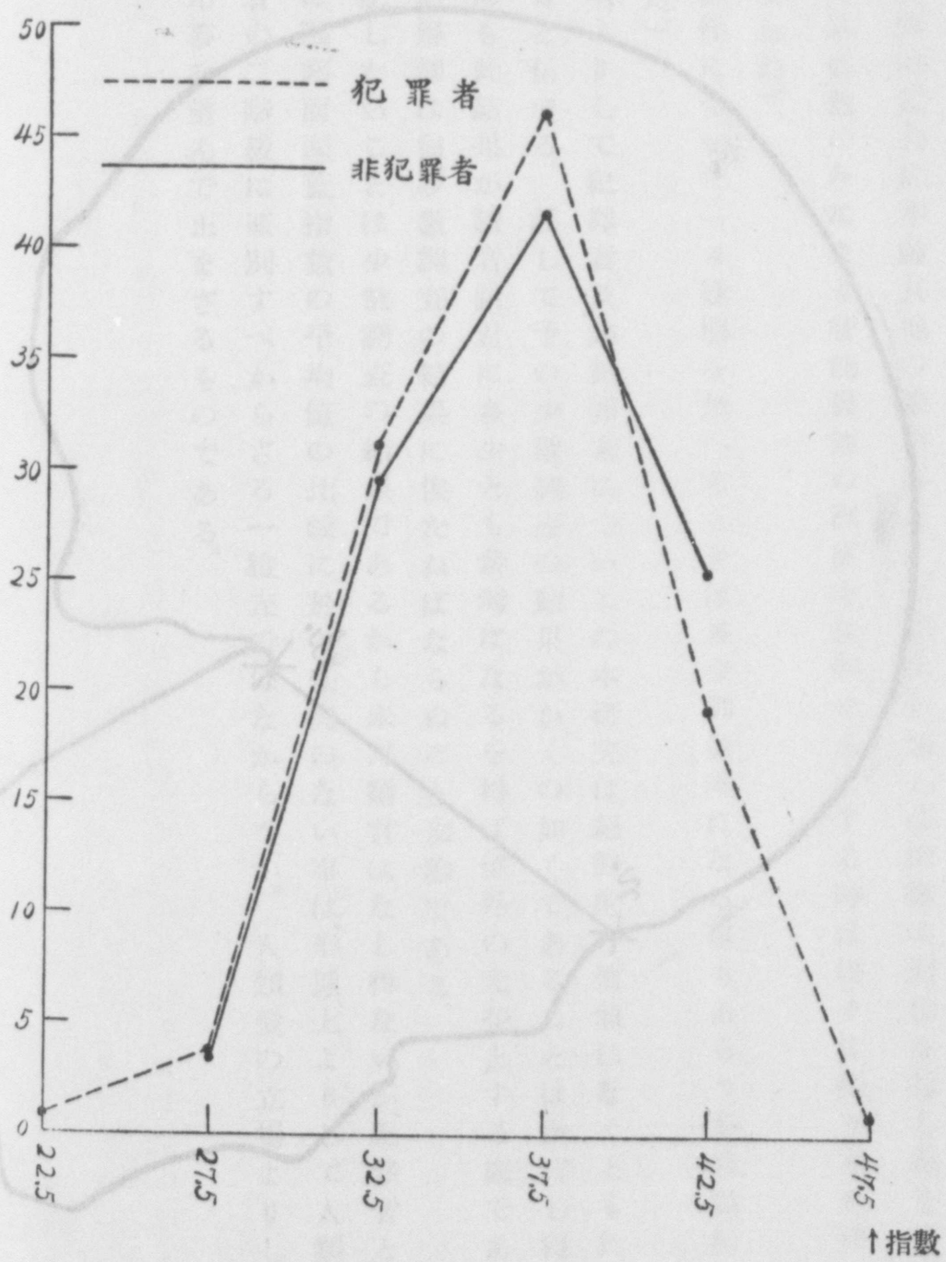

圖表第一、

人類及猿ノ腦顏面頭蓋指數ノ分布

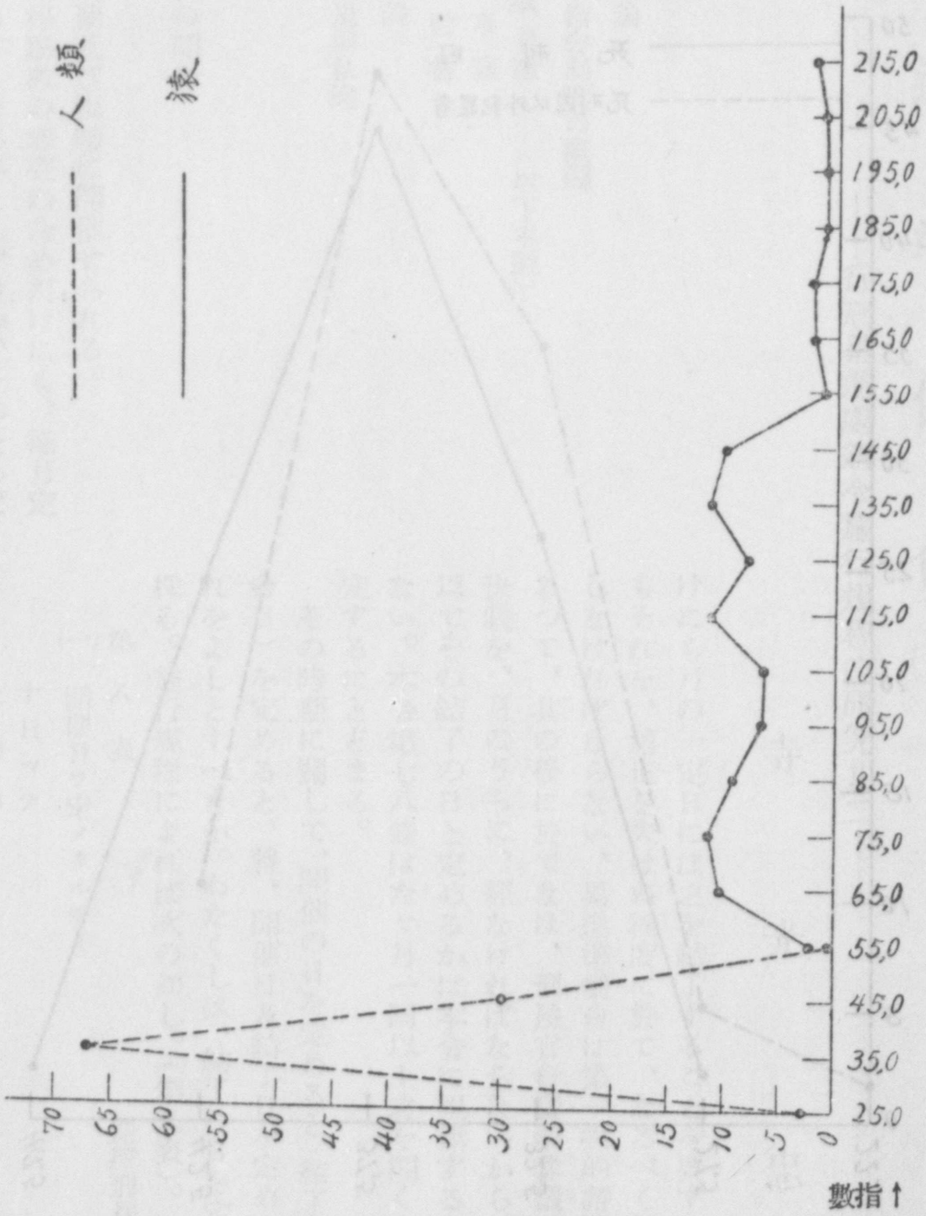

圖表第三、

死刑囚及死刑囚以外犯罪者ノ腦顏面頭蓋指數分布、

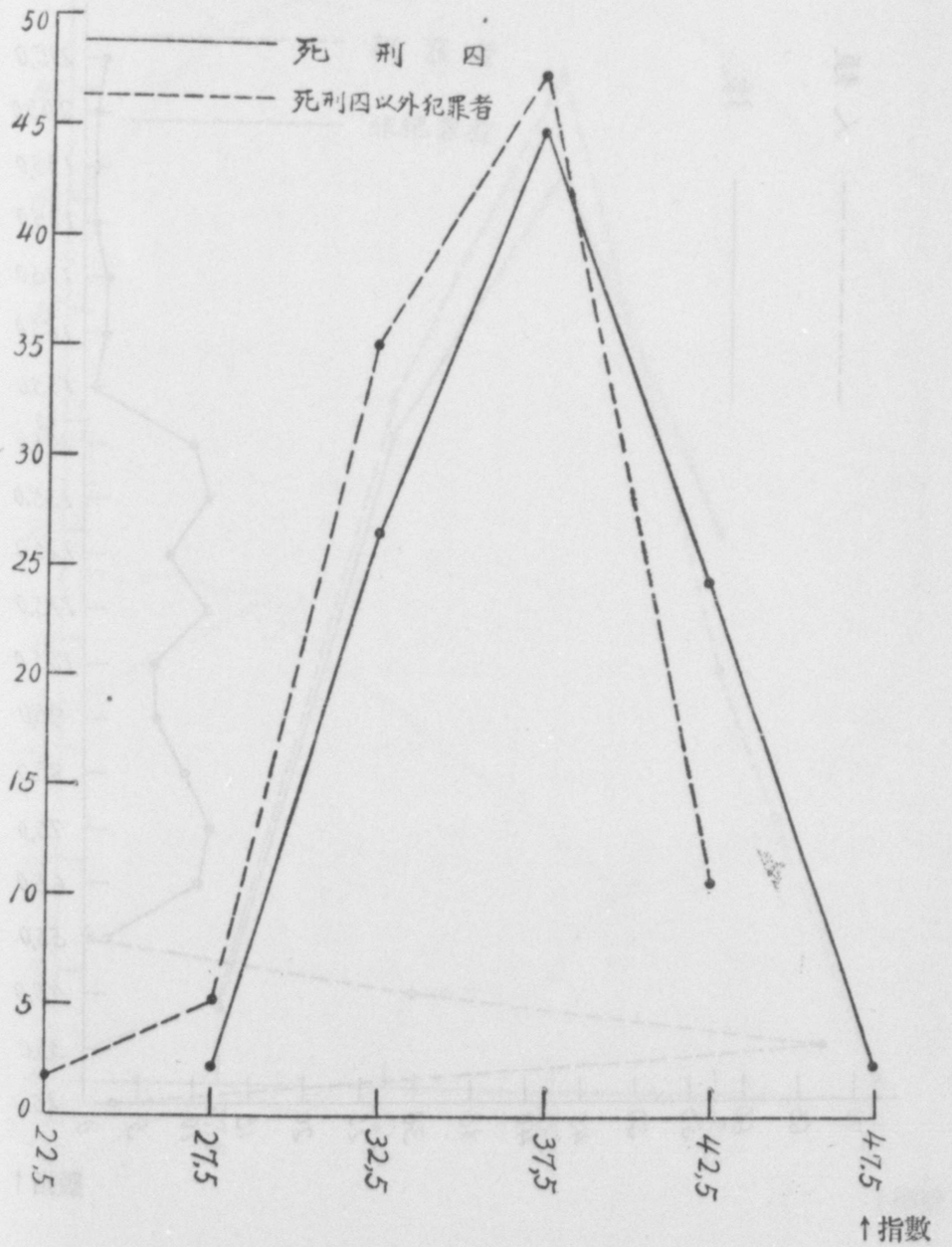

累進準備會（二）

——行刑累進處遇令施行規程の研究其二——

寺光忠

目次

一 序論
二 現行累進準備會制度の概觀
四 その議事法（以下本號）
五 その事務
六 その監督
三 結論
四 累進準備會規則私案

けにも月の一定日には之を結了することを要する。しかもそれを、適正を失はぬ程度に於て、なるべく早く結了しなければならない、累進準備會は第一次的諮問機關であつて、其の後に於てなほ、刑務官會議の審議及所長の決裁を、月のうちに、經なければならないから。何日を以てその結了の日と定めるかは本令に規律するところがない。本令第七八條はたゞ月一回以上之を開くべしと規定するにとどまる。

その時期に關して、開催の日を定めると、結了の日（閉會日）を定めると、將、開催日及結了日を定めると、何れをよしとすべきか。わたくしは、結了の日を定めるを、採る。施行規程によれば次の如し。（第八表）。

第八表　採擇刑務所數

(一) 開催日ヲ定メタルモノ	六
十日マテ	一
上旬中	

四 その議事法

(1) 累進準備會の開會

A 時期

累進準備會は定期及び臨時に開催せられる。

累進準備會は所得點數の審査のためだけにも、毎月定期にこれを開催することを必要とし、且つ、そのため

十日前後　一
十三日マテ　一
十一日ヨリ十三日マテノ間　二
十一日ヨリ十四日マテノ間　一
十四日マテ　一
十五日マテ　一
二十日前　四
中　旬　一
十日及二十五日　一
十日ヨリ二十日マテノ間所長指定　一
所長指定　二
所長ノ承認ヲ要ス　四

(二)

結了日ヲ定メタルモノ
十日マテ　四
十三日マテ　四
十日ヨリ十五日マテ　一
二十五日マテ　一

(三)

所長ヘノ報告日ヲ定メタルモノ
十三日マテ　一
十五日マテ　二

開催日及結了日を定めたものは、概して、その結了即時に所長に報告すべきものとしてゐる。第八表によれば、

開催日――上旬九、――中旬二二、――下旬一
結了日――上旬四、――中　旬　五、――下旬一
報告日――中旬三

となるから、通じて、結了日は凡そ二十日といふ傾向を認め得るであらう。

定期準備會の毎月の回數に關する規程は次の如し。(第九表)。

第九表　採擇刑務所數

一回以上　二
二　回　一
二回以上　一

その回數は多いに越したことはないかも知れない。しかしながら、既述の如く、累進準備會は實際上擔任區別のいはば小分會を數回に亘つて開くことを要するから、屢次の開催には困難を伴ふであらうか。

臨時準備會については本令に特段の規定がない。臨時に開催の必要の起ることは豫想せられるから、規程に於て臨時準備會に關して規定するものが多い。(第十表)。

第十表　採擇刑務所數

必要ノ都度　一一
臨時審議スヘキ必要ヲ生シタルトキ　二
進級停止ヲナスヘキ程度ノ紀律違反アリタルトキ　二
進級停止降級除外ニ當ルモノアルトキ　一
隨時所長ノ命ニヨリ　九
所長必要ヲ認メタルトキ　一
所長ノ承認ヲ要ス　一
會員ノ請求アリタルトキ　一
會員四名以上ノ請求アリタルトキ　一

所長その必要を認めたるとき及び一定數の會員より議長に請求ありたるとき所長の承認を經て、臨時準備會が開かれる、とするを妥當としたい。

B　開議定足數

累進準備會には全會員が出席するとするのが立前であらう。もし會員の全部は必然的に出席し得ないなら、それはその構成に關する規程そのものが妥當でないとも云へやう。しかしながら、事實上の問題としては、全會員の出席を定足數とすれば、往々にして開會不能に陷ることあるを豫想しなければならず、從つてこの場合には、必然的に、累進準備會の性質上適當でない代理員制度を認めざるを得なくなるのである。尤も、全會員の出席を定足數としない場合に於ても、いはば主たる會員たる配屬教誨師、擔任作業技手、擔任看守部長、擔任看守を欠いた準備會の議事は、凡そ價値なきに歸するであらう。定足數に關する規程次の如し。(第十一表)。

第十一表　採擇刑務所數

五名以上　一
七名以上　一
全會員　五
擔任看守部長及擔當看守ヲ缺クトキハ不成立　一

(2)　その議決方法

本令第七九條によれば、『累進準備會ノ決議ハ多數決ニ依ル』。しかし、「實際上は滿場一致するに非れば累進に適するものと認むべきでないとも考へられ」(二)行刑に關する限り、特に、議事のすべてが滿場一致によつて決せられることが望ましい。愼重と公正。

施行規程に於ては次の如し。(第十二表)。

第十二表　採擇刑務所數

多數決　一
多數決(可否同數ナルトキハ否ヲ以テ決ス)　一
多數決(可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル)　七
三分ノ二以上ノ同意　六
少數意見ヲ議事錄ニ附記スヘシ　五
査定ヲ保留シタルトキハソノ旨所長ニ報告　一

三分の二以上の同意、少數意見議事錄附記、を妥當としやう。少數意見も亦た愼重に考慮せられなければならない。

尙、議事の進行に關して、『下級者ヨリ順次ニ發言スベシ』と規定してゐるものが七刑務所。

(一)正木氏前揭「概論」第九六頁

五 その事務

累進準備會の事務の一部は議長の掌るところである(既述)。別に、その事務を專務とする職員を附屬せしめることも適當であらう。規程によれば、書記一名を置くものが二刑務所。一は戒護看守を以て之に充て、他は看守部長中一名を所長が選任するものとしてゐる。

累進準備會書記の職務は

「會議ノ資料トナルベキ書類ノ整理」「議事錄ノ作成事務」

である。

累進準備會は審議の概要その他會議の經過を記載するため自己の議事錄或ひは日誌を持ち、その他若干の書類を整理しなければならぬ。累進準備會に屬する書類として施行規程にあらはれたる主なるもの次の如し。(第十三表)。

第十三表	採擇刑務所數
イ 累進準備會議事錄	一三
ロ 累進審査表	一六
ハ 審査人名簿	一

「累進審査表」は本令第二八條の『得點表』の原簿である。各所その名稱を異にし、或ひは曰く、「得點表」「累進處遇經過錄」「得點原簿」「行刑成績表」等々。

書類の保管につき、(第十四表)。

第十四表	採擇刑務所數
イ 議事錄ヲ議長	五
ロ 累進審査表ヲ議長	三
〃 管區長	二
〃 戒護部	一

別に、「累進準備會會員名簿」なるものを設け文書主任をして之を保管整理せしむるものがある(岡崎)。

六 その監督

累進準備會に對し何らかの手段によつて之を監督するの必要あることは肯んじなければならぬ。施行規程の各所に於て種々の方面からその監督の手が伸ばされてあることは叙上の研究に於ても明らかにせられてゐた。

しかしながら、累進準備會への監督は最も思慮ある方法を選ばれねばならない。それを用ひることによつて、累進準備會の正當にして活潑なる活動を制止し、累進

準備會會員の公正なる意思乃至判斷を萎縮せしむるが如き方法を嚴に警しめなければならない。累進準備會は下級者一般を以て構成せられる。累進準備會をして忌憚なく最も適正にその審議を盡さしめるところがなければならない。惟ふに、最もよき監督方法は最も高き信賴の上にあるであらう。些末を捨てる。無益なる干渉に終るかの如きを止めて、先づ累進準備會會員を信賴することからして、行刑のわれらの道を築いて行かう。監督することを考へる前に敎養することを考へたいのである。

規程によれば次の如し。

「各主任ハ累進準備會ノ自由ヲ拘束セザル範圍ニ於テ適正ニ之ヲ監督シ」(函館、網走)「各主任ハ累進準備會ノ自由ヲ拘束セザル範圍ニ於テ常ニ之ヲ監督シ」(松江、沖繩)「各主任ハ累進準備會ヲ監督シ」(靑森)

而して要は

「審査上脫漏、誤脫、遲延又ハ澁滯ナカラシムベシ」(右六ケ所)

累進準備會に對する監督として規程上に特に規律するならば右の要領の程度を以て必要且つ滿足なるものとしたい。

三

現行施行規程中累進準備會關係の條文三〇八の解剖を以上を以て終つた。余すところなしと信ずる。

が、顧みて、わたくしは、かんがへる。施行規程の各條の中から引離して累進準備會に關係ある規定のみを抽出し、しかも混然たる四十八刑務所のそれを一目の下に視やうとする——まことに、『群盲の巨象を撫でる』、に當る、か。

曰く、(一)累進準備會に關係ある箇條を全然設けてゐないものは一もなかつた。しかしその多くは一條乃至五條であつた。(二)大別して六項目(性質、組織、權能、議事法、事務、監督)に分類の上調査したけれども、多くの刑務所はそれに調査資料を提供してゐない、資料となり得る規定を設けてゐないのである。卽ちその全部に亘つて殘りなく關係條文を作してゐるものは殆んど無く、集計表前後十三個のうち採擇刑務所の數よりも不採擇刑務所の數の方がより多いのであつた。それら不採擇刑務所については、その實際上の取扱は今日遺憾なく行はれてゐることを信じ得ても、規程としては備はらないものがあるであらう。(三)規定せられてある條文に就いてみて、その累進準備會の性質上若くは愚見の上から見

て、適當と認められないものも幾千かの數に上つてゐる。(四)六項目の他に、及び六項目についてもなほその他に、規程として採用せられることの望ましいもの（即ち本稿にあらはれてゐないもの）が、なほ數多いことも想像し得るであらう。

今、六項目についてその要領を擧げ、結論に近づけたい。

(1) 性質——第一次的諮問機關。其の決議はすべて更に刑務官會議に附議。刑務所長に直屬。……(2) 組織——會員、議長、參加員、書記。單位を狹小に。規定の上の職員は即ち當然に會員。議長は會員中戒護係上席者。……(3) 權能——獨立不羈。累進に關する事項の總べて及びその他の所管事務。……(4) 議事法——定期及臨時。定期は二十日迄に結了。主たる會員を欠くときは不成立。議決は出席者三分の二以上の同意を。……(5) 事務——書記。書類の整備。……(6) 監督——事務上の監督にとどむ。

終りに累進準備會規則私案を掲げて、わたくしの、結論としたい。施行規程に於て、別に累進準備會規則なるものを附屬せしめてゐるものは、小菅（累進準備會規則、一二ヶ條）廣島（管區制ニ關スル規程、「管區會議」三ヶ條）。規程の體裁の上から、施行規程と別に又は施行規程中の一章を分つて、『累進準備會規則』を達示することは望ましいであらう。

私案は、假りに、管區制度を前提とする。從つて、其の刑務所に二個以上の累進準備會の成立することを前提とする。

四

第一條　累進準備會ハ管區毎ニ之ヲ常置ス

第二條　累進準備會ハ累進ニ關スル總テノ事項其他重要ナル行刑事務ニ付キ公正妥當ナル審査ヲ爲ス

第三條　累進準備會ハ刑務所長ニ直屬ス

第四條　累進準備會ハ其管區ニ屬スル總テノ看守長、保健技師、保健技手、教誨師、作業技師、作業技手、看守部長及看守ヲ以テ組織ス

第五條　前條ノ職員（以下會員ト稱ス）ハ審議明晰ナルヲ期シ平常受刑者ノ觀察ニ努メ常ニ會議ノ資料ヲ蒐集整理シ置クヘシ

第六條　累進準備會ニ議長一名ヲ置ク

議長ハ會員中戒護係上席者ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　累進準備會ノ會議ハ工場別ニ之ヲ開ク

第八條　擔任ノ教誨師、作業技手、看守部長及看守ヲ缺クトキハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ作業技手ノ配屬ナキ場合ハ此限ニ在ラス

第九條　累進準備會ハ毎月之ヲ開キ二十日マテニ其議ヲ結了スヘシ

臨時會ノ必要アルトキハ刑務所長其開催ヲ議長ニ命シ又ハ前條會員ノ請求ニ依リ議長之ヲ開催ス

第十條　累進準備會ハ其議事ニ關シテ他ノ制肘ヲ受ケス獨立不羈ノ權限ヲ有ス

第十一條　會員ハ公正忠實ニ其意見ヲ申述スヘシ

第十二條　議事ノ進行ハ議長之ヲ掌ル

第十三條　議事ハ下級者ヨリ順次發言スヘシ

第十四條　議長ハ必要ニ應シ配屬外ノ職員ニ對シ會議ノ席上意見ノ開陳ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ職員ハ決議ニ加ハルコトヲ得ス

第十五條　累進準備會ハ必要ニ依リ受刑者ヲ呼出シ直接考査ヲ爲スコトヲ得

第十六條　累進準備會審査ノ爲受刑者ヲ獨居拘禁ニ付スル必要アリト認メタルトキハ豫定日數ヲ定メ議長ヨリ刑務所長ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條　累進準備會ノ決議ハ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

議長ハ少數意見ヲ累進準備會議事錄ニ附記スヘシ

第十八條　累進準備會ニ書記一名ヲ置キ刑務所長戒護係看守中ヨリ之ヲ命ス

書記ハ主トシテ會議資料ノ整備ヲ爲ス

第十九條　累進準備會ニ累進準備會議事錄、累進審査表及審査人名簿ヲ備ヘ書記之ヲ整理シ議長之ヲ保管ス

累進準備會議事錄ハ會議結了後直チニ刑務所長ニ提出シ累進審査表ハ刑務官會議ニ廻付スヘシ

第二十條　戒護主任ハ累進準備會ノ自由ヲ拘束セサル範圍ニ於テ審査上脫漏若ハ澁滯ナカラシムル爲議長ヲ通シテ累進準備會ヲ監督ス

第二十一條　累進準備會全體會議ノ必要アルトキハ議長其旨ヲ戒護主任ニ通シテ之ヲ開ク

合同累進準備會ノ必要アルトキハ議長刑務所長ノ許可ヲ受ケ他ノ累進準備會議長ニ其旨ヲ通シテ之ヲ開ク

合同累進準備會議長ハ累進準備會議長中上席者之ニ當ル

本條ノ會議ハ退廳時ヨリ之ヲ開ク

第二十二條　累進準備會ノ議ヲ經タル事項ハ更ニ刑務官會議ノ議ニ付ス

第二十三條　累進準備會ノ決議ヲ刑務官會議ニ於テ變更シ若ハ採擇セサルトキハ刑務所長ハ累進準備會議長ヲ招致シ其意見ヲ聽取ス

（附記——書類の形式等は之を別に定めることを要するが本稿はこれまで）

——（一〇、二、一三、稿）——

刑事社會學に於ける問題(一)

小川太郎

目次

一 序——問題の必要（以上本號）
二 業績の若干と問題の若干
三 概念、本質、方法
四 結語

一

夫々の時代には夫々の時代の合言葉がある。今日の合言葉は『非常時』(Krise)といはれてゐる。他の方面と同様に、犯罪——其の認識——其の處置の領域にもこの非常・危機が色濃く滲み出てゐる。所謂「犯罪と非常時」(一)である。今日の問題は尠くともそれが社會に關する限り、この今日の特徴を見逃すことは出來ぬ。刑事學——そして刑事社會學の問題も勿論この今日の段階に於て實踐的要求として提示されるものでなければ意味がない。

然らば犯罪——其の處置——其の認識に於ける今日の非常時といふものに依つて何が意味されるか。

犯罪に於ける今日の特徴的な事實としてわれわれに與へられてゐるものは次に掲ぐる數項である。即ち、第一に犯罪總數の近年に於ける著しい增加がある。(二)第二にヨリ特徴的な事實として常習犯人即ち累犯の增加がある。(三)第三に確信犯人の出現・增加がある。(四)次に暴力・風俗犯罪の增加が傳へられて居る。(五)第五として多くの人々にいはれてゐる如く少年犯罪・婦人犯罪の傾向が世界大戰の前後から現在に至る迄特徴的な動きを示してゐる。第六としてセンセーショナルな犯罪の增加といふものがわれわれの新聞紙に依る常識の上に今日を特徴付けてゐる。

此の尠く見積つても六つの「事實」——勿論其の一つ一つが尙詳細な檢討を要するところのものではあるが——が犯罪に於ける非常時特質といはれてゐる。そして其等が社會の今日の推移から直接に生み出されたものであることは容易に推測し得るところである。社會情勢の推移は「現存社會秩序に對する無意識的な反抗形式としての常習犯」(六)と「之と全然對蹠的地位に立つところの犯罪の形態」(七)としての確信犯人を生むと同時に、從來の社會の結合形式の破綻に從て、少年犯罪、婦人犯罪そして又風俗犯罪を浮び上らしてゐる。

こういふ犯罪の事實は當然に犯罪の對策——そして又其の認識に反映せずにはゐない。

先づ「對策」に於ける傾向を見よう。一言にしてこれが今日の傾向を蔽へば、それは團體主義に基いて犯罪の統制が强化されたことである。犯罪の出現に對して人爲的な方途を講ずる——即ち刑事政策といふものは十九世紀の所産である。それ以前にこれが原始的な形で既にあらはれて居つたことは勿論であるが、學問的體系として確立しそして又實踐的な意義を持つてあらはれたのはリスト(v.Liszt, 1851—1919)に始まる。(八)そうして時代の波にのつて政策の重要性は益〻明確になつて來た。今日に於てはリストの結論を受け入れると否とに拘はらず、犯罪に對して人爲的な方法を講ずる——統制するといふ傾向は益〻强くなりつゝある。それは、一には政治經濟上の團體主義化の傾向と照應し、一には犯罪の急激な增加に對するものである。

政治經濟の近代の樣式の成立、之に伴ふ近代的な國家機能の出現はあらゆる領域に「自由主義」を其の指導原則とした。刑法の領域に於ては其の自由主義は封建的刑罰專擅に對する反抗形式として罪刑法定主義となつてあらはれた。と同時に尠くとも其の初期に於ては、犯罪の領域に、いはゞ犯罪の自由放任があつた。勿論犯罪に對する社會乃至國家の關心はいつの時代にも決してそれに對して何等かの對策を講ずることを怠るものではないが、しかし、其の處置の內容、要請といふものは時代に依つて異る。罪刑法定主義は其の最初の形態に於ては犯人の法律的地位の保護が重點であつた。それは勿論檢察・裁判・行刑の形式に永久的な眞理は與へたのであるが、しかし、犯罪の防壓に關しては應報としての刑といひ、一般豫防といひ、威嚇といひ、排害陶汰といふも所詮、其の直接の機能ではなかつた。果然、犯罪は近代的な政治經濟の樣式のいろ〳〵な矛盾の結果として增大して來た。ロンブローゾ(C.Lmbroso, 1836—1909)といひ、ケトレー(A.Quetelet, 1793—1874)といひ、總て此の犯罪の新しい狀況に目を見張つた人々である。リ

ストに於て犯罪の防壓に對する學問的體系が與へられた。政治經濟に於ける自由主義の排棄が議題に上ると共に犯罪の統制も亦着手された。刑事政策といふものが防壓方法の科學としてあらはれ、そして又刑法の實踐の上に犯罪の對策の上に新しい方法を目覺めしめた。廣い意味に於ては今日と雖も此のリストに依つて開かれた道を決してそれるものではない。だが、政治經濟の樣式は自由主義を完全に排棄して、團體主義の形態を明白に採りつゝある。ファスチスチ、ゾヴエツト・ロシヤ、そうして一九三三年のナチス・ドイツを通じて近代國家の團體主義化といふものは余りにも明白な事實となつた。この傾向に照應して、否それに基いて犯罪の統制は强化された。丁度、經濟上の自由競爭の矛盾を經濟上の統制に依つて解消しようとすると同じ意味に於て、犯罪の增加を犯罪の統制に依つて解消しようといふ傾向に向つてゐる。(九)共の二三の特徴を擧げれば、例へば、第一に教化主義がある。第二に世界大戰後急激に主張されて來た保安處分、不定期刑がある。何れも犯人の統制でなくて何であるか。第三に趣は異るが「非常時犯罪を非常時手段に訴へん」(一〇)とする彈壓刑罰主義がある。これも亦統制への意圖を示すものではある。

此處に注意すべきことは團體主義に基いて犯罪の統制をなす傾向といつても、勿論それは等質的な傾向ではない。例へばそれは或國に於ては防衛主義を生むと同時に一面彈壓刑罰主義を生み、或場合には刑の緩和化であると共に刑の加重化、嚴格化に向つてゐる。又或場合には教育刑思想の徹底であると共に非常的手段としての刑の肯定でもある。更に又、或場合には刑名の單一を要求する反面刑名の多樣が要求される、等、々々、――であるからこそ、尙更に非常時であるのであるが、しかし乍ら、孰れにしても、それには犯罪に對する國家の積極的な機能が要求されてゐるのである。

かゝる團體主義的傾向は勿論純化されねばならぬ。混沌のうちにも其の純化の起點は既に與へられてゐる。元來、團體主義に基く犯罪の統制は、今日までの正當な「對策」に於ける結論に依れば、二途に出でなければならぬ。卽ち犯人の統制と犯罪の統制といふ二途を採るべきである。現代の刑事政策の結論は第一に犯罪人を監獄に入れぬ樣に、第二に監獄に入れたら早く出す樣に、第三に常習犯人は隔離する樣にといふ點に在るといはれてゐる(一一)――これは犯人の統制である。教育的組織を有する監獄

を中心にして犯人を統制しようといふのである。犯罪ではなくて犯人が問題であるといふ命題は此の點に於て依然として妥當するのである。だがこの命題にのみ止まつて犯罪の統制といふ一面を無視しては犯罪對策といふものは超社會的存在となると共に、刑法――其の實踐に於けるいろ〳〵な一見矛盾した傾向に對しては全く盲目となつて了ふ。犯人の統制としての教育刑といふ主流を除いて、それに對瞰するところの彈壓刑罰主義の根據は、それが意識すると否とに拘はらず、この犯罪の統制といふものを起點としてゐることは間違ない。最近に於ける彈壓主義が封建的な彈壓主義と區別さるべき點は此處に在る。死刑論の復歸といひ、刑の加重化といひ、そして又應報・威嚇刑の再生といひ、勿論其の結論に對しては承服し難いのであるが、(一二)然しそれは犯罪者の統制ではなくて犯罪の統制といふ一面を强調する傾向を指し示すものであることに付いては、一應われわれはこれを無視し得ないのではなからうか。犯罪の統制については具體的內容はあらはれてはゐないが――今日の彈壓主義は決して犯罪の統制に於ける正當な結論ではない――しかしその傾向は既にあらはれてゐるのである。ナチスに於ける「防衞主義と彈壓刑罰主義の矛盾」は此點に於て理解さるべきであるし、其の行刑法に於ける贖懲的分子は此意味から其の必然を認めねばならぬし、そうしてその斷種法其他に對しては此意味に於て批判的でなければならぬ。

從て今日の刑事政策の當面するところは教育刑といふ主流に反抗する形式を單に反抗するもの――否定するものと見ないで、犯罪の統制に於けるあえぎとして肯定し、そして其の根據を衝き綜合するところにあると思はれる。卽ち團體主義の純化である。

こういふ犯罪の狀況、こういふ刑事政策の狀況に對して刑事學界は如何に對應しつゝあるか。勿論學界も團體主義的傾向の埒外に出づるものではない。さうして其の問題は正當にいはれてゐる如く「常習犯人と確信犯人(一三)の兩極をめぐつて展開せしめられてゐる」のである。この傾向と問題とから今日の學界の主流を分てば三つになる。第一は今日の團體主義と完全に對立して犯罪を單に「刑法」的に認識してそれ以外に一步も出でぬもの、第二は、團體主義に基き犯罪を統制せんとするものではあるが、其の犯罪の認識は依然「刑法」的なるもの、第三は團體主義に基き科學的に犯罪を認識し、そして統制せんとするものである。第一は、一派の道義的責任論者の如く、それ自體に於ては勿論舊時代的存在ではあるが、今

日此の狀態に於て強いて之を主張することは當然何か他に意味するところのものを前提とする。例へば此の見解に於ては刑事政策は一般に無視され、其の認識から結論でもなく刑事社會學の發展は統計學派としてのケトレー、エッチンゲン、(v.Öttingen) マイヤー (v.Mayer) 伊太利學派のフェリー (E.Ferri) フランス學派のラカッサーニュ (A.Lacassagne) 等の所與に基くものであるが、リストに依つて綜合されて現在では素質と環境との二元論のうちに理解されてゐる。(一三)だが狀況は學自體の發展過程のうちに、そして又團體主義化の過程のうちに在つて變化しつゝあるし又當然に變化しなければならぬ。

刑事社會學の發展のうちに轉換期を示すべき最近の重要な出來事として一九三〇年八月二十五日より三十日に渉つて、プラーグに開かれた第十回國際刑法及刑務會議がある。チェツコ・スロバキヤ政府の當時の司法大臣マイスナーは開會に際して刑事學一般に對して次の如く言及してゐる。(一二)即ち

「刑事學は醫學や技術學と同じやうに、專門的智識を必要とする科學であるが、この刑事學自身が今や一個の專門的科學となつて來た云々」

「また刑事學も更にその他の專門的科學と接觸を保つこととなり、特に社會學的知識はこれを無視することが許されない。今日では、刑事學は犯罪の增減に影響を及ぼすところの、經濟的、社會的諸關係を看過することを得ぬのである。かくて刑事學的研究は、犯罪現象の總ての原因を探究し、犯罪の減少の爲には、單に刑罰的手段のみによらず、豫防的手段即ち犯罪原因の除去といふ手段によるやう努力することがその任務とせられてゐる云々」

そして最後に「實に犯罪現象は社會的疾患であつて、いかに樂觀的に考へたものに在つても、それが減少せしめられるとはいひ得るが、完全に根絶せしめられ得るとは主張し得ないであらう云々」と。

このいはゞ開會の辭に始まつた會議は、第三部豫防の第三問に於て「犯罪狀況の變化を考察し、その原因を調査するにつき國際的協力を爲すことは可能なりや、その要件如何」との問を發し、「犯罪の變動の原因を、一樣の方法に依り、科學的に研究することの組織を爲すため、國際的協力を實現することは可能にして、且つ望ましいことである」と決議してゐる。(一三)これは犯罪の原因研究に一つの轉換期を齎らした。即ちこの決議に基いて各國の準備的意見が提出せられ、ドイツに於てはレースナー、オーストリーに於てはグライスパツハ、ハンガリーに於てはエストバニー、和蘭に於ては、ボンゲル、ポーランドに於てはマレゼウスキイ、チェツコに於てはベセラ、イタリーに於てはサントロ、ユーゴースラビヤに於てはドレンク、アメリカに於てはヘスティングハート等の人々に依つて報告書がものされ、(一四)そして犯罪の原因研究——殊に社會的原因の研究が促進せられたのである。同時にこの轉換期を包む科學的雰圍氣の內に、即ち一九二七年頃より一九三〇年に至る間に、エクスナー、フイドラー、ヘンチヒ、グラスベルガー、レースナー、シユメルダー、トロムマー、ヴエツセル、ヴオイチンスキー、ローザンガール、ボンゲル、フイツシンゲル、ヘプラー、リツテン、そしてリープマンなど數多き述作がものされたのである。(一五)

この學自體の發展の過程にあらはれた轉換期的出來事の直接な根據は、歐洲大戰後の犯罪現象の變質と增加とに求められる。大戰後に於ける各國の犯罪現象は刑事學者が嘗て豫想しなかつた事實を生んだのである。例へば經濟學に於けるインフレーションの如き、又精神病學に於ける戰爭ヒステリーの如き。此等のうちの最も顯著なものは青少年犯罪と婦人犯罪とに於ける特徵的な動きであつた。如何なる刑事學者も此の現象のうちに「社會」

を發見しない譯にはいかなかつた。犯罪の社會的研究はこれに刺戟されて當然に興つたのである。勿論ヨリ包括的にいつて各般の學問に於ける社會學的研究の澎湃たる流に合流したものではあるが。

同時に、犯罪原因學一般はこれ等の犯罪現象に對して特定の處置方策を供給する爲には余りに無力であつた。其處に既に一世紀を經たところの原因學の使命に對する疑惑は當然に投げかけられねばならない。アメリカのバツファロー大學教授キヤンターは云つてゐる。(二六)

「此頃アメリカで公にせらるる犯罪の原因に關する著書の多くは、無批判な讀者に、實際は、然うでもないのに犯罪の根源について許多のことが知られてゐるといふ印象を與へるのである。犯罪の原因となるものは、學校のづる休み、家庭の背景、學校の仕つけの惡いこと、人家の稠密雜聚、ホームの破壞、ギヤング、近隣の狀況、遊技娯樂設備の缺如、刑事司法制度の不備、經濟狀態、銃器の容易に手に入ること、プロベーション、パロール及び一般行刑制度の無能といふやうなことに發見さるゝのであることは多くの學者が幾度か說いた所である。此等のファクターの一つか幾個か、それとも總てが一緒になつて、犯人の生活を形作つていく上に重大な意義を有つてゐるといふことは理解される。それは解つてゐるがしかし、どうしてかゝる要素が實際に彼等の生活の中に入り込んでゐるか、また、どういふ風に此等のファクターが相結びついてゐるかといふことになると、未だ嘗て吾人を首肯せしむるほどに十分に事實上證據立てられたことはないのである」と。

そして又

「ニューヨーク州のクライム・コンミツションは一九三〇年に行つた調査の報告書に『犯罪と社會』なる一章で『吾人は一個の定まつた單位とすべき犯罪の原因といふものを發見しなかつたのである。從つて一個の定まつた豫防方法をも提案することは出來ぬ』と述べてゐる」と。

このキヤンターの言葉は決して深い意味を意識してゐるのではないかも知れぬし、又それは特にアメリカの刑事學の狀態に對してのみ言及してゐるのであるかも知れぬ。だが、この言葉は客觀的には犯罪原因の學に對する深い疑惑を示す言葉であると共にどの國の刑事學に付てもいはれ得る狀態であることは否み得ない。

かくて、社會的原因の究明は不可知論を背景として進捗して行つたのであるが、其の進捗の過程に在つて當然

に其の端初に於て反省しなければならぬ狀況に至つたのである。犯罪原因の學といふものは其の端初に於ては社會的責任を根據付けるものとして提示された。勿論當然な過程ではあつたのだが、その使命はいつの間にか、犯罪防壓といふものとすり替へられてゐた。刑事政策と結び付かぬ原因學は全く無價値であるとされ、そうして其の觀點から原因學が構成された。原因論に於ける素質と環境の現在の二元論といふものはこういふ構成の結論であつたのである。一言にして云へば、刑事學に於ては存在(Sein)と當爲(Sollen)との討究が充分に熟さぬ內に時代が進んで行つたのである。

ところで、最近に於ける團體主義の強化——そして又犯罪統制の傾向といふものはこの未熟な刑事學の狀況に當面して、リストの否定、刑事社會學の貶價となつてあらはれ出した。卽ち實踐上はナチスに於ける敎育刑思想の排棄となり、理論上はメツガーに於ける刑事社會學の「文化の終焉」(das Ende aller Kultur)(二七)としての理解となつてゐる。勿論ナチスのかゝる傾向といふものは刑事學の正當な發展からは「急激に社會形態を變更し、民意よりも權力を、經驗よりも感情をそして將來よりも現在を尙ぶ急造社會に於ては止むを得ない現象」(二八)として寬大に看過すべきものではあらう。けれどもそれが「現代刑事學への反抗」として鋭く對立しなければならなくなつた責任の一半は正に刑事學にも在る。

然し乍ら、それ等の傾向の刑事社會學に對する態度といふものは決して「貶價」に止まらぬ。「貶價」に止まる限りでは既に多數の文獻が證する如くその「貶價」の「貶價」は頗る容易であるが、それは同時に「變形」を生んでゐる。目標と方法と構成に於て頗る特異な「刑事社會學」を生んでゐる。卽ちザウエルのものである。

かくて刑事社會學の分野に於ても次の諸點が當然に問題とならねばならぬ。卽ち第一として此處にも團體主義が純化されねばならぬ。犯罪の統制といふものに正當に照應する刑事社會學はどういふ地位に立つべきであるか。其の目標を何に求むべきであるか。「民族倫理」といふ形而上的なものにか、それともその下位に在る事實の世界にか。第二として、方法が究明されねばならぬ。例へば個別化的方法に依るべきか、乃至はケトレー的方法に依るべきか等。第三に構成が與へられねばならぬ。原因學としての刑事學は如何に構成さるべきか、刑事社會學との關聯如何など。

然し、刑事社會學の正統的な發展の過程を無視する

ことは出來ぬ。此等の適當な解決の爲めには、當然、從來バラ〳〵な存在となつてゐた刑事社會學的研究の成果が綜合されねばならぬ。其の綜合は「目標」「方法」「構成」の解決に資すると同時に、逆にそれ等の下に再構成されねばならぬ。

一言にして刑事社會學の問題に於ける今日の特徴を蔽へば、いろ〳〵な強いこれに對するアンタゴニズムに當面して、其の正當な目標を自覺し、更に高い立場に飛躍するといふ點に在る。勿論、私の此の小論はこの全部を爲し遂げようといふのではない。私の企ては只、問題を判然とさせたいといふ念願のみに基く。此の問題の解決は刑事政策の實踐的要求に對して直接に寄與しないかも知れぬ。然しそれは刑事政策に於ては犯人の統制としての教育刑をヨリ以上に顯著に浮び上がらしめると共に、犯罪の正當な統制といふ點については刑法を通じて刑法の上に存在する學問の起點が與へられるであらう。

（一）中央公論所載木村教授前掲論文四九頁
（二）中央公論昭和八年九月號に木村教授の同名の論策がある。
（三）同論文五〇頁
（四）同論文五二頁
（五）賀川、安藤兩氏「日本道德統計要覽」一九頁
（六）（七）木村教授前掲論文五一頁
（八）法律學辭典I、木村教授、刑事政策の項五七八頁
（九）此の傾向の頂點は一九三二年のI・K・Vに見られる。この點につき「ナチスの法律」所載木村教授「ナチスの刑法」一六七頁以下及 Sauer, Wendung zum nationalen Strafrecht, 1933 S. 4 ff. 。然し此處に於けるザウエルの所謂「自由思想」と國民主義の相剋は必ずしも兩者とも純粹な意味に於てあるのではない。卽ちワイマール國家に於ける刑法も既に自由思想を脫却して居つたといふ點に於て。だが然しそれは劃的な光景ではあつた。
（一〇）木村教授中央公論所載前掲論文五六頁
（一一）正木亮氏「我國に於ける刑事政策の動向と社會防衞主義の具體化」警察研究第五卷第四號
（一二）正木亮氏「ナチスの刑罰制度と現代刑事學」刑政第四八卷第二號及第三號
（一三）木村教授中央公論所載前掲論文五一頁
（一四）佐伯千俣氏「刑法學の危機」（中央公論昭和八年十二月號）四八頁
（一五）Mezger, Kriminalpolitik auf Kriminologischer Grundlage, 1934 S. 2 u.S. 138
（一六）Sauer, a. a. O. S. 2

（一七）Mezger, a. a. O. S. 175
（一八）Saldaña, la criminologie nouvelle, 1928. P. 286—296
（一九）Sauer, Kriminalsoziologie, 1933 S. 8
（二〇）牧野博士「法律學に於ける動的考察」法學志林第三六卷第五號三頁以下
（二一）リストは云ふ「犯罪は一方に於て行爲の瞬間に於ける犯罪者の特質の產物であり、他方に於て行爲の瞬間に於て犯罪者を取卷く外的な特に經濟的な事情の產物である」と（Roesner, Die Einfluss von Wirtschaftslage, Alkohol und Jahreszeit auf die Kriminalität. 1930. S. 7
（二二）木村教授「プラーグの國際刑法及刑務會議」法學志林第三三卷第一一號、七七頁以下
（二三）「第十回國際刑法及刑務會議決議」（法學志林第三三卷第一一號）一〇〇頁
（二四）Roesner, a. a. O. S. 5
（二五）Exner, Krieg und Kriminalität in Oesterreich 1927
Fiedler, Die Entwickelung der Kriminalität seit 1882 1927
Hentig, Die Inflation als Brandschutz 1927
Hentig, Die Anpassung des Verbrechens an die Deflation 1927
Grassberger, Die Brandlegungskriminalität 1928
Roesner, Brandstiftung im Deutschen Reiche 1928
Schneider, Kriminalität und Konjunktur 1928
Trommer, Urkundenfälschung und Betrug in Weltkrieg, 1928
Wessel, Wohnungsnot und Kriminalität 1928
Woytinsky, Lebensmittelpreise, Beschäftigungsgrad und Arbeitslosigkeit 1929
Rozengart, Le crime comme produit social et economique 1929
Bonger, Criminaliteit van Nederland 1930
Höpler, Wirtschaftkrisen und Kriminalität 1930
Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland 1930
など我國のものに付ては拙稿「我國に於ける刑事政策—殊に原因論に關する文獻の若干」（犯罪學研究第一卷第十二號二七頁）
（二六）「犯罪の原因」刑政第四六卷第九號四六頁以下
（二七）Mezger, a. a. O. S. 172
（二八）正木氏前掲論文（刑政第四八卷第三號）三三頁

刑政第48巻第4号
矯正図書館

Concerning the forthcoming
German Penal Law

Professor Dr. Klee

近く出づべきドイツ刑法について

ベルリン大學教授
刑法改正委員
ドクトル・クレー

わがドイツ政府の任命した刑法改正委員の手によつて着々進行しつゝある改正事業の現狀については、今度、「近く出づべきドイツ刑法」("Das kommende deutsche Strafrecht")なる題名の下に、其報告書が公にせられたのである。これによれば、委員會に於ける總則の第一讀會は已に終了し、同時に、各論の第一讀會も終了したのであるが、玆處には先づ、總則の審議の結果について述べて見よう。

國民社會主義（Der Nationalsozialismus）卽ちナチス（NAZIS）の國家の採用する刑法（Strafrecht）は「意志ヲ罰スル刑法」（Willensstrafrecht）である。といふのは、共同生活に危險なることを行爲によつて實證した犯人の意志が、犯罪に對する國家の反動の中心點となつてゐることをいふもので、古い刑法に於けるが如く、程度の差こそあれ多少なりとも偶然に依る處のある行爲の結果が中心點をなすものではないのである。新しい刑法の制定は、三つの點から此の見解を採り入れてゐるのである。第一に、國民の平和秩序を亂さんとするあらゆる敵に對して、唯一不二の完成せる國家觀念に基いた有効な剿滅方法を講ずるに當つては、共同生活の貴重なる財ともいふべきこの平和と秩序とに加へられる危險なる企圖（Angriff）の討伐といふことに、刑罰の重心を置く必要

があるといふことである。この企圖の危險であるといふのは、全く此等の共同生活の貴重な財に仇なす犯人の意志の實行に存するに外ならないのである。次に、この意志の負ふべき責咎に相應した贖ひをせなければならないといふ思想は、自から意志の克服（Willensbekämpfung）に重きを置くといふ思想に導いて行くのである。この贖罪といふ思想は、決して古代の復讐法（註——國法上被殺害者の近親が殺害者を討つて復讐するの義務を規定したるもの）の遺物ではなく、恐らくは我々ドイツ人の意識に直接に働きかける生々した一つの力といつても可いものである。最後に、刑法は、國民の間に生命のある道德秩序の反映として、國家の維持に必要な氣力と本能とを强化するために、人間の意志に働きかける作用を有つてゐるものであるとする見方である。

以上、三つの見地から委員は刑法の改正に從事してゐるのであつて、ライヒ（ドイツ國）並びにプロイセンの司法省の書記官たるドクトル・フライスラーは、報告書に於ける彼の緒論に於て、此等三つの見地を將來の意志の刑法の三大支柱と說いてゐるのである。この論文は、刑法改正事業のプロローグとして看て差支ないのである。

(一) 意志と結果——未遂罪の處罰

この新しい刑罰主義を採用した主たる結果は、原則としても且つはまた常規としても、未遂（Versuch）——企圖（Unternehmen）——をも已遂（Vollendung）と共に一樣に處罰することである。猶ほ、無効に終つた企圖も罰せられ得るのである。更らにまた、犯罪の中止（Rücktritt）も、其結果の未然に終つたのが會ま偶然の事情に依る場合、刑罰を免がるゝ理由とはならないのである。かくして、危險なる企圖に重心を置くの故を以て、自然に犯罪の意義が擴大せらるゝことになるのであつて、當然また之に關聯して、犯人の意義（Täterberiff）も擴大せらるゝことゝなり、委員會は、凡ての共犯の形式を原則上同等のものとして取扱ふの意見に一致したのである。

しかしまた、フライスラー書記官は、特に重大な結果を生じた場合に於て、犯罪に對する病的でない健全な贖罪の要求（„ein gesundes Sühnebedürfnis“）が之に對する反動として尋常の刑罰の範圍を越へた重い刑罰を欲してゐるならば、この場合、或程度までは結果論に讓歩をしなければなるまいか、と信じてゐるのである。で、

ドクトル・フライスラーは、或るむづかしい立法政策上の問題に下された決定の合理的なる實行の理由から、所謂結果から見て加重すべき資格のある犯罪（qualifizierte Erfolgsdelikt）の存在の主張を除外するのは誤つてゐる、と言ふのである。場合は違ふが、他の關係で、フオン・ドーナ ニイ（von Dohnanyi: „Täterschoft und Teilnahme," S. 80）もまた同じ意味で、「矛盾を敢てする勇氣」（„Mut der Inkonsequenz"）を以て立法者の節操の一つに數へてゐるのである。機宜の問題が頗くな論理と對立する場合に限り、自分も彼と見を一にするものである。何となれば、「論理は其自身目的ではなく、認識の手段であるからである」（„Logik ist nie Selbstzweck, sondern Erkenntnismittel"）（Freisler, S. 27）で、例へば、罰せらるべき行爲への誘惑（Verleitung）にしても共企圖（フエルズツフ）（未遂）の處罰となると、それは意志を罰する刑法（Willensstrafrecht）の立前からすれば立派に其論理上の當然の歸結に屬するものといへるが、實際上不可能事であることは認められなければならないのである。しかし、また、意識的に結果の到來を回避する場合には、權宜の問題よりも原則上の意志の問題が重大となつてくるのである。

この問題に在つては、ドイツ人には結果を過重する風が深く滲み込んでゐるのであるが、かういふ原始的な感情には一毫の假借する處あるべきではなく、むしろ進んで、國民を導いてより高きより正しき人生觀を懷かせるようにするのが肝要である。しかし、將來は、犯人の不注意で誘致された重大な結果のみが刑罰加重の條件となることゝなり、且つ、また、たとへば、强姦と被强姦者の過失殺との想像上の數罪俱發の場合に於ては、最も重き法規に基き處斷せらるべき刑罰の最高限度以上に刑を加重することを得ることゝなり、これによつて、結果の特に重大なる場合に現はれる刑罰加重の要求が滿されることであらう。しかし、玆處で、特異とすべき點は、犯人が女の心臟の弱いことを知つてゐて、若し暴行を加へたら死ぬかもしれないと考へなければならなかつた筈だつたのに、暴行を敢てした場合、ウイレンスストラーフレヒト（意志を罰する刑法）に從へば、よしたとへ偶然に其女が生きて居つたにしても、刑は加重せらるゝといふ點である。フライスラー書記官は、しかし、特別の事實を規定する場合には結果の重大といふことを考慮する必要が起りはしないかといふ反對の意見を、留保附で發表してゐる。現在我等の手にせる第一讀會の結果で見れば、單に極めて僅少な範圍でフライスラー氏の意見が認められてゐるのである。

（二）裁判官の自由裁量

更らに、犯人の性格の判斷については、現在よりも一層大いなる自由が裁判官に與へらるべきで、且つ、この自由と共に、處斷すべき刑の範圍をできるだけ廣げるべきである、といふのが、意志を罰する刑法の趣旨の存する所である。もつとも、或る場合では、裁判官の量刑の手ぬかりから國家の防衛に特に重要な風紀秩序に有害な結果を來たさんことを恐れ、之を防がんがために、法規によつて多少の警戒が加へられるゝことゝならう。「法規なければ犯罪なし」（„nullum crimen sine lege"）といふモツトーを寬和してもつと融通をつけようといふことは、委員會でも大に論議せられた所で、裁制官の自由裁量も、實はこの事に關聯して重要視さるゝに至つたのであるが、さはいへ、これがために、決して、マルキシズムの旺盛時代に流布された、「全く犯人を素質と環境の犧牲として解釋しようと努めた」彼の所謂「犯人の刑法」（„Täterstrafrecht"）を容赦しようとするのではないのである。個人の責任を後の方へ押し退けるような、こんな「犯人の刑法」とは、將來の意志の刑法は何のかゝはる所もないのである。刑の量定といふことは、犯人の意志の力の强弱、犯罪への刺激の强弱並びに犯罪に對する犯人の態度如何を考慮すべきは勿論であるが、しかし、特に、過去に於て犯人の性格をして國民の共同生活に危險なる分子たらしめるに與つて力のあつたものゝ何であつたかに留意しなければならないのである。

（三）意志の自由

意志の自由（Willensfreiheit）の問題は、大體として國家防衛の思想（Schutzgedanke）を基礎とする刑法にとつては、問題にはならないのである。この思想が猶未だ一般に廣く說かれるに至らないのは、容易に肯けることで、過渡期の現象たるに過ぎないからである。「汝は能くす、何となれば汝は爲さざるべからざればなり」（„Du kannst, denn du sollst"）といふカント（ドイツの大哲學者）の命題は、經驗上、たしかに一般民衆にとつて大きな敎化的意義を有つてゐるものである。それは、實踐理性の必要條件であるからだ。しかし、個々の場合に於ける刑罰の根據はこの條件の上に築かれることはできないのである。それは外でもない、そうなれば、同時に、

インデターミニズム（宿命否定説――意志自由説）（デターミニズム（宿命肯定説）の反對）の極めて曖昧な疑はしい眞理から出發することになるからである。この不都合は、辨別力と抑制力とが素質の上から普通のノーマルなタイプのものから異なつてゐる慢性的な責任能力低弱者に對する刑の處置に於て、特に著しく現れるのである。かういふグループについては、エルンスト・シエーフアーが責任論に關する一文で論じてゐるが、彼は「彼等は社會の一員として未だ嘗つて一般尋常の社會的要求を滿たしてゐないのであるから、法律秩序は、「汝は爲さざるべからず、何となれば汝は能く爲すを得ればなり」（„Du sollst, denn du kannst"）なる一般普通の規矩標準に從つて、彼等から犯罪的傾向に對するもつと一層強い抵抗力を要求しても毫も差支ないのである。彼等に對しては、職務上からも又は任意的にも、決して何等一般的な輕減理由を求めてやる必要はないのである。辨別力と抑制力の欠しいために國民の共同生活に大なる危險を及ぼすようなものに對しては、社會は、彼の奮起一番して罪過を清算するの努力を要求せねばならない、」と述べてゐる。

吾人は、精神耗弱者に對する寬大な處遇を辯護することを欲しないのである。法律秩序に對する慢性的な危險といふのが、全く彼等の身から出た結果なのを考へてみると、彼等は寬大な處遇を要求する資格はないのである。

しかし、玆處で、問題が起るのである。それは、たゞに痛苦を與ふる禍害（leidzufügendes Uebel）として、罪を贖ふ意味での刑罰がこの慢性的な危險に對抗する誤たざる正しい手段であるかどうか、といふ問題である。元來、責任能力の欠しい常習犯人には抑制力が極めて少ないのが持前なのであつて、この生理的にして心理的な確たる一箇の事實は今更急に世界から除き去るわけにはいかないのである。始終性こりもなく犯行を累ねるような弱い意志を有つてゐるものは、この意味で已に立派な精神病であつて、かういふ人に對しては、其人が意志を緊張することをせず、奮起一番して生活の清算をしないといつて責めるわけにはいかないのである。かういふ人達に其人達の内部に潜んでゐる意志の力を自分で奮ひ起す能力がある筈だといつて責めるのは無理な話で、かうなれば、恰も自分の髪の毛を摑んで自分で自分を沼から引きづり上げたといふミュンヒハウゼンのお伽話にも等しく、絶對に自由な意志の存在を信じなければならなくなるのである。この場合、たつた一つの之に處するの道がある。それは、安寧秩序を維持し防衛するため、かゝる疾患ある犯罪人を特別の施設に收容して、長期間本人の特殊の身心の狀態に相應するベハンドルング（處遇）を施すことである。此等の施設は、一般豫防上の理由から、ストラーフアンスタルト（行刑施設）と名づけても可いが、眞箇の事を云へば、保安施設（Sicherungsanstalt）又は治療施設（病院）（Heilanstalt）と名づくべきであらう。

それからまた、改善不能の常習犯人も古い意味での刑罰に適した目的物であるとはいへない。彼等に對しては、只だ長い期間の保安拘留（Sicherungsverwahrung）が適當だとしか思はれない。で、責任能力の欠しい犯人や危險な常習の職業犯人に對する國家の反動に一元主義（Einspurigkeit）を期することは、ミュンヘン大學のメツツガー教授も言つてゐるように（Professor Dr. Mezger, Deutsches Strafrecht, 1934, S. 125）、少くも遠い目的と言はなければならない。一九三三年十一月二十七日附の法律は刑罰と治療卽ち保安とを併せて用ひて二足の草鞋をはく二元主義（Zweispurigkeit）を取り入れてゐるが、これは一つの過渡期の現象で、責任能力の欠しいものや改善不能の常習犯者については、固より、刑罰なる禍害其者を加ふることによつて感化の力の及ぼされ得るような意志のないことは分明りきつてゐるが、心の責めには贖ひが伴はなければならないといふ自由意志のドグマ（信條）に讓歩をなしたものである。何となれば、かゝる「發奮性」（„motivierbarkeit"）があつて初めて「自由な決斷」（„freie" Willensbestimmung）について語り得るものであるからである。

（四）警告と死刑

刑罰と特殊の制度としての感化保安の處分との間に、グラウ氏は「刑の留保附警告」（„Verwarnung mit Strafvorbehalt"）を置かんとしてゐるが、しかし、刑は判決理由で確定したが、しかし、刑の申渡しはないといふことで、現在の法律狀態に實際に何か或る新しいものが創造されるものであるかどうか、根本では在來の條件附刑の執行猶豫を維持せんとするものにあらざるなきや、これは遽かに斷言はできない。更らにまた他面から言ふと、實際行はれた犯罪の處罰でなく、猶豫期間（Probezeit）中の不良な行狀に對する處罰によつて、危險性が豫防されなければならないといふことは、充分理解でき

にくいことである。特に、經驗上、行狀不良の場合に於ける執行猶豫の取消卽ち猶豫せられてゐた刑の執行と年月を隔てた過去の犯罪との間の心理上の連繫は、よし存在してゐるにしても、極めて微少なものであつて、其効果は、猶豫期間中の不しだら（Nichtbewährung）が新規の犯行でなく犯行以外の不行跡であるといふ稀れな場合にのみ現れるばかりである。

リーチュが彼の論文「刑罰體系」の中で論じてゐるが、死刑の宣告を受けた者に、毒杯を仰ぎ、或は例外の場合には、ピストルで、我手で我身に刑を執行するの機會を與へてやるべきではなからうかといふ議が、勝利は獲なかつたが、委員會でかなり強く叫ばれたが、これは已に征服された筈の犯人のための刑法（Täterstrafrecht）の思想が無意識の中に殘つて働いてゐるとみて差支ないのである。これは、政治的思想犯人（Politischer Ueberzeugungstäter）に——といふのは、かういふ規定はかゝる輩にのみ適用され得るのであるから——特權を與ふるといふことゝ結局同じ事になつて、自分はかういふ思想に與みするわけにはいかないのである。リーチュ自身も、要塞禁錮の形式で名譽拘禁を思想犯人に許可することを拒んでゐるが、これはさもあるべきである。何んとなれば、全一完足なナチスの國家觀念からすれば、「紳士的な犯罪者」といふものはないからである。死刑の宣告を受けたものに更らに最後の願望を許してやれといふ古い思想の合理的な實行は毒杯を用意することではないと思ふ。何となれば、この最後の願望といふものは、物質上か又は理想上の要求にのみ存するもので、高壓的な（アウトリテール）國家の本質上峻嚴にして假借する所なき刑法による死刑の執行の思ひも及ばない所である。しかし、之に反して、特に憎むべき恥を知らない犯罪人に對して、法律で斷首（Enthauptung）（註——ナチスの刑法では、斧で斷首するのである）の外に、不面目な縊首（Erhängen）を死刑執行方法として採用するならば、これは自分には正當な事と思はれる。縊首の執行は公開されないでも——さるべきではあるまいが——立派に一般防止上の効力を有ち得るものである。これと同時に、コンミツション（委員會）では、第一讀會で笞刑を否決したが、自分の考へでは、其理由が充分でないように思ふ。イングランドで、年々この刑罰の適用が少くなるのは、英國人が殘忍兇暴な犯人に笞刑を加へるといふ原則を誤つたによるのではなく、笞刑を適用すべき場合を更らに一層制限したために外ならないのである。

（五）犯意と過失

刑罰組織の範圍内に於ては、現在國民の多數によつて一齊に要求されてゐる刑罰の峻嚴化の運動にどこまでも追隨しようとする傾向はないようであるが、エルンストシェーフアーは、違法の行爲をなすといふ意識が犯意（Vorsatz）の内容であるといふ、委員會で採決された說を支持するために、國民の思想觀念を引證してゐるのである。違法なりとの認識を犯意の要素とする見解に反對な、「法律ノ不知ハ處罰ヲ妨クルコトナシ」（„Unkenntnis des Gesetzes schützt nicht vor Strafe“）といふ見解は一派の人達によつて過酷なりとして感ぜられてゐるのは事實で、過酷と感ぜらるゝ限りに於て「國民的」でない考へであることは肯かれるのである。しかし、一方では、この原則が深く國民の意識の中に入つてゐることは拒めないのである。若し、「法律ノ不知ハ處罰ヲ妨グルコトナシ」といふ原則が通用しないとすれば、誰れも彼も、其實施の社會全體の安寧幸福に欠くべからざる法律の不知を口實にして不正を働くために司法の力が弱められることになるだらう、といふ考へは、健全な國民のインスティンクトから、誤まつた考へとは感ぜられないだらう。

しかし、シェーフアーも論じてゐるように、刑罰法規の上の法律の錯誤と刑罰法規以外の法律の錯誤とを區別したのは、大審院（Reichsgericht R G）に世間の事情に暗いものだといふ誹りを招いたといふことは、或る點まで全く其通りである。

終りに、エルンスト・シェーフアーは、犯意のエレメント（成立要素）として違法の認識を必要とするといふ彼の意見を支持するために、この見解は全くウイレンストラーフレヒト（意志を罰する刑法）から出てゐるものだといふ理由を擧げてゐる。新しい刑法によつて宣言せられた、國民を敵視する犯人の意志に對するエネルギツシュな戰ひは、國民を敵として（volksfeindlich）行動するべき意識によつて荷なはれてゐる意志に對して宣せられる場合に、其時に初めて完全な眞の根據を保有するのである、と、シェーフアーは述べてゐるが、しかし、意志の刑法の原則がかういふ斷案にまで導かれていくといふことは是認するわけにはいかないのである。意志の刑法が引つ提へようとする犯人の危險性は、違法の認識によつて高められはするが、決して條件附けられるものではないのである。ナチスの刑法が犯人の敵對意志を前提とするといふことが眞實であるとすれば、過失（Fahr-

Fahrlässigkeit) といふものは全く將來の刑法々典から姿を消してしまうことにならなければならない。過失よりも犯罪責任の一層重い形式である所の犯意と過失とを區別するのに、違法の認識を以てしなければならないとする主張に對して、新しい刑法が敵對意志に向けられたものであるといふことは、何の證據でもあり得ないのである。しかし、違法の認識の直ちに假定できない場合に於て、違法なる行爲を爲すといふ意識を有つてゐるならば、單純な卽ち違法の認識のない犯意の場合に於けるよりも其の責任は大である、といふことだけは言はれ得るのである。で、違法の認識の有無は單に刑の量定の理由になるだけである。しかし、通常、違法の認識を欠くも刑罰より免がるゝことはできないのである。謀殺 (Mord) と過殺 (fahrlässige Tötung) との區別は、決して、謀殺犯人が違法の認識を有つて居り過殺犯人がそれを有つてゐないといふことに存するのではない。謀殺犯人をして遙かに刑罰を受くる資格あるが如く見えしむるものは、過殺犯人の十分な意識を有つてゐないのに反して、謀殺犯人は十分な箇の意識を以つて人の生命を破壞するがためである。謀殺犯人の違法の認識は單に犯罪の重大性に伴ふ自然の現象たるに過ぎないのである。

更らに、法律の錯誤と事實の錯誤とを比較する場合に、兩者共に違法の認識を欠くの故を以て、兩者を同樣に考へるのは、同じく誤つてゐる。例へば、玆に一人ありて、他人の子と自分の子を取り違へたために、自分の子と誤り認めて他人の子を折檻した場合に、違法の認識がないが故を以て其人は刑罰を免がれることはできないのである。それは、單に、彼の行爲の事實上の意義を認識せしめなかつた最初の錯誤に隨伴する現象であつて、法律は、この最初の錯誤を人間の常なりとして之を尊重するのである。この事實の錯誤と、前の例で、他人の子であることは知つてはゐるが、しかし、誤つてこの子に對する懲罰權が已に有りとなした人の錯誤とを同樣に考へることはできないのである。何となれば、この終りの錯誤に在つては、法律の取つてゐる見地とは異つた見地から行爲の評價をしてゐるのであつて、法律はこの評價の前に降服するわけにはいかないのである。この問題の解決を簡單にするといふことは、故意と過失との兩方の犯罪形式には秩序に有害なる犯人の行爲が共通であるといふ立場で、罪過といふ一つの大きな概念の中に故意と過失との概念を溶解させる簡單さと同じ段階に立つものと思ふ。本質上同じでないものは、同樣の取扱ひが結局正

しくないならば、單に便宜上から、之を同樣に取扱ふことは許されないのである。違法の認識の要求は、「法規ナケレバ犯罪ナシ」といふモットーと同じく、是非とも征服さるべき箇人主義的自由主義時代の觀念に屬するものである。それは、箇人の意志に對して客觀性の意志 (Der Wille der Objektivität) (卽ち國家の意志) を確立せんとする高壓的權威ある國家の刑法にはふさはしくない觀念である。

刑法の戰ひは、また、理解の缺如に於けるばかりでなく、同樣意志の缺如による過失に對しても宣せられるのである。卽ち、國民の共同生活に缺くべからざる秩序の尊嚴に對する無關心と、これに伴ふ意志の不緊張、延いて其結果としての不注意による過失である。實際生活とは緣のない內心の敵意ではなく、現實な反社會的な意志を有つてゐる一種の罷業ともいふべきもので、意識された不注意の範圍に於てのみでなく、むしろ遙かに多い無意識の不注意の中に働く意志の罪過である。であるから過失を意志の刑法から取り除くといふことは正しくないのである。意志の刑法の見地から看た過失の問題は、不注意な危險な行爲は、實際の理由から證明せられ得る限り、偶然に行爲の結果が生じない場合にも亦た、之を處罰するといふ點に存するのである。これは、各論の問題で、已に委員會では具體的な危險性のある事實の列擧でこの問題に手を着けてゐるが、しかし、また、古いドイツの法律の中に立派な役割を有つてゐる典型的な抽象的 (警察的) 危險性を有つ事實も、其の特に重要なる故を以て刑法々典に收められる限り、各論中に揭げらるべきものである。此點に於て、屢々多くの人達によつて相異るものと誤り認めらるゝ意志を罰する刑法と危險を罰する刑法 (Gefährdungsstrafrecht) とは合致してゐるのである。

(六) 時　効

意志を罰する刑法は元來ドイツ的な法律とは言はれないのである。已に指摘したように、古いドイツの法律に現はれてゐる、偶然の行爲の結果から抽象さるゝ危險性のある事實は別として、ゲルマン刑法といふものは結果を罰する刑法 (Erfolgsstrafrecht) であつたのである。國家に有害な危險物に對するナチスの戰ひは、この原始的な法制と步調を一にすることはできないのである。むしろ、それは、スラー以來のナチスと似た所のあるローマ人の間に發達したような意志の刑法を受け繼いで行くも

のである。之に反して、委員會で論議せられた刑罰の時効の規定は、罪過は原則上時によつて拭ひ去ることはできないといふ點では、「千年の不正も尙ほ一年の正を成さず」(„1000 Jahre Unrecht machen noch kein Jahr Recht") といふ古いドイツの法律の格言に順應して、ゲルマンの法制と一致してゐるのである。但し、權宜上の理由からして、從來の時効期間に基くような機械的な仕組でなく、一々の場合に鑑みて、一定の期間の經過の後、國家は刑罰執行に興味を有つてゐないといふ意志を表示するのである。刑法の屬人主義 (Personalitätsprinzip) も亦た起原は古いゲルマン法に存するものであるが、委員會は、將來の刑法の適用の範圍を大ならしむるの目的で、主要事項の一つとして第一に置く所のものである。これは、外國に在住するドイツ人にとつて實際上重大な事であらう。

以上の短い記述によつて委員會の報告の豐富な內容を詳細に說き盡くすことのできないのは固より承知の上で、また說き盡くそうとも思つてはゐないのである。それは、單に、荒い骨組の出來上つた建築の二、三の箇處に手を入れたに過ぎないのである。二、三の注意を加へた點も、來るべき第二讀會への示唆ともならば幸ひで、それ以上の何物でもない。此等の示唆が容れらるゝや否やは、一にヒユウラー（總統——ヒツトラー）の決斷に待つ所で、必ずしも委員會に於ける多數によつては定まるのではないのである。而して、また、ヒユウラーの意志によつて權威あるものとなる立法事業に在つては、如何なる意見が優位を占むるかは問題ではないのであつて、新しい法典が實施さるゝ以前に、あらゆる是非の論が闘はされることが主要事なのである。將來の刑法々典が短日月に手輕に出來上るものとは何人も思ひ及ばぬ所であらう。

Deutsche Juristen-Zutung, den. 1 November, 1934.

第六十七議會提出
司法關係重要法律案輯錄

◉**刑法中改正法律案**（一松定吉君外四名提出）

刑法中左ノ通改正ス

第二十五條中「二年以下」ヲ「三年以下」ニ改ム

第二十五條ノ二　左ニ記載シタル者罰金ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上三年以下ノ期間內其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一　前ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二　前ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五年以內ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條中「刑ノ執行猶豫」ヲ「懲役又ハ禁錮ノ執行猶豫」ニ、「前條第二號」ヲ「第二十五條第二號」ニ改ム

第二十六條ノ二第二號ニ記載シタル場合ニ於テハ罰金ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以內ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十七條　削除

第二十九條　削除

第三十條中「前條ノ場合ヲ除クノ外」ヲ削ル

第三十五條第三項但書ヲ削ル

第百十三條　勾留ノ期間ハ二月トス已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以內ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得

第四百四十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第四百十二條ニ規定スル事由アリト認ムル場合ニ於テ更ニ事實ノ審理ヲ爲ス必要ナキトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百四十三條ノ二　第四百四十條及前條ノ場合ニ於テ他ノ裁判所ヲシテ事實ノ審理ヲ爲サシムルヲ相當トスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定シテ事件ヲ其ノ裁判所ニ移送スルコトヲ得

單ニ私訴ニ係ルトキハ其ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

◉**刑事訴訟法中改正法律案**（牧野良三君外九名提出）

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第二十七條第四項中「及第二十九條」ヲ

（本案は三月十九日衆議院本會議に於て左の通修正の上可決せらる）

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第百十三條　勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得

⊙**刑事訴訟法中改正法律案**（一松定吉君外三名提出）

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第五十六條ノ二　被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スル場合ニ於テ是等關係者ノ請求アリタルトキハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記ノ方法ニ依ルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記ヲシテ速記ヲ翻譯セシメタル後之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲覽セシムヘシ

速記ノ爲ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トシ其ノ金額ヲ豫納セシムヘシ

前項ノ費用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

豫審判事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル限リ前項ノ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第四百十二條ニ規定スル事由アリト認ムル場合ニ於テ更ニ事實ノ取調ヲ爲ス必要ナキトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シテ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百四十三條ノ二　第四百四十條及前條ノ場合ニ於テ他ノ裁判所ヲシテ事實ノ審理ヲ爲サシムルヲ相當トスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定スヘシ

（本案も三月十九日衆議院本會議に於て左の通り修正の上可決せらる）

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第四百四十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第四百十二條ニ規定スル事由アリト認ムル場合ニ於テ更ニ事實ノ取調ヲ爲ス必要ナキトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シテ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百四十三條ノ二　第四百四十條及前條ノ場合ニ於テ他ノ裁判所ヲシテ事實ノ審理ヲ爲サシムルヲ相當トスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定シテ事件ヲ其ノ裁判所ニ移送スルコトヲ得

其ノ單ニ私訴ニ係ルトキハ其ノ裁判所ノ民事部ヲ指定スヘシ

⊙**刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案**（一松定吉君外三名提出）

第一條　裁判所ニ於テ審理ノ結果被告人ノ性格、年齡及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況等ニ因リ判決ノ宣告ヲ爲ササルヲ相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ一年以上五年以下ノ期間内其ノ宣告ヲ猶豫スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

檢事及被告人ハ前項ノ決定ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二條　判決宣告猶豫ノ言渡アリタルトキハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ放免ノ言渡アリタルモノトス

第三條　左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

一　被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シタル罰金以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ニ依リ公判ニ付セラレタルトキ

二　其ノ他被告人ニ著シク宣告猶豫ノ決定ヲ爲シタル趣旨ニ反スル行狀アリタルトキ

第四條　判決宣告猶豫ノ期間内ハ公訴ノ時效ハ進行セス

第五條　判決宣告猶豫ノ言渡取消アリタルトキハ裁判所ハ更ニ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ判決ノ言渡ヲ爲スヘシ

第六條　判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ被告人ニ對シ免訴ノ言渡アリタルモノト看做ス

第七條　判決宣告猶豫ノ言渡アリタルトキハ私訴ニ付テハ其ノ裁判所ノ民事部ニ移ス言渡アリタルモノトス

第八條　本法ニ依ル卽時抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

⊙**裁判所構成法中改正法律案**（政府提出）

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

地方裁判所ハ必要ニ應シ之ヲ民事ノミヲ管轄スルモノ（民事地方裁判所）又ハ刑事ノミヲ管轄スルモノ（刑事地方裁判所）トス

第六條第一項中「各裁判所」ヲ「各地方裁判所及刑事地方裁判所ヲ除ク外各裁判所」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ定メタル檢事ノ權限ハ民事地方裁判所ニ關シテハ其ノ管轄區域ヲ同シクスル刑事地方裁判所ノ檢事局ノ檢事之ヲ行フ

第八條第一項中「各裁判所」ヲ「各裁判所及各檢事局」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第十三條ノ三　第十一條第三項第十三條及前條ニ定メタル地方裁判所長ノ權限ハ民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ控訴院長又ハ其ノ指定シタル民事地方裁判所長若ハ刑事地方裁判所長之ヲ行フ

第十九條第二項中「各地方裁判所」ヲ「民事地方裁判所及刑事地方裁判所ヲ除ク外各地方裁判所」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

民事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第二十五條ノ三　民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判事ニ其管轄區域ヲ同シクスル刑事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第七十一條ノ二中「關東廳法院判官又ハ關東法院檢察官」ヲ「關東廳法院判官又ハ關東法院檢察官」ニ改ム

第七十二條第二號中「郡」ヲ削ル

第八十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「檢事局」ヲ「區裁判所檢事局」ニ、同條第三項中「監督書記及書記長」ヲ「書記長及監督書記」ニ改ム

大審院大審院檢事局及控訴院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク控訴院檢事局地方裁判所及地方裁判所檢事局ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク

第九十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ前項ノ委任ハ民事地方裁判所長ニ對シテ之ヲ爲ス

第百一條　廷丁ハ大審院控訴院及地方裁判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テハ其ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ雇ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百三十三條中「裁判所書記課」ヲ「裁判所及檢事局ノ書記課」ニ改ム

第百三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第四號ニ定メタル地方裁判所長ノ其ノ支部及其ノ管轄區域內ノ區裁判所ニ對スル監督ノ權限ハ民事地方裁判所及刑事地方裁判所ノ檢事局之ヲ行フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

◉司法保護法案（小林錡君外三名提出）

第一條　左ニ揭クル者ニシテ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依リ之ヲ保護スルコトヲ得

一　刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者

二　假釋放ヲ許サレタル者

三　刑ノ執行ヲ停止セラレタル者

四　刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者

五　起訴猶豫又ハ微罪釋放ノ處分ヲ受ケタル者

六　其ノ他刑事處分ヲ受ケタル者

第二條　保護事務ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス

第三條　地方裁判所所在地ニ地方保護局ヲ置キ保護事務ヲ行ハシム

必要アルトキハ地方保護分局ヲ置クコトヲ得

第四條　地方保護局ノ設置、廢止及管轄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　地方保護局ニ局長、保護司及書記ヲ置ク

第六條　地方保護局ニ保護事務ニ關スル諮問機關ヲ置ク

諮問機關ノ組織並ニ職務ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　地方保護局ハ保護事務ノ補助ヲ爲サシムル爲適當ト認ムル者ニ保護委員ヲ囑託スルコトヲ得

第八條　地方保護局ハ保護ノ要否ヲ認定スルニ當リ保護ヲ受クル者ノ父兄親族其ノ他保護ヲ委託スルニ適當ト認ムル者ニ出頭ヲ求メ保護ヲ勸說シ又ハ保護ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第九條　地方保護局ハ保護ヲ受クル者又ハ保護ヲ受ケムトスル者ヲ召喚シ又ハ保護司ヲシテ同行セシムルコトヲ得

第十條　地方保護局ハ其ノ事務ヲ行フニ當リ必要アルトキハ公務所又ハ公務員ニ對シ囑記ヲ爲シ又ハ補助ヲ求ムルコトヲ得

第十一條　保護ノ種類左ノ如シ

一　生業助成

二　融和調停

三　輔導援護

第十二條　地方保護局被保護者ノ居宅ニ於テ保護ヲ爲スコト能ハス又ハ之ヲ適當ナラスト認ムルトキハ保護團體ヲシテ收容セシメ又ハ寺院教會其ノ他適當ナル施設若ハ私人ノ家庭ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

第十三條　地方保護局ハ被保護者ニ對シ保護ノ爲必要ナル事項ノ遵守ヲ命スルコトヲ得

第十四條　地方保護局ハ必要アリト認ムルトキハ被保護者ヲ保護司ノ觀察ニ付スルコトヲ得

第十五條　保護期間ハ二年以內トス但シ繼續ノ必要アルトキハ之ヲ更新スルコトヲ得

第十六條　保護ノ解除並保護期間ノ更新ハ地方保護局之ヲ決定ス

第十七條　保護團體ヲ設置セムトスル者ハ司法大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第十八條　地方保護局ハ收容ヲ委託シタル保護團體又ハ適當ナル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ收容費ヲ補給スルコトヲ得

第十九條　保護團體ノ用ニ供スル土地建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ爲ノ登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セス

第二十條　保護團體ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス但シ有料ニテ之ヲ使用セシメタル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（尚、千代木隆吉君外三名提出にかゝる司法保護法案は右と同趣旨のものに付き、之を省略す）

民族優生保護法案（荒川五郎君外三名提出）

第一條　本法ハ民族ノ優生ヲ保護助長シ惡種遺傳ヲ防止根絕スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ保性斷種法ノ施術ヲ行フヘシ

一　殺人、强盜其ノ他兇暴ナル犯罪者ニシテ其ノ惡質ヲ遺傳スヘシト認メラルル者

二　精神狂症、遺傳的腦脊髓病、早發性痴呆症等ニシテ其ノ症狀ニ依リ是等惡疾ヲ遺傳スヘシト認メラルル者

三　諸種ノ中毒性、「ヒステリー」、遺傳性不具、結核病、癩病等ノ重症者其ノ他優生學上不正常兒ノ外生ム能ハ

サル者ト認メラルル者

第三條　前條ニ揭クル者ノ惡種ヲ懷姙セル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ法醫審判ヲ經テ墮胎セシム

第四條　第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ本法ニ依リ斷種法ノ施術ヲ受ケサル者又ハ梅毒淋疾ノ帶患者ニシテ完全ニ治癒セサル者ハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第五條　總テ婚姻ヲ爲サムトスル者ハ法律上ノ條件ヲ具シタル旨ノ當該官公吏ノ證明書及醫師ノ健康診斷書ヲ提出シテ婚姻許可證ヲ受クヘシ

第六條　醫師、官公吏虛僞ノ診斷書又ハ證明書ヲ作リタルトキハ刑法第百六十條及第百五十六條ノ例ニ依ル

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　本人カ欺罔シテ婚姻ヲ爲シタルトキ

二　本人又ハ家族カ虛僞ノ申立ヲ爲シタルトキ

三　故ナクシテ本法ノ施術ヲ拒ミタルトキ

四　許可證ナクシテ婚姻ヲ爲シタルトキ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

⊙治安維持法改正法律案（政府提出）

第一章　通　則

第一條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑事手續其ノ他ニ關シ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條　本法ハ何人ヲ問ハス本法施行地域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章　罪

第三條　國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第四條　前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五條　第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣傳シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第六條　第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第七條　前四條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ三

年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八條　私有財產制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條　前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條　第八條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條　前二條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條　第三條、第四條及第八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

知リテ供與若ハ便宜ヲ受ケタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條　私有財產制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條　前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條　第八條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條　前二條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條　第三條、第四條及第八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三條　本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第三章　刑事手續

第十四條　第三條、第四條及第八條ノ罪ニ該當スル被疑事件ニ付被疑者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾留狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ之ヲ勾留スルコトヲ得

一　被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ

二　被疑者罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

三　被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

四　被疑者變名又ハ僞名ヲ使用スル疑アルトキ

第十五條　前條ノ規定ニ依リ勾引シタル被疑者ハ指定ノ場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間內ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間內ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被疑者ヲ釋放スヘシ

第十六條　第十四條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ原由アル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾留狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ之ヲ勾留スルコトヲ得ス但シ被疑者逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　前條ノ規定ニ依リ勾留シタル被疑者ハ檢事特ニ必要アリト思料スル場合ニ限リ之ヲ訊問スルコトヲ得

第十八條　勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ一回限之ヲ更新スルコトヲ得

第十九條　勾留ノ原由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ速ニ被疑者ヲ釋放スヘシ

第二十條　刑事訴訟法中被告人ノ勾引及勾留ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ勾引及勾留ニ付之ヲ準用ス但シ保釋、責付及執行停止ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

刑政第48巻第4号
矯正図書館

第二十一條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對スル被告事件公判ニ付セラレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ事件ノ繋屬スル裁判所及移轉先裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ

第四章　保護觀察

第二十二條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ其ノ性格、年齢及境遇並ニ犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルカ爲公訴ヲ提起セサル場合ニ於テ檢事必要ナリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得本法ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキ亦同シ

第二十三條　保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教會、保護團體、病院若ハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ爲ス

第二十四條　保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ從事セシムルコトニ留意スベシ

第二十五條　司法保護委員及保護觀察ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前從前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑カ從前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ從前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ處斷ス

本法中地方裁判所トアルハ朝鮮ニ於テハ地方法院トス

◉不法團結等處罰ニ關スル法律案（政府提出）

第一條　人ノ生命ヲ害シ又ハ人ノ身體ニ傷害ヲ加ヘンカ爲相團結シテ其ノ實行ノ豫備ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

治安ヲ紊ス目的ヲ以テ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條　前條第二項ノ目的ヲ以テ人ノ生命ヲ害シ又ハ人ノ身體ニ傷害ヲ加フル犯罪ヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條　前二條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知リテ供與若ハ便宜ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條　本法ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第五條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國臣民ノ生命ヲ害シ又ハ其ノ身體ニ傷害ヲ加ヘンカ爲本法施行地域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

歐米視察談（上）

司法書記官　岡　五朗

（一）

私は昨年六月司法省から、八月二十日から瑞西ベルンに開催される國際刑法並に監獄常設會に出席せよといふ命令を受け、西洋へ出張することになつたのであるが、その際當刑務協會から、序に歐米各國の行刑制度その他を視察して來てくれ、との囑託を受けたので、本日はその報告旁々この壇上に立つたわけであるが報告といつても別に纏つたものではなく先づそこはかとなく見聞したまゝの土産話位に御承知していただきたいのである。

私が東京を出發したのは昨年の七月二十一日であつたが、實は私の心づもりでは、途中新興滿洲國の狀況をも一應見て行きたいと思つて、日程にも多少の餘裕を作つておいたのであるが、生憎のこと、例の朝鮮の水害のために、朝鮮を通過することが出來ない、で、仕方がなく大連經由となつたのであるが、さうするとシベリア鐵道との連絡の都合上餘日といふのがなく、奉天にも新京にも一泊すら出來ない。とう〳〵滿洲國は素通りといふことになつてしまつた。その點、今でも非常に殘念に思つてゐる。さて滿洲里でシベリア鐵道に乘り換へたのが、七月三十日、それから廣漠たるシベリアの原野を横斷して、モスコーに着き、ポーランドを經て八月七日朝、獨逸の首府ベルリンに到着したのであるが、この日は恰も、ヒンデンブルグの國葬の當日であつたので、ベルリン市中は全部商賣を休み、家毎に國旗とハーフエンクロイツエのナチスの旗を掲げて、哀悼の意を表してゐるのを見た。ベルリンに滯在すること五日、四月十二日に、私はベルリンのテンペルキーフ飛行場から、飛行機に乘つてフランスのパリへ向つた。飛行機は私にとつて初めての經驗である。私はかつて或落語家の語を聞いたことがある。最初に飛行機に乘つたときの感想はどうかと訊かれて、その落語家は「あゝとう〳〵乘つちやつた!!　といふ感じより外は何もありません」と答へたといふことであるが、私は乘つた瞬間、その話を思ひ出して思はず苦笑せざるを得なかつたのである。全く乘つてしまへばそれまでゞある。墜落以外に降りやうたつて絶對に降りられない。イヤでも覺悟をきめなければならない。私も「あゝ乘つちやつた!」と思つて、窃に下つ腹にウンと力を入れた次第である。飛行機は一分も違はず、きつちり三時間でパリの飛行場に着いた。實に正確なものである。歐洲の汽車は、發車にも、着車にも、十分や

二十分、場合によつては三十分位遲れることは珍らしくない。人々も別にこれを問題とはしてゐない。しかるに空を飛ぶ飛行機となると、前述の如くに發着共に一分のちがひもない。これには私も聊か一驚を吃した次第である。かくてパリに五日間滯在の後、いよ〳〵會議地であり目的地である瑞西のベルンへ向ひ、八月二十日から五日間に亘つて、會議に出席したのである。會議には英・米・獨・佛伊を初めとして十數ヶ國の代表委員が集つて、主として本年八月にベルリンに於て開催せらるべき大會の規程、議題等について協議、決定するところがあつた。會議終了後、私は兄と一緒に瑞西國内を旅行し、次で伊太利へ這入つて、ローン、フローレンス、ヴエニス等を見物したが、更に墺太利へ行つて、ウヰーンに數日間滯在、思想犯人の檢擧取扱の事情等を調査し、又チエツコスロヴアキアの首府プラーグ等を見物して、九月五日に再びベルソンに戻つて來たのである。その後はラインの清流を遡つてバーデンバーデンへ行つて見たり、ミユンヘンにビールを飲みに出かけて見たりして、約一ケ月間といふものは、ベルリンを中心として、ドイツ國内をあちこちと旅行してゐたのであるが、十月の初めにベルリンに別れを告げて、和蘭、白耳義を經て英國へ渡り、ロンドンに約十日間滯在した。その間にも出來るだけ各方面の施設などを視察し、かくて十月十七日サウサンプトン發の、五萬六千噸、實に世界第一の稱ある巨船べれんがりやに乘船して大西洋を横斷、一路米國へ向つたのである。米國ではニューヨーク、ワシントン、ロサンゼルス、サンフランシスコ等の各地に滯在すること前後併せて約四十日、十一月二十九日には早くも桑港發淺間丸の客となり、米大陸を後に太平洋を横斷して十二月十四日横濱に入港、無事歸朝いたした次第である。母國を去つて母國に歸るまでその間僅に五ヶ月にすぎない。全くの飛脚旅行で、從つてその短期間に、視察といひ、調査といふも、勿論十分なことが出來やう筈がない。唯一トわたり海外の臭を嗅ぎ廻つて來たといふだけのものである。さうした私の土產話であるから、とても各位に對して御滿足を與へるなどといふことは出來ない。その點は豫め御諒承を願ひたいのである。それではこれから、右申した旅程の順序に從つて、旅行中の特に感じた點やら、刑務所の大體の模樣やらを記憶のまゝにピックアップして御話し、せめては私の責任の一端をなりと果させていただきたいと思ふ。

(二)

先づシベリア通過に際しての感想から申し述べたい。シベリアを通過して、私が特に感じたことゝいふのは、第一に、ソビエット、ロシア官憲の外人旅行者に對する監視が實に極端にまで嚴重であり、從つて旅行者としては非常に不愉快を感ずるといふことである。國境に於ては、稅關の官吏と鐵道ゲー・ペー・ウーの官

吏とが手荷物などの檢査を行ふのであるが、それがイヤに八ヶ間しい。圖書書類などについては、私信に至るまでとても嚴重な取調をやる。一頁毎に目を光らせては繰つて行く。そして汽車の中には、客車毎に必ず一人の鐵道ゲー・ペー・ウーの官吏が乘り込んでゐて、絶えず外人の坐臥行動に鋭い注意を差し向けてゐる。わけても相手が日本人だといふと、特別に神經的になるらしいのである。車中の廊下から何といふことなしに驛の模樣を眺めてゐる場合でも、プラットホームを慢然と散步してゐる際でも、乘客はこのゲー・ペー・ウーの鋭い視線から逃れるといふことは殆んど不可能のことである。或時の如きは、ゲー・ペー・ウーが、車掌と共に私と同行の一日本人の部屋に入り込んで來て、同人のトランクを勝手に開けて、中を一々取り調べた。それはその日本人が、偶々窓際で手紙を書いてゐたのを見付けられたがためである。何故日本人に對して特にさう嚴重なのであるかといへば、それは勿論政治上の關係がその主たる理由であらう。第二に感じたことは、ソビエット、ロシアがいかにシベリアの防備のため若くは戰備のために、その施設を急いでゐるかといふことである。目下ロシアでは、シベリア鐵道の復線工事を鋭意進捗中である。沿線到る處の驛には枕木の山が並んでゐる。冷藏車といつた軍用貨車は、各驛に少きも二三臺、多きは十數臺置かれてある。驛の附近にはどし〳〵と、兵舍を新築又は增築しつゝある。これが複線工事を急ぐ現象でなくして何であらう。當時は北鐵讓渡問題が決裂するかも知れぬといふやうな狀態にあつた際なので、私には特にそれが痛感されたのである。よく世間ではロシアと戰爭するかもしれぬといふ。私も以前はそれについてワリに簡單に考へてゐた。しかし私は今度シベリアを通つて見て、さうした考へは結局、認識不足の致すところではあるまいか、といふことをつく〴〵感じたのである。シベリアの原野といふものは、私共島國に住んでゐるものにはとても想像も出來ない程廣漠たるものである。汽車に乘つて最初の三四日間位といふものは、行けども〳〵、同じ形貌をした原始的原野が果てしもなく續いてゐるのみである。四日目にやつとバイカル湖邊で、森林地帶に入るといふやうな有樣である。かりにこの原野を挾んで日ソの間に戰爭が起つたとしても、日本はいかなる點に最後の決勝點を見出すであらうか。唯々廣漠たる原野を荒し廻るだけではロシアは何等の痛痒をも感じないであらう。結局はモスコーまで攻めて行かなければ最後の勝利を期することは出來ないと思はれるがモスコーを占領するといふことは殆んど不可能事であらう。一方飛行機は遠慮なくこちらへ飛んで來るであらう。素人目に考へても日本は決して容易なものではあるまいと思ふ。ドイツ等へ行くと、日本は何時ロシアをやつつけるのか、なんていふことをよく訊かれる。赤化の本山は

列國の憎まれものである。しかしロシアといふ國が儼として存在してゐる以上共產黨の絶滅は六ケしい。日本は強いといふのでそこで、かれ等は日本を竊てるのかしらぬが、日本とてもこれはうつかり調子に乘つて戰爭は出來ない、とシベリアを通つて見て、私はつく〴〵さう感じたのである。

シベリアを通つて第三に痛感したことは、いかにシベリアの住民が、困窮困憊の極にあるか、といふことである。先づ驛に列車が到着すると、それを待ちかねてゐたやうに、十數名の少年少女が——時には老人も雜つて、——數匹の犬どもと一緒に、どつと客車の窓際に押し寄せて來て、口に手を當て何やら喧しくわめきながら食を求むるのである。私達が、パンのかけらとか、林檎の腐つたやつとかを拋り投げてやると、かれ等は餓狼の如く爭つてこれを拾ひ、貪り食ふ。時としては餓えた犬と食を奪ひ合ふのである。その哀れな子供等の服裝といへば、それは乞食にも劣る。おんぼろの着物に無帽、跣足といふ姿である。一日雨のどしやぶりといふ日があつたが、さうした日でも、子供等はその篠つく雨の中を、頭からぐしよぬれになりながら、窓からかしらぬが、日本とてもこれはうつかり窓へと食を求めて歩きまはる。私はそれを見て、實に犬よりも慘めだ、と思つたのである。犬は餓えても天與の毛皮を着てゐるので、雨が身體に泌み込むといふことはない。人間の子は、身に纏ふべき滿足な着物一枚さへがない。實に雨漬けになつて糧を探しまはつてゐるのである。可憐な子供等が、犬どもと一片のパン屑を爭ひ合つてゐる光景は、私にはとても正視出來ない悲慘なものであつた。ひとり子供ばかりが餓えてゐるのではない大人でも同じことである。子供等がこの世のことゝも思へない飢餓地獄を現出してゐる側では、中年の農夫たちが、例のおんぼろ姿で、何か木イチゴの實らしいものを持つて、窓から窓へと賣り歩いてゐる。その樣子はいかにもひだるさうで日頃腹の底に十分食物を入れてゐる人間とは思へないのである。シベリアの農民がいかに悲慘な生活をしてゐるかといふことは、想像に餘りある。ひとりこの間に在つて、人間らしい姿をし、人間らしく振舞つてゐるのは赤衛軍の兵士である。かれ等は何れも、立派な毛のオーバーを着て、驛の構内などを濶歩してゐる。空腹の農民たちと好個の對照である。農民國と稱せらるゝロシアでこの奇現像を見せつけられて、私は思はず苦笑を洩したのである。實にソビエット・ロシアは、兵士と勞働者萬能の國である。一般市民や農民は、とても慘めな生活を餘儀なくされてゐる。モスコーの一般市民の如き、恰も大震災直後に於ける東京市民のそれと選ばない。跣足で街上を歩いてゐるものも少くない。ベーヴメントの上にゴロ〳〵、ゴロ寢してゐるものも數多く見受ける。ロシアでは、一般市民も農民同樣、飢餓線上に飛躍することを許されない。

(三)

シベリアの野を走ること六日にして、私共は八月五日モスコーに着いた。丁度その日はレーニンの墓が開かれ、私は幸にもこれを實見するの機會を得た。レーニンの墓は、モスコーの例の「赤の廣場」に堂々と建立されてゐる。私は海軍の駐在武官の案内でそこに出向いたのであるが、當時の光景は、私をして思はず一驚せしめた。勞働者、學生等あらゆる階級の人々が、四列縱隊を作り、蜿蜒十數町に亘つて、墓所へと練り込んで行く。そして四人宛順次に墓の正面から這入つて、レーニンのミイラに參拜して後、横の出口から吐き出されて行く。私は列の後からついて行つたのでは、いつのことか分らない、困つたことだと思つてゐると、案内してくれた駐在武官が、整理の任に當つてゐる兵士に交渉してくれたので、幸にも列の最先端の方に割り込ませてもらつたので、いち早く墓の中へ入り込むことが出來た。レーニンのミイラはガラス箱の中にある寢臺に仰けに横はつてゐて、上には軍服がかぶせてある。顏と兩手だけが外部にあらはれてゐるのみである。レーニンが死んでからすでに約十年の歲月が流れてゐるのに、その死屍たるや、一見したところでは、死後僅かに二三時間位しか經過してゐないかのやうに見える。肉附の具合といひ、皮膚の色合ひといひ、毛髮、爪の具合ひといひどう見ても、これが十ヶ年も經つてゐる死屍のミイラであるとは受け取れない。私はひよつとしたらこれは蠟細工ではあるまいかと、思はざるを得なかつたのである。私はその後も、パリに於てロンドンに於て幾多のミイラをも見たし、又歷史的人物の蠟細工の人形をも見たのであるが、かれこれ考へ合せて見て、このレーニンのミイラなるものは、どうしても蠟細工にちがひない、といふ感じを益々深うしたのである。いかに科學の力が進歩してゐるとはいへ、死直後そのまゝの狀態を十年後の今日に至るまで、些の變化もなしに維持せしめてゐるといふことは、一寸私たちには想像出來ないことである。私は餘りにも怪訝に堪えなかつたので、側にゐる駐在武官に向つてこれは蠟細工ではないでせうか、とそつと呟いて見たところ、駐在武官の言ふには、さういふ噂はしば〳〵耳にする、自分もさうした疑ひは有つてゐるが、しかしそんなことを口走つたといふことが、ひよつとして官憲の耳にでも入ると、すぐふん縛られますぞ、といつてひどくおどかされたのである。しかし私は、あれは蠟細工にちがひない、と今日でも信じてゐる。聞くところによると、ソヴイエット政府でもさうした噂を氣にしたものか、何でも二三年前に、新聞記者を集めてそのミイラを見せて、見る如くこれは決して蠟細工ではない、本物である。といふことを特に宣傳したさうであるが、それでも私共には容易に信じられない。

ミイラはかりに蠟細工であるとしても、しかしながら群衆がこのミイラに參拜す

る態度を見てゐると、むしろ驚嘆に値ひするものがある。私共日本人が、伊勢神宮や明治神宮に參拜したり、又佛の前に祈りを捧げるときの態度と全く同じである。實に謹嚴そのもの、靜肅そのものである。たとへ小聲でも雜談など交してゐるものは一人もゐない。何れも眞劍な顏色で、さも感慨深さうに、ミイラに向つて最敬禮を施しては歸つて行く。レーニンは今日コムミユニストの權化である。宗教排擊の總本山であつたレーニンが、今日では自ら偶像となつてゐるのである。宗教を排斥し、偶像崇拜を忌み嫌ふソビエット、ロシアの政府は、すでにレーニンを偶像化し、又偶像化せんと努力しつゝあるのである。これ程皮肉な現象が又と有り得やうか。日本の赤の連中が口ではすべて科學的でなければいけないなどゝ唱へながら、やれレーニンの言葉だ、それレーニンがかう言つたといふやうなことになると、恰もそれが神話でもあるかのやうに、無批判的に、無差別的に、眞理としてこれを盲信し、輕擧妄動をなしつゝある狀態を思ひ浮べて、私は窃かに苦笑せざるを得なかつたのである。思ふに、個人の生活にしても又國民の生活にしても、そこには何等か確とした賴むところのあるものがなくては、到底成り立つて行かないものではなからうか。さればこそ、皇室を革命によつて倒壞し、宗教を追ひ出してしまつたロシアは、それに代ふるに、レーニンのミイラを持ち出して來たものではなからうか。かくて恐らく次の時代に於ては、レーニンのミイラに代つてスターリンの蠟細工がロシア國民の第二の偶像として、ロシアの政府は、すでにレーニンを偶像化し、又偶像化せんと努力しつゝあるのである。これ程皮肉な現象が又と有り得やうか。日本の赤の連中が口ではすべて科學的でなければいけないなどゝ唱へながら、やれレーニンの言葉だ、それレーニンがかう言つたといふやうなことになると、恰もそれが神話でもあるかのやうに、無批判的に、無差別的に、眞理としてこれを盲信し、輕擧妄動をなしつゝある狀態を思ひ浮べて、私は窃かに苦笑せざるを得なかつたのである。思ふに、個人の生活にしても又國民の生活にしても、そこには何等か確とした賴むところのあるものがなくては、到底成り立つて行かないものではなからうか。さればこそ、皇室を革命によつて倒壞し、宗教を追ひ出してしまつたロシアは、それに代ふるに、レーニンのミイラを持ち出して來たものではなからうか。かくて恐らく次の時代に於ては、レーニンのミイラに代つてスターリンの全身像が大きく引伸しされて、物々しく揭げられてゐるのだ。――

私は、とう〳〵刑務所を視察する機會を得られなかつた。大使館を通じて交涉して見たのであるが、先方では許可してくれなかつた。

（四）

モスコーを立つてポーランドを經て、ベルリンに着いたのが八月七日の朝、ロシアがスターリンの國であるやうに、ドイツは全くヒツトラーの國である。ドイツに於けるヒツトラーの人氣はすばらしいものがある。前にもいふ如く、私がベルリンに着いた日は、丁度ヒンデンブルグの國葬日であつたので商店は悉く商賣を休み、戸毎に國旗とナチスの旗と二通りの旗を揭げて哀悼の意を表してゐた。葬儀式場ではヒツトラーが起つて哀悼の演說をやつた。それがラヂオを通じて全國へ放送される。當日はベルリン市中何處へ行つても、電波に乘つたヒツトラーの聲が、びん〳〵と響き渡つて聞かれたのである。見ると、ラヂオの設備ある家の前には、通行人は步を止め、近所のものは群り寄つて來て、何れも脫帽し、首をうなだれ、耳をすましてその聲に聽き入つてゐる。外國人である私どもでも、

その眞劍な空氣に引き込まれて、自然脫帽せざるを得なかつたのである。これ程ヒツトラーの聲は、ドイツ國民に對して威力を有つてゐるのである。ドイツに於けるヒツトラーの人氣は全く行つて見なければ分らない。ドイツ人はヒツトラーでなければ夜も日も明けないといつた有樣である。各官廳内に於ては勿論のこと往來で小供に會つても知人に會つても、かれ等の最初の挨拶は何かといふと、右手を擧げて、「ハイル、ヒツトラー！」（ヒツトラー萬歲！）と叫ぶことである。官廳の文書でも私信でも、末尾の匆々頓首の代りに必ず「ハイル、ヒツトラー」と書く。何から何までヒツトラーである。ブランデン刑務所を訪れた際、私は工場に働いてゐる囚人たちに對し、右手を擧げて「ハイル、ヒツトラー！」とやつて見たところ、それに對しかれ等は、一人殘らず手を擧げて、これに答へてくれたのである。ヒツトラーは今や偶像化しつゝある。しかしながらヒツトラーとても生身である、決して永遠の存在ではない。かれは本年四十七歲の壯者ではあるが、人間いつ死ぬかもわからない。かれ亡き後のドイツは果してどうなるのであらうか。ヒツトラーあつての復興のドイツである。かれなくして果して復興ドイツであり得るかどうか。恐らくヒツトラーに代るべき人物を今日に求むることは困難であらう。ゲーリンク、ゲーベルス、ヘスなどゝいふ有能の士はあるが、ヒツトラーの人氣と役割を受け繼ぐことはとても出來まいと思はれる。ヒツトラー亡き後のドイツの國情を想像すれば、恐らく不安と動搖とがこれを支配するであらう。さう思ふと私は、ドイツ國民に對して一片の同情を禁じ得ないのである。賴るところの中心的存在を見失つて、漂蕩して已むなき國民は實に不幸である。それにつけても私ども、日本人として生れて來た幸福をしみ〴〵と感ぜざるを得ないのである。日本には儼としても考へられなかつたのである。成程パンふまでもなくそれは皇室である。上に萬世一系の皇室を戴いて、それを仰ぎそれに賴りつゝ、國民は生を樂み業を勵みつゝあるのである。政治に與る政府は何度變つても、國家の中樞的心棒は永遠に變ることがない。ソビエット、ロシアを見ても感じたことであるが、ドイツ國民の前途を想像して、私は今更ながらにそのことを痛感した次第である。

（五）

私はドイツでは、ブランデンブルグ刑務所、テーゲル刑務所、モアビットの未決監、ハーネフエルサンド少年刑務所等それ〴〵ドイツに於ける代表刑務所と認むべきものを參觀した。次にその中の一、二の刑務所につき、その概觀を略述したいと思ふ。ブランデンブルグ刑務所は、所長自ら世界第一の刑務所であると誇つてゐたのであるが、私は府中刑務所や小菅刑務所などゝ比較して見て、日本の刑務所の方が劣つてゐるとはどうしても考へられなかつたのである。成程パン

刑政第48巻第4号
矯正図書館

燒の設備とか、醫療設備とか、病室とかに於ては、多少向ふの方が優つてゐる點もあるにはあつたし、又外塀周圍の警戒に四頭の犬を使用してゐたり、三ヶ所の工場の監督をたつた一人の看守でやつて退けてゐるといつた點で、やゝ異色がないでもなかつたが、しかし大體からいふと、この世界第一と誇るドイツの刑務所に對して、日本の大刑務所は少しも遜色がない、といふことを知つて、私は大に意を强うしたのである。否々、教誨教育とか、作業とか戒護とか、乃至具體的處遇方法とか、さういつた刑務所としての實質的、內容的條件に至つては、日本の行刑の方が數段立ち優つてゐることを發見するのである、囚人に對する處遇の如きは、むしろ比較にならぬ程優れてゐるといつてもいゝと思ふ。特にヒツトラー政權確立以來といふものは、ドイツの刑務所は、徒に囚人を嚴重に拘禁しやうといふことにのみ重きをおいて、教化主義などいふことは、第二段以下に蹴落されてしまつた感がある。私は一人の職員に向つて、何故さうなのか、と質問して見たところ、それが政府の方針だから仕方がない、と答へた。ドイツの刑務所では職員の意見などは一切發表を許されないのだ。かりに、政府ではさういふが、行刑としてはかうしなければならぬ、などゝ口辷らして、それが政府の「秘密警察」の耳にでも入らうものなら、その職員は卽座に馘になる。だから役人とても事の善惡に拘らず、唯ヘイ〳〵してゐるより外はないのである。ドイツの行刑は目下全く萎縮してしまつてゐる形である。作業の如きも、ドイツでは殆んど見るに足るべきものがない。テーゲル刑務所は、作業刑務所としてドイツ第一の稱ある刑務所であるが、それとても、印刷工場に機械その他多少優秀な施設があるといふことの外には、格別なものは何もない。作業は日本の刑務所の方が遙にすぐれてゐる。第一にドイツの刑務所では、囚人がよく働かない。職員も亦至つて熱がない。尤もドイツの刑務所では、官用主義が徹底的に行はれてゐて、民間の仕事をやるといふことが絕對にないから、自ら仕事の數も少いわけであるから、作業の振はないのも一理はある。その點はひとりドイツばかりではなく、英國でも米國でも同樣である。恐らく日本の刑務所ほど作業の進步してゐる刑務所は、世界の何處を探しても又とあるまいと思はれる。私は「囚人の改善は勞働より」といふスローガンを、世界各國の刑務所へ向つて、實踐的に敎へてやりたいと思つてゐる位である。ブランデンブルグ刑務所にもテーゲル刑務所にも、思想犯人は可なり澤山に收容されてゐる。私が行つた當時は、ブランデンブルグに約三百五十名、テーゲルには約六十名といふ多數の收容者があつた。しかるにそれ等思想犯人に對する處遇はどうかといへば、何等特別の考慮を拂つてゐない。普通の囚人と同樣に待遇してゐる。私はその理由を職員に質問して見たところ、かれ等は犯

罪人に區別はない。處遇はすべて公平にすべきであるとて、空嘯いてゐるのである。思想犯人だからとて特殊の教誨をするなどゝいふことは決してない。由來ドイツは、教化といふことに特に力を入れてゐたのであるが、ヒツトラー政權以來ドイツの行刑は實に十年逆行した、と私は當時感じたことである。

しかし次にハーネフエルサンドの少年刑務所を視察して見て、私はさすがに感心せざるを得なかつたのである。この刑務所はハンブルグ市の郊外、エルベ河中の小島上に建てられてゐて、島全體が刑務所の敷地となつてをり、外塀などは全然ない。二百名からの少年收容者たちは三々五々組を作つて、或は立派な馬を御しつゝ、或は鋤鍬をつかひながら、孜々として農業と島の埋立工事にいそしんでゐる。その樣子は非常に朗かで、呑氣さうに見える。刑務所では私たちに對して收容者の調練や消防演習などをやつて見せてくれたが、わが國の少年刑務所と同樣、規律はなか〳〵しつかりしたものである。教室も立派であるし、少年たちも熱心に勉强してゐる。日本にも、これ程の敷地を有する少年刑務所を一つ作つて少年に對する理想通りの行刑をやつて見たいものである、と私はしみ〴〵と感じたのである。この少年刑務所のことについては、正木書記官の「行刑の變遷をたづねて」といふ著書の中に詳細に記述されてあるので、私がこゝで蛇足を加ふる必要はない。正木書記官の行かれた頃と今日と、格別差異はない筈である。當時は豫算がなくて未完成であつたが、今なほ完成してゐない。ブランデンブルグ刑務所も最初の豫定通りには出來てゐないとのことである。

（六）

私は前述の如くにベルリンに滯在すること五日にして、飛行機でパリへ向つたのであるが、一分一秒の違ひもなく、パリへ着くことが出來た。私は飛行機の上から獨佛の國境を見下しながら、獨佛間の從來の關係などを考へ合せて、こゝにも「非常時」が橫つてゐるんだな、と思つたのである。ベルリンからパリまで、軍用飛行機ならば僅か二時間足らずで行く。フランスでは、さきに千數百臺の飛行機を動員し、ドイツを假想敵國として防空演習を行つた。その時パリの空に三十臺の飛行機が現れた。だが、事實は、三十臺はおろか、數臺現れても恐らくはパリは崩壞してしまふだらうと思はれる。佛獨の間柄といふものは、どうした因緣か、代々不穩の空氣にとざされてゐる。不安の念が國民の念頭から離れない。そこに行くと日本は第一地理的に惠まれてゐる。佛獨のやうな地續きとちがつて、比較的飛行機襲來の脅威を感ずることがすくない。私は又しても日本は有り難い國だと思つた。多くの旅行者がさうであるやうに、私も日本を離れてつく〴〵日本の有り難さを知つたのである。

パリはさすがに花の都だ。建築の美しさ、街路の美しさ、パリならではと思つ

刑政第48巻第4号
矯正図書館

たことである。わけても街路樹の如き、その大きさから葉の繁り具合から、何れも型で鑄出したやうに揃つてゐて、一つの樹を他の樹から區別することが一寸困難な位である。聞くところによればパリの街路樹は、郊外のある適當な場所に、十年、二十年、三十年と年代順に、夫々養植してゐるとのことである。だから例へば、街路樹の中で二十年の樹が一本枯れたとすれば、その養植樹の中から二十年の樹を一本持つて來てこれを補充すればいゝ。二十年の樹の中へ二十年の樹を入れたのだから、他との釣合を少しも損はずにすむといつたわけである。パリの市街や街路樹の美しいことは私も豫想してゐたところであるが、私の豫想を全く裏切つたものは、パリの婦人がいかにも質素簡易な服裝をしてゐることである。パリの女といへば、何やらおしやれものゝ代表者でゝある如くに、ともすれば私どもには考へられる。女の流行はパリからなどいふ言葉もあるし、女はパリに限るなんても聞いてゐる。ところがどうだらう、私はパリへ行つて見て往來でも電車の中でも、黒い人絹の服を着てゐる婦人の數多いのには全く一驚を吃したのである。黒衣は尼さんか、又喪中に着るものだとばかり私は思つてゐたが、パリでは見る女〳〵が黒作りなのである。聞けばパリの健全な、中流どころの婦人は、殆んど黒衣を纏ふてゐるとのことである。して見れば、眞のパリ女を象徴するものは黒衣である、といつてよからう。黒は汚れ目が見えず、度々洗濯をする必要がないので、經濟的であるといふ理由からだといふ。十數年もパリに滯在してゐる或日本人の話によると、凡そフランスの女ほど質素な女は世界にあるまい、家庭生活に於ても萬事がすべて質素である。パリの女がおしやれであり、流行の魁けをするものゝ如く一般に考へられてゐるのは、それはパリの女を見てゞはなく、パリの社交倶樂部に現れる一部の上流婦人か、若くはパリに集つて來る外國の上流婦人の風俗を見ていふのであらう。少くもパリの健全な、中流の婦人ならば決してそんなことはない、といふことであつた。ところで日本の銀座邊を歩いて見ると、厚化粧に、派手な扮裝をして、これ見よがしに練り歩いてゐる女を澤山見かける。私はパリの女とは反對に日本の女ほどおしやれな女は世界にもあまりないやうに思ふのである。

（七）

フランスでは私は、代表刑務所としてパリ郊外のフレーヌ刑務所、ベテイロケツトの女の未決監、サンテの男の未決監等を參觀したが、その中フレーヌの刑務所について簡單に申述べやう。フレーヌ刑務所の特色は、全部獨居房主義によつてゐるといふことである。千五百十二の監房が、殘らず獨居房で、雜居は絶對に許されてゐないのである。徹底的に獨居房主義を採用してゐる。囚人は各自自分の監房内で、一人靜かに沈思默考して、過去を反省し、將來のことを思ふてゐなければならぬものとされてゐる。從つて刑務所内に在つては、事務室以外、何人と雖も、絶對に聲を出すことを禁ぜられてゐる。看守を呼ぶにも囚人を呼ぶにもすべて數字の信號でやつてゐる。廊下を歩くにも出來る限り音のしないやうにして歩かねばならない。廊下の構造も亦音のしないやうに工夫して作つてあるとのことである。所長が私を案内しながら、どうだ音のしないやうに出來てるだらうといつて頻りに自慢してゐたが、成程事務室内などに較べると、廊下は足音がずつと小さい。その他居房の採光、換氣なども非常に注意が拂はれてゐるのを見た。

この刑務所の病室と來たら實にすばらしいものである。一流の病院と較べても敢て遜色はあるまいと思はれる。これだけはわが國のいかなる刑務所の病舍も、とても及ばない。病室は全く別個の建物になつてゐて、周圍には樹木が植えられてゐるので、これが刑務所の構内だ、といつた感じは少しもない。全く普通の病院といふ感じである。設備、器具等も行き屆いたものである。かやうに特色はあるが、それは多く形式上の話で、この刑務所も、行刑の實體としての作業とか教化とかいふことには餘り力を入れてゐないやうに見受けた。作業といつても居房内で、一寸した手先の仕事をしてゐる位のものであり、積極的に囚人の勞働精神を養ふといふやうなことはやつてゐない。教化にしてもその通りである。積極的には何等の方法をも講じてゐないやうである。要するに形式を整へることのみに氣を配つて、内容これに伴はぬといつた感じである。

フレーヌ刑務所で面白いと思つたのはこれ又別棟になつてゐるが、俗に「マザードーター』と呼ばれてゐる、母親であるが同時に娘であるといふ婦人犯罪者が收容されてゐることである。母親であるが同時に娘である婦人犯罪者といふのは言ひかへれば、夫のない女で私生兒のある婦人犯罪者である。私が行つた當時は約三十名ばかりの婦人と、それと略同數の、二三歳から六七歳位までの小供達とが一緒に收容されてゐた。居房には母親の寢臺の傍に、小さい子供の寢臺が並べて置かれてある。母親が作業に從事してゐる間、子供達は、庭園内で數名の媒母に見守られながら嬉々として遊び戯れてゐるのである。私どもが見物してゐるといかにも物珍らしいのであらう、子供達は私共の側に走り寄つて來て、御父さん〳〵と呼びかけたり、唱歌を歌つて聞かせたり、又握手を求めたりする。可愛いものである。子供達はこゝが刑務所であるなどいふことは夢にも知らない。又職員の方でも、絶對に知らせないやうに努めてゐるとのことである。かやうな施設はひとりフレーヌ刑務所に於てのみ見るところで、他の何れの國の刑務所にもその例を見ないものである。私は成程面白い考へであると思つた。

（八）

私はパリを見物した後、目的地たる瑞西の首府ベルンに赴き、そこで兄と落ち合ひ、それから一緒に瑞西の風光をたづね、更に伊太利の各地を旅行した。しかしこの兩國については、今改めて御話する程のこともなかつた。瑞西の風景の美しさや、伊太利に於ける舊ローマ帝國時代の遺跡や、その繪畫、彫刻等のすばらしさやなど、あまりにも有名なことで、今更私から御話する限りではあるまい。伊太利では、ローマの刑務所を二ヶ所程參觀したが、特に御報告に値ひするものではない。規模なり設備なり、日本の刑務所の方が數段立ち優つてゐるといふことを申し上ぐればそれで十分であらうと思ふ。

伊太利から墺太利の首府ウイーンへ向つた。墺太利といへば、昔は歐洲大陸に雄視した大帝國であつたが、今日では無殘な有樣である。旅行者をしてそゞろに氣の毒の感を覺えさせるものがある。歐洲大戰後といふもの、この國は政治的にも思想的にも、混亂と紛擾との絶間がない有樣であつたが、近くは社會黨の暴動や、ナチス黨員の暴動即ちドルフス首相暗殺等の事件があつて、いよ〳〵世紀末的の相を呈して來てゐる。現在の住民の中、ナチス派が約三分の一、ソシアリスト派が約三分の一、殘る三分の一が王黨派並に穩健派といふわけで、この最後の三分の一の黨派が現在、ともかく天下を取つてゐて、他の三分の二のナチス派及びソシアリスト派に對して、徹底的な彈壓を加へてやつとのことで治安の維持を保つてゐるといつた形である。いつ何時ナチス派の天下になるか、ソシアリスト派が取つて代るかも分らないといふ極めて不安至極な狀態にある。從つて國民は一日として安心がならない。絶えず何物にか脅かされてゐるといふ實情である。市民の生活はとても困窮を極めてゐるらしい。失業者と密淫實が到る處市中をウロ〳〵してゐることは恐らく世界一であらう。私どもが、東京でいへば先づ銀座といつた、市中でも繁華な街の、とあるレストランへ入つたとき、私共は異樣な感に打たれたのである。私どものとつたテーブルに、相當の身なりはしてゐるが一見失業者らしい一人の男が坐つてゐたが、薄い安ブドー酒のコップを前において、頻りと視線を私どもの方へ走らせながら、私共の食事するのを見詰めてゐる。私は何やら氣持が惡くなつたので、料理を半分ばかり食つて、半分は殘してしまつた。女給がやつて來て、私の食ひ殘しの皿を持ち去らうとするとき、何をするかと思ふと、その男、いきなり女給の手を拂ひのけて、その皿を自分の前に引き寄せ、何の挨拶もなしに、がつ〳〵無中になつて貪り食ひはじめたのである。私はその光景を見て實に唖然としてしまつた。骨も殘さぬ、といふのは全くその男のことである。かれは餓狼だつたのだ。ところが、よそのテーブルを見廻して見ると、さういつた餓狼男が、一テーブルに一人位は必らず陣取つてゐて、目を光らせながら客の食ひ殘しを狙つてゐるのだ。間もなく私のテーブルに、年の頃二十位の娘さんと、その母親らしい婦人とが連れ立つてやつて來た。服裝などから判斷して、相當の家庭の人たちらしく見受けられたのであるが、註文した料理を見ると一人前である。一人前の料理を二人で分けて食つてゐる。相當の家庭の人たちでも、これ程つましくしなければならないのかな、と聊か氣の毒に感じながら、つと隣りのテーブルに眼をやると、そこには親子と思はれる四人連れの客が、これも相當の身分の人々らしいのだが、やはり二人前の料理をとつて、それを四人してつゝき合つてゐるのである。これ等の事實から判斷しても墺太利人がいかにその日〳〵の生活に困難を感じてゐるかゞうかゞはれやうと思ふ。私は日本は今行詰つてゐる、國民は生活の困難さに喘いでゐる、といふことをよく耳にする。成程それも掩へぬ事實であらう。しかしながら墺太利邊の行き詰り方と、日本の行詰り方とは、行詰り方がちがふと思ふ。かれに在つては文字通り世ながらの飢餓地獄を見せつけられて、日本は何といつてもまだ〳〵幸福であると、痛感せざるを得なかつたのである。

チエコスロヴアキア、オランダ、ベルギーに於ても、旅行中相當感ぜしめられた點も多々あるが、特に御話し申し上げる價値があるかどうかも疑はしい、時間の關係もあるので、それ等は省略することにする。私は十月初めにベルリンを出發し、それ等の國々を經て英國へ渡航したのである。

矯正図書館

滿洲便り

死んだ筈の囚人が逃走したとは嘘のやうで眞實であるとは滿洲でなければ聞けない話。こんな事は、一寸、吾々には眞實であらうと想像も出來ないことであるが、黑龍江第一監獄では、ある日、拘禁中の囚人が重態であるからと、巡警中の看守に同房者が訴へ出たところ、看守は、そうかと聞き流し、程經て、こんどは死亡しましたと告げたので、看守は、そうか、それでは、死體室に入れてやると、囚人を使つて、戒護區域外に設けてある死體室へ運んで施錠して置いたところが、約二時間程すぎて巡警中の看守が死體室の側を通ると、壁に穴があいてゐるので不審を起し、室内を調べて見ると、先刻死んだ筈であつた囚人の姿が見えないので、そこで初めて逃走したと云ふことが判つたのである。これも晝間の出來事であつて、如何にも看守の勤務振の漫々的(呑氣さ)が想像出來る。重病人が出來ても、死人が出來ても、看守が直ちに監督者に報告するでもなし、醫者に見せるでもなし總てが單獨でよろしくやると云ふので、死人の逃走と云ふやうな、珍現象が生れるのである。而して、逃走者を逮捕する刑務官吏の權限は、日本では、四十八時間であるが、滿洲では十日間もあつて、晝間丈け捜索に出掛けて夜分になると引揚げるのであるから、一寸逮捕すると云ふことは出來ない仕事である。今のところでは、作業も、戒護も、規律もないので、唯囚人を監獄に入れて置くと云ふやうな程度であるから、看守の勤務振は到底日本の比でない。一例をあげると、囚人が小使の代りになつて市場へ單獨で買物にも出掛ければ、銀行の使ひもする。之等の囚人は、至極溫順で正直者でよく働く囚人であるから日本の雜業夫と云ふか、累進處遇による一級相當者であつて、戒護區域の特設場所で隨意に寢起をするのである。中元や歲暮には、役人から御祝儀として、囚人に對して役人仲間で集めた金をやるのである。囚人は貰つた金で、煙草や菓子を自由に買つて自由に喰ふ事が出來ると云ふ、ここにも呑氣な行刑生活をつづけてゐるのであるから、雜使夫として、選ばれた囚人には、未だかつて逃走した事がないと云ふことである。今のところでは、日本の行刑に比較して見ると、呑氣な行刑制度と云ふより他はないと思はれる。しかし、みな〳〵がそんな呑氣な行刑であるかどうかは知らぬが、この所は至極呑氣なやうで刑罰の威力も監獄で割引せられ、囚人の敎化も一寸覺束ないやうに考へられるが今吾々の使命を考へるときは、舊習がぼつ〳〵改善せられて行くことを愉快に感じつゝ、孜々精勵せざるを得ないのである。通じなくつて不自由を感じた言葉も、今では少しづゝ互ひに解し得られるやうになつて、赤ん坊のやうに手眞似や顏の表情をまじへて、仕事をやりつゝ日を過してゐる時には、自笑して吹き出すやうなこともあるとのことである。

以上のやうな出來事が友邦隣國にあつたことを、漫々的な行刑制度として吾々は一笑に付することは出來ないのである。それは、吾等の僚友が此の整然を失つた刑務所にあつて、一日も早く確立した行刑制度に引直し建直しをやらうと幾度の不自由や、苦杯をなめつゝ獻身的に滿洲國行刑界の爲に勵んでゐることを忘れられないからである。我國でも其の方法こそ異なれ、收容者の逃走事故に付て過去四年間の件數を調べて見ると、昭和六年には、既遂二〇件、未遂三件、七年には、既遂二五件、未遂二件、八年には、既遂一四件、未遂四件、九年には、既遂一五件、未遂七件と云ふ狀態であつて、年々減少はするが、今に絶滅を期することが出來ないのは遺憾とせねばならぬと共に、他山の石として吾々も一層戒護檢束の上に緊張を加へ充實を期し、行刑敎育の眞價を收容者の心にうちこみ、斯る不屆者を出さぬやうにせねばならぬのである。

(K生)

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十五卷 第四號
昭和十年四月

我國法上に於ける土地所有權の變遷を論ず…吉田久
Locus regit actum の原則と國際手形及小切手法…佐々穆
刑事法雜題…平井彥三郎
獨逸法律類語異同辨(一五)…三潴信三
各國の海難審判制度…森清
刑事判例研究(三六)…草野豹一郎
法人處罰に關する銃砲火藥類取締法第二十三號の法意—取引所法と法人不處罰の原則
民事判例研究(三)…民事判例研究會
經界確定の訴と取消時效(高橋靜一)—破產債權者に對する配當と相殺(岡村玄治)—破產申立と申立人の債權の消滅(前野順一)—商業登記と公告(推津盛一)—耕地整理法第八十條第一項の適用(犬丸巖)
民事訴訟法研究錄(八)…前野順一
外國判例研究(八)…岩田新

刑務所だより

◎尾道支所職業訓練所開所式 昭和一〇、二、一

本日は當所に於ける、第一回家具木工職業訓練所開始の佳日にして表門、教誨堂及運動場の正面には國旗を掲揚し、午前十一時より森嚴の裡に開所式が擧行せられた。

同刻には、少年受刑者の全部が、式場（教誨堂）に集まり、廣島刑務所よりは椎名所長、津久井作業主任が臨席せられ職員一同入場と共に國歌を奉唱し、土橋支所長より、少年受刑者十一名に對し、第一回家具木工職業訓練所實習夫を命ずる旨告知せらるゝと、任命せられたる實習夫は、何れも活潑に返答し、歡喜の情溢れ、滿腔の謝意を表した。

亟いで土橋支所長より式辭として、實習夫に對しては、職業訓練所開始の主旨並に精神身體の鍛錬と、腕の修練技術の練熟に就て又外全員に對しては、實習夫十一名を旗印として各々意氣―熱―努力を以て、一層作業に奮勵すべく、事例を擧げて懇々訓話あり。

續いて椎名所長より、一同に對し、職業訓練所開始の祝辭竝に職業を習ひ得る事は實に昭和の御世の恩惠であり、此君恩を忘れず働かねばならぬ、働くと云ふ事は尊い事で、精神を打込んで働く事に何等職業に差別はない、彼のビスマルクの「働け！働け！働け！」の金言は刻下の非常時に對し喜ばしい言葉である。等々事例を擧げて、實直に健康に働くべく諄々と訓示せられ、一同感謝感激に滿ち嚴肅裡に、開所式は午後零時五分終了した。

尚晝食後椎名所長、津久井作業主任、土橋支所長以下職員列席し、工場に於て始業式を擧げ開所し、各々實習に着手せるが、一同深く感激異常の緊張を以て奮起の決心濃り居るを認められ、他の全員も一層生氣に滿ちて奮勵するの狀況である。

◎巍然箱根山麓に高鳴る建國の歌

小田原少年刑務所

今日ぞ國を擧げて齊しく壽ぐ榮えある建國二千五百九十五年の紀元節春淺き箱根山麓は夜來の雨あがつて、足柄箱根の連峯くつきりと浮び、二月の陽光和かに絶好の慶祝日和である。梅花は一段と床しく薫るこの佳き日軒毎に日章旗は南風にへんぽんと飜つて久遠の平和を表示してゐた。

皇祖の御偉業を讃仰し建國精神宣揚の秋を迎へ、我が小田原少年刑務所では建國精神の發揚に努めた。午前八時五十五分教練上級年次者は武裝着劍他は日章旗を片手に中隊縱隊にて式場に整列、午前九時喇叭にて開式、次いで愛國精神の強調と非常時氣分を層一層喚起せしむる爲め嚴肅なる裡に喇叭（君が代）にて國旗揭揚式を擧行せられしが、所長以下職員並に收容者一同は日の丸の大國旗が南風になびきつゝかすかに音を立てゝ「ヒラ〳〵」と上空へ昇る毎に各自の氣分はいやが上にも緊張し、誠心から大日章旗に對する敬虔の念を感ずるは日本男子としての日本魂の自然的發露であると謂はねばならぬ。やがて國旗揭揚式は終り國歌奉唱に移り善波教師「ピアノ」によりて合唱の合圖を爲すや所長以下職員收容者共に赤誠溢るゝ高聲を擧げて皇室の彌榮を奉唱する樣は愛國心の熱誠の表象でなければならない。この狀景は日本人ならでは感得し能はざる所である。國歌奉唱二回にして終り相次いで鍵山所長の熱辯流暢にして建國精神の發揚と受刑者の自力更生を力說したるに職員並に收容者共に襟を正す。式辭終つて收容者代表の宣誓あり非常時に奮起を期する收容者の決意を遺憾なく表現した。

次に紀元節祝歌を合唱し佳節を慶祝し終つて假釋放證書並に賞狀授與に移る。當所近年稀なる多數人にて賞表六名、假釋放十七名、何れも戒護主任の呼出す番號氏名に全收容者は寂として聲なく一段と緊張す。鍵山所長は懇切に「親愛なる我が教子達よ、どうか出所後は鐵城石たらずんばやまざる强い心で事ある時の爲めに身體を健全に保ち、而して家を興し父祖を安じ地方を救ひ、決して後指さゝれぬ樣に教化目標として提唱した鍋島論語葉隱精神四誓願たる

一、武士道に於ておくれ取り申すまじき事
一、主君の御用に立つべき事
一、親に孝行仕るべき事
一、大慈悲をおこし人の爲めになるべき事

この大精神を實踐躬行せよ」と諭訓した。かくて更生に微笑しつゝ希望を抱き責任を感じつゝ教子の爲に鍵山所長の發刊せる「働木」を抱きて巢立つ明朗な少年達の姿は他收容者をして發奮劑とならしめたは謂ふまでもない。

次に鍵山所長の發聲で「天皇陛下萬歲」を三唱心ゆくまで若い感激をたぎらせつゝ建國の鴻業を追仰し最後に國旗に敬禮して行進喇叭勇ましく各自所持せる日の丸の小旗を振り翳しながら運動場を數回巡りて閉式した。

◎梅薫る紀元の佳節水戸刑務所集團散歩の狀況

紀元節の閉式後、第一級者六名は所長外三名に引率され、三々五々正門を出て自由な天地の空氣を吸つた。受刑者の服裝と引率者のそれとの間には、多少、釣合のとれぬ憾があるが、春光を浴びて漫歩する、この一行の正體が、何であるか世人には氣が付かぬ。それで社會はこの集團散歩者に些の警戒もせず、虛心坦懷受入れて呉れたことは先づ第一の幸であつた。

常に無限の心理的壓迫を加へてゐる刑務所の外壁を出たといふことは、譬へやうのない大きな感激であるといふ。この恍惚たる感情の裡に、市街の模樣、取引の景況も、目に入らばこそ、何時しか千

波湖畔に出た。右手には常磐線の上り下りの列車が、急がしげに驅つて、やがて入らんとする彼等の新生活への希望に拍車をかけてゐる。道に有名な千波湖も市政財政の窮迫からか經濟問題の爲めに漸次縮小せられ往時の三分の一位となり、曾ての湖は今は大部分開墾の地に化されてゐるとはいへ、未だに不忍の池の十倍位はあらうか、鴨が數百羽湖上に浮き戯れてゐる。湖畔の土手に坐して、暫しこの佳景を賞し、歩くこと約三十分、漸く湖の一端を散歩し終り、偕樂園に着いた。次いで、園内の散策に移つたが、正門を出た頃は私語するに過ぎなかつた受刑者も、漸次明朗な氣分に移り、我を忘れ憚るところなく、喜々として談笑を交へ、感想を談つてゐる。頃はよしと一行園内芝生に圓坐し、持參せる煎餅を擴げお茶を飲み、話の糸口の杜切れぬやう、今日の感想、出所後の

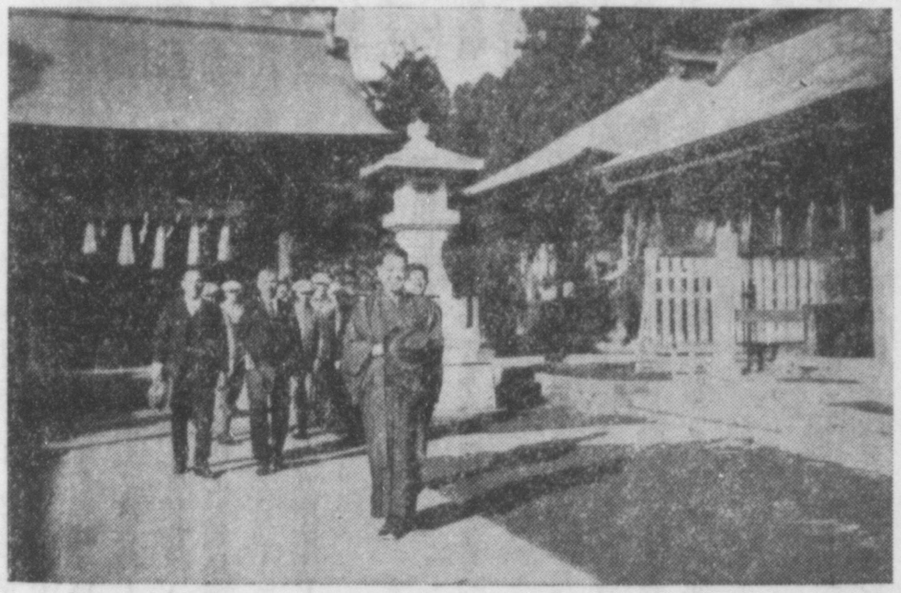

希望、家族のこと、日常の居食住のこと、等々次から次へ語り續けたが、斯くては、果てしがないので、打切り常磐神社に詣でた。

こゝは水戸光圀、齋昭兩公を祀る別格官幣社である。この兩公の在世當時は、規模こそ違へ、恰度、今日の我國の危機や、國際關係の急迫したところに似たものがあり、この場合如何に賢明に振舞はれ今日の我國の大をなす基礎工作をせられたか、之を雄辯に物語る數々の證據品がこゝにも陳列されてあり、而かもその何れもが平凡な方法を少しも手を拔いたり、誤魔化しをせず、實直に實行されたことを證據立てゝゐるので、如實に、實生活の根本原則を實感せしめることが出來、このことは敎化手段として見た集團散歩の一大收穫であつたと信ずる。

斯くして豫定のコースを終り、歸廳の途に着いたが、行き交ふ人の服裝も、商店の陳列方法も、物價の樣子も、凡て目に見、耳に聞えるものは出發當時とは異つて、社會復歸の準備といふ點から、觀察され、反省されたことは、彼等の氣分を快活にした以外の大きな收穫であつた。

讀者の頁

⊙時事寸感

上田支所　小宮山榮太郎

非常時！岡田内閣が其の運命を賭した過ぐる政戰に於て之が審議中極めて執拗に併も亦頑強に質問の矢を放たれたものの一つに彼の人權蹂躙問題のあることは吾人熟知のところであらう。

此の問題に關しては私素より信を置くものでは無いが、近時兎角此の種問題の八ヶ間敷い折柄多衆を收容する我が刑務界に於て之が問題を研究することは强ち徒な試みでも無いと考へる。幸に各位の御一讀を賜はらば筆者の欣び之に過ぐるものはない。

扨て然らば玆に問題とする人權とは如何なるものであらうか、此の質問に付ては賢明なる讀者諸兄の事である、已に百も承知の筈なれば下手な理窟は抜きにして其の所謂蹂躙の原由とも稱す可きものに付喃か愚見を述べさせて戴きたいと思ふ。

一體此の問題は法の運用其の宜しきを得ず又は故意に依つて以つて人として與へられたる自由保證權を侵害するに在りと謂ふのが其の結論の樣であるが斯樣の法律論は扨て置き夫れに付ても國家の安寧秩序を增進せむとする官吏と一般民衆の間に斯くも忌まはしい問題の頻發するは其の所以は奈邊に在るであらうか、察するに之を一言にして盡せば兩者間にから まる惡感情の爆發かかくせしむるのではなからうか。

周知の如く親密ならねばならぬ間柄にて在りながら兎角圓滿性を缺くものに官吏と民衆がある。隨つて官吏に對する民衆は常に不明の敵愾心を有し、傍ら官吏は其の職責に忠ならんとするの餘りか往々感情に走る傾きが無いでもない。之即ち本問題の導火線ではなからうか。人は感情の動物である、我々が日常不用意に發する言語動作が如何に對者の感情を支配することか……

況んや治者と被治者、審理者と被審理者の場合に於けるをやである。

今回端無くも議會問題とまでなりたる彼の帝人事件に付ても我々は切に鑑み得るものがある。彼の問題の主因は之取りも直さず兩者感情の衝突にして所謂革手錠や南京虫攻めの如きは之が一個の誇張材料に過ぎないのである。愼しむべきは言動であり、抑制すべきは惡感情の激發ではなからうか。

却說前述するが如く我が刑政界に於ては幾多の人を收容するが故に之が處遇に付ては相當惱ませらるゝ者も決して尠くないが之等の者に對する合法的制裁は勿論可能なるも我々が感情の趣くが儘の處遇が許され得るであらうか、敎育刑の確立は彼等受刑者に對しても亦人たるの存在を保證し、責任觀念を認識せしむると同時に亦之が處遇者の我々に對しても大

なる期待をかけて居る。況んや罪責不明の未決拘禁者處遇に於てをや……

近時物質文明が齎した餘弊でもあらうか高位高官の頓に收容さるゝあり、所謂智識階級の入所數多ありて吾等の日常の嫌が上にも激激を加へるの秋頭腦困亂の故を以て假初にも前述の如き不祥事故を惹起せしめんか一犬吠ゆれば萬犬傳ふの譬、其の臆測傳播は世人に至るまで停止する所を知らず爲めに折角の行刑の目的も不測の災を招來せぬとも限らない。吾人はよろしく之が問題を研究し他山の石以て亦玉磨く可きではなからうか。

終

⊙死刑と教育刑のヂレンマ

横濱　四志登生

私は曾て死刑囚と其の妻子との接見に立會つたことであつた。併しそこに展開されるべきものは何であつたか。

罪囚の悔恨に對する切なき涙と、生に對する愛着と、そして一家の支柱を永遠に葬られんとする妻子の大きな悲歎であつた。

私はこれまで刑罰の目的が「威嚇でなくて教育である」ことを是信條として努めて來た。彼等の犯罪性を除去して善良な市民として社會に復歸せしめることが行刑の最高次の目的であると信じて來たが圖らずも此の一事に依つて私の胸は大きな破綻と大きな矛盾と困惑と昏迷とで、惱まされたのである。死刑と教育刑——何と皮肉なコントラストであり矛盾であらう。

人道主義の高調と目的主義の標榜される今日何故死刑が今猶存置されねばならないのであらうか。

死刑存置論者は言ふであらう「死刑存置の根據は死刑の一般的豫防力、卽ち威嚇力にある」と。そして又應報論者は「死刑を廢止すれば社會は法律を待たずして私的復讐を試みるに至るであらう」と。併し死刑の存置が一般豫防に幾何の効果を見出し得ようか。寧ろ犯罪數は靜止することなく年々夥しく激增する狀態である。さすれば死刑の威嚇力は全く無意味なものと言はねばならない。そして又サミュエルは「西北歐洲の死刑廢止國では何ら私刑が行はれて居ない。そしてかゝる說は單なる空想に過ぎないことである」と言はれて居る。

これを以て見ても死刑の存在が如何に無價値で且つ無意味なものであるかを窺ひ知ることが出來るであらう。

今日の文化國からは非人道的な、そして野蠻的な死刑は抹殺されねばならない。

教育刑の眞髓は犯罪人を道義的に教育的に處遇して不良なる市民を社會に同化せしめることであらねばならない。

かやうに觀察する時、死刑ほど無意味な刑の本質に反するものはない。死刑を廢し死刑に該る者をすら包容し改善してこそ社會は强固になり發展して行くのではなからうか。

私は社會の進歩の爲めに死刑の廢止を

希ふものである。

⊙言語の淨化と、看守の態度の實際に就いて

姫路少年刑務所　下村貞二

時代の推移と社會文化の進展に伴ひ敎育行刑が叫ばれるや、監獄の名も刑務所と改まり同時に、監、獄、囚、なる文字も其の姿を消し吾が少年刑務所も自他共に其の服裝までも一大改正を見るに至りし今日、今尙ほ收容者の喧嘩逃走自殺等あらゆる幾多の反則事故の影は潛まらず更に再入者の減少せざるは何故か、其の責任は何れにありや、全く遺憾の極みでこの有難き聖代に洵に慨かはしき次第であります。吾々日常接渉する看守の人格を要望さるゝのは當然の事であります。偉人の子女も其の守りに似るとか、如何なる法規の改革も得難き名士の御高說も、看守に其の人を得ざれば木にゑて魚を求むるに等しく空しく水泡に歸する事は火を見るよりも明らかであります。

大火も燐寸の一本から、私は事、小事と雖も敢て聊か卑見を披瀝し、以て諸賢の御叱正を希ふものであります。

今や累進處遇令生れて玆に一歲餘、昭和の刑務所も一層明るくなつて來ました事は誠に同慶に堪へぬ次第であります。依然として古き時代の感を去らず例へば「お前」「俺」「取つてくれ」「行けよ」「來たぞ」等、等、これが根柢から改善せられて流石に修養道場なりと、社會に比類なき清き美しき言語の流れの淵と化し、以て心の垢も取れ所謂淸淨の器に敎育行刑の神水を入れてこそ眞の行刑の花咲き實を結ぶ基となるものと愚考するものであります。

何故に彼等の言語が惡るいのか、勿論入所前の地域や環境等にも依るものでありませうが其の多くは、柔弱、卑怯、畏縮のあまり他を威嚇して藥を求むる策に基因するものでありませう。然らば如何にしてこれを改善せしむるや、勿論吾等同僚間は申すまでもなく「おい」「こら」「聞いて居れ」等、等を廢し（敎練又は叱る等の場合は此の限りに非らず）つとめて「諸君」「君達」「しなさい」「何を云つてゐるのですか」等々（後尾に力の這つた云方）に改め然して敎導的立場に立脚し身を以て師表を示してこそ彼れ等も亦治るものであります。俗に云ふ人を喰つた態度等は最も愼しむべきでありませう。卽ち彼れ等の間にも朝はお早うさんを交はさしめ、事毎に「すみません」「有難う」と禮儀の徹底を期すると同時に吾々看守に對しては、恰かも慈父母の如くやさしく慕ひ仰ぐ素直な心に還らしむべきであります。

⊙笑ひを求むる人々

滿洲國　新刀悠

滿洲國監獄の囚人は原則として重い足鎖を入所當時から釋放時迄施されてゐる。故に歩く時は病人の如く不自由らしく歩く。足鎖の音を聞き慣れぬ者は初は新聞屋の號外かと思ふ。彼等の足鎖は吾々見慣れぬ者に取つては不必要とも思は

れるが、然し何れの囚人も皆匪賊に見えるし、又事實匪賊を前職とした者が多いため、萬一を慮つての安全策かとも思考されるが之も非文化的行刑の遺物であり癌である。或日のこと私は彼等の集團を捉へて、拙い滿洲語で其足鐐のことを彼等と語り合つた。

だが彼等の心は矢張り内地の囚人の心と同じである。誰かに慰められたいと願ふ心で一杯である。又彼等は内地の囚人の如く愛に飢えてゐるし、笑ひを求めてゐる。彼等の長い人間生活、集團生活に於て吾々日本人が突如として彼等の前に表はれたとは一大珍事であらう。彼等は口頭に、筆談に、又は手眞似などのあらゆる方法を以て日本の獄監の狀況を尋ね又滿洲國獄監の將來に就いても質問した。彼等の顔には喜びがあつた。當方の眞情は彼等の胸を打つたのかも知れぬ。私は異國へ來て以外な收獲があつたのを先づ喜んだことであつた。昔伊藤博文が下關談判をした時は下手な支那語で李鴻章と會談し而も堂々たる通譯官以上の効果を擧げたとの故事は其人に眞心があればこそ出來たことであらう。滿洲の囚人は模範的營養不良兒である。顔の色、手足の色は眞黒で現代流行のエチオピア色である。誠に衛生施設の不完全と糧食の不充分なのを同情せずには居れない。食事は一日二回で其後一定時間に監房に便所なきため、囚人は皆屋外に出て靑天井の下に一同一列横體に列んで偉大なるお尻を遠慮なく出して大便をする、之を放茅と云ふ、その情景は誠に壯觀である。

彼等の其屈託なき顔を見れば玉道樂土平和そのもので實に滿洲式と思ふ。吾々は又監房の中で秘かに煙草を吸ふ者も見受けるが改善は慢々的にすべきことをばかりに拜まれたとのこと。之は敬禮が誠心の表はれでなくてはならぬとの尊い逸話である。今迄將して吾々は上官に對して心から敬禮の誠を盡し得たか否か大いに疑問である。私共は滿洲の囚人と看守との改良は將に實施されんとする治外法權の撤廢に甚大なる影響あるを想ひ一步づつその方向へ步武を進める覺悟である。然らば間もなく東洋平和の光も輝き渡ることであらう。（十、三、三〇）

に收めた老將軍が儼然と起立しておられた所へ天津日嗣の皇子樣は一日の御學業を終へさせ給ふて、院長の數步前で御敎禮をなし給ふた所、院長は將來大日本全土をしろしめす殿下の御擧措御態度により以上の輝く神々しさを願ひ

『聖師に對されました時は心から御敬禮の誠を盡されんとを常に懇願致します』

と言上された。御聰明にまします御歲若な皇子樣は、恭謙な心掌めたる御態度で、さらに立派な擧手の御敬禮を再度なされたとのこと。その時に純誠な乃木將軍の眼瞼からは熱淚がはらはらと溢れ門外に進まるゝ皇子樣の後姿を合掌せんに拜まれたとのこと。之は敬禮が誠心の表はれでなくてはならぬとの尊い逸話である。今迄將して吾々は上官に對して心から敬禮の誠を盡し得たか否か大いに疑問である。私共は滿洲の囚人と看守との改良は將に實施されんとする治外法權の撤廢に甚大なる影響あるを想ひ一步づつその方向へ步武を進める覺悟である。然らば間もなく東洋平和の光も輝き渡ることであらう。（十、三、三〇）

海外異聞錄

◇奇想天外な囚人の大レヴユー

米國シンシン刑務所は同國の代表的刑務所としてあまりにも有名だが、先頃この刑務所で奇想天外的な、囚人達の第十六回大レヴユー公演が行はれた。舞臺は刑務所の禮拜堂で、入場料はかなり高いのだが、そこは好奇的なアメリカのことゝて、一般の見物人で滿員の大盛況、レヴユーは題して「調子に合せて歌へや歌へ」全十二場の通しレヴユー、登場人員百四十人、コーラス五十人、オーケストラ三十人の堂々たるもの、演出者のマーテイン・ベイロスはホールド・アップで娘を一人殺して懲役二十年に處せられた物すごい男だ。さて舞臺は情熱の島キューバ、竊盜囚や强盜囚が扮する所のキューバ・ガール、ボレロ、ルンバ等何んでも御座れといふ巧者ぶり、黒人囚達は別に「ハーレムの休日」といふ一場を受持つたが、このレヴユーは一年一回催し、切符賣上高は全部監獄の施設改善に充てるとのこと。

◇誘拐犯人公判廷を撮影

リンドバーグ二世誘拐犯人ハウプトマンが過般公判で死刑宣告を受けたことは既に報じたことだが、その公判廷シーンをパラマウント・ニユース班が發聲で、廊下のシーンをメトロトーン・ハースト・ニユース班が無聲で夫々撮影した、ユ社は裁判所前に出張所を設けてその屋根から撮つたとのことだ。

◇泥棒の看板——珍案自動車盜難よけ

自動車を乘捨てゝ、チヨツト買物でもして來ると、もう車が無い。それは丁度わが國の自轉車のやうに、歐米では自動車がしかく頻繁に掻つ拂はれるので、盜難豫防がいろいろ考案されてゐるが、最近イギリスに奇拔な方法が現れた。それは車の所有者が空車を停めておく時に、極く簡單ではあるが、巧妙な仕掛けで番號札の裏を出す鍵をかける、と引くりかへつた板面には墨痕も鮮やかに

この車が動いてゐれば、泥棒に操縱されてゐるものなり

といふ意味の文句がはつきり記してある。これではいくら圖太い泥的でも失敬しにくからうといふ考案である。

◇リ博士に終身懲役

昨年七月末オーストリー・ナチス叛亂の際、ドルフス首相の後繼者としてナチス側が擔ぎ出さんとして失敗した當時のオーストリー駐伊大使アントン・リンテレン博士は此程終身懲役の判決言渡しを受けた。

◇嘘を吐かす器械

かつてイギリスの心理學の泰斗A・ケノン博士が嘘を暴露する器械を發明したが、最近アメリカでも同樣な器械がいろいろ出來た。

その一つは、嘘をいふ場合の精神狀態から生ずる血壓の變調に着眼したもので、一見血壓計に似てゐる。稱して之を「キーラー・ポリグラフ」といふ。之を嫌疑者の腕につ

けて、極く緩かに靜かな聲で訊問すると、嘘を吐く度に血壓が變化するので、暴露器の記錄面にその變調が細大漏らさず自記されて、心の眞底を見破つてしまふ。

次に「ピコ・ガルヴアノメートル」といふものがある。これは電氣應用で、嫌疑者の手に持つた金屬性の板を通して、極く微弱な電流を通はせる。すると嘘をいふ瞬間の精神の衝動によつて金屬板に變化が起り、電流の抵抗力の減少が直ちにメートルに現れるといふのである。

奇拔なのは、スコポラミンといふ出鱈目豫防の血清で、カルヴイン・H・ゴダード大佐の發明にかゝる皮下注射劑である。この血清注射を一度行ふときは腦髓に作用して、金輪際嘘を吐くことが出來ないといふ、宛ら喜劇映畫にでも出て來さうな調法な藥である。

以上の三ツの方法は幾多の實驗によつて甚だ効果的だとアメリカの科學界で認められたといふ事だ。だがアメリカの司法省はこれ等科學文明の副産物を未だ採用はしてゐない。

◇天眼鏡ならぬ接觸器を使用の豫言者

去年の春日本へやつて來たフランスの女豫言者にテレフレン・ライラ・フランケル女史があるが、此の女史の向うを張る者にジヤヴアの豫言者で心理學士のオランダ人シルヴアイン・ブカビンデル氏がある。フランケル女史が靈感ある毎に何んでもピタリとあてるといふのと異つて、此のブカビンデル先生のは氏が發明した「接觸器」と名づける金屬性の小筒と螺旋で出來てゐる天眼鏡式なものを豫言を求める人、又は物の上にピタリと乘せて、あゝだ斯うだとあてるのだが、それがまた奇妙にあたるといふので大評判。同氏の心理學は獨學だと本人はいふが、その學問が偉功を奏したのが一九二七年のこと、卽ちジヤヴアの裁判官カデユリ氏がピストルで射殺され、事件が迷宮に入つて丸四年、當惑した警察當局が同氏の許へ持ち込むと、犯人は政府の役人で長身と小柄の男の共犯、その名前までかうだと告げ、それから二日の後犯人をあげたといふので、一躍有名となり、それからアパートの月給竊取の犯人をつきとめるやら、取扱つた事件は無慮數百件だださうだ。

ところで同氏は今帝國ホテルに陣取つてゐるが、毎日ワンサ〳〵と客が集つて來て、日本へやつて來てからハツキリあてゝ驚かしたのも約百件あるとか。

◇競爭に勝つて無罪放免

法治國とは云ひながら、民衆の意志を尊重するメキシコには日本では到底想像もつかないやうな珍談が豐富にある。これもその一つだが、ソノラ州エルモシリヨ市で民衆館開館式の記念運動會がいとも盛大に行はれた時、同市の監獄に今後なほ三年四ヶ月服役せねばならぬ囚人グスタヴオ・グチイエレスといふ者があり、韋太天の綽名を持つてゐる程な男なので、特別の取扱を以て一時出獄させて五千米競爭に出した。所がメキシコでは一寸珍しい十七分のレコードで堂々第一着を占めた。すつかり喜んだ見物人は一齊に立ち上つてグスタヴオを無罪放免せよと絶叫した。そのため、そこへ臨場してゐた次期大統領カルデナス將軍のとりなしで、ソノラ州知事の諒解を得、おまけに二百圓の賞金をもらつて、その囚人に無事放免となつたといふ。

選句所感

卯月生君の芦の芽の句を今月は第一位に推すことにした。すつきりとした句柄であつて、その底に一脈の寂しさが流れてゐるところ、中々に捨てがたき趣きである。芦の芽は季題から云つて三月のものである。三月といへば春は餘程進んではゐるが、まだ酣になるには間がある。だが季節に敏感なのは草木で、季節が廻つて來れば地下にその生成を始め、やがて地上に現れ出る。水の中乃至は水邊に生ふる草にしても同樣だ。芦はその角のやうな芽を續々と淺い水の中に伸ばしてゐる。そして朝の水は澄みきつて小波もなく靜かなのである。春の水とは云つても、朝ではあり、動きもなく靜まつてゐるので、その水から受ける感じはまだ寒く冷たいものである。その水の澄んだ寒い色の中にすでに伸び立つ芦の芽がひそやかに出て、そしてはつきりと見える。そのさまが如何にも冷たげであり、またあはれにも感じられる。中七以下が季題なる芦の芽の說明とならず、水といふもので關係を保ち、しかも「朝なほ寒き」が芦の芽の

毎月募集 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　芦の芽や朝なほ寒き水の色　水戸　卯月生

地　陽炎や括り桑解く山の畑　新潟　吟月

人　照り曇り寒鮒釣りの江に靜か　小菅　櫻草子

秀逸作

長閑さや屋根を越えゆく石鹸玉　水戸　麗月
湯地獄の湯氣吹きかゝる櫻かな　平城　天城
松の間に浪白々と冴え返る　小菅　益雄
藪際のぬくきを夕日や野老掘る　福岡　琴松
梅咲いて踏まるゝ寺の畑かな　高知　双輪

春淺きこの里あたり霙降る　金澤　緑峯
富士暮れて蓬摘む子等手を洗ふ　小菅　高岳

眼に入る印象を深くしてゐる。そして一句全體から醸し出すものに清く寂しいところがある。そこにはしみ〴〵と見入つてゐる作者が思はれ、おのづからに湧く愛憐の情も思はれるのである。

□

吟月君の陽炎の句も、その構成、その把握、その表現は殆ど同じであるが、季題の違ひによつて、受ける感じは全然別である。殊に注意されるのは中七の「括り桑解く」といふことである。これは蠶國で、雪の降る地方の人でなければ恐らく解らぬであらう。秋の末に落葉した桑條を一株毎に藁をもつて括り、雪のために大切な桑條を折られぬやうにするもので、斯うした桑畑が道端などに續いてゐるのは、他で見られぬ、雪國の蠶地方の多の變つた趣きであるが、春になつて、芽が吹く前になると、今度はその括つた藁を皆な解いてやるのである。此の句はそこにローカルカラーを持つてゐるものと云へる。畫が來て丹念に括り桑を解いてゐるその山の畑にも、すでに春深き陽炎がしきりに燃え立つてゐる。山の春の閑寂と長閑とが其處に思はれる。陽炎の中に立ち働く人の姿も髣髴とする。括り桑を解くといふ地方色を取り入れたところも、實際に即した素朴味を豊かにしてゐる。

□

櫻草子君の寒鮒釣りの句には、その量感を出さうとしたことが觀取される。寒鮒を人が靜かに釣つてゐるといふ上に、定めなき多の日の雲の去來に水面が照つたり曇つたりするといふことによつて、句に動感を與へてゐるのである。またそれで此の句が生きて來るのである。たゞ寒鮒釣りの人だけでは何の面白味もない。そこに、その人物を中心とした變化があつて、人物も引立つ。殊に此の句には時間をも思はしめるところがある。つまり初句の「照り曇り」に時間があるので、此の鮒釣りが長いこと釣つてゐることがわかるのである。人物は靜かにゐて、その周圍に絶えず寒々しい多の日の變化があるといふところが此の句の味ひである。但し下五の「江に靜か」はまだ本當に言ひ据ゑられてゐないといふ不安定の感を起させ氣味がある。

冴え返る朝の溫泉煙立ち凝る　小菅月蒐
五月雨の納屋に藁打つ下男かな　川越志郎
淡雪の街の灯はやくともしけり　網走湖月
山裾の村は雲雀に暮れにけり　青森紫淵
山の驛雪に沈みて灯りけり　旭川石亭
踏青や眼路に展けし博多灣　福岡楳城
都府樓の礎を仰ぎ見つ青き踏む　福岡柿月
空鉢の並ぶ垣根や草青む　福岡松南
踏青や時々雲の影さしぬ　福岡素水
雲一つ花菜畑に影うごく　名古屋双葉
春雨や苔青々と庭の石　仙臺木星
吹雪かれて土間に來にけり三十三才　大曲船風
蘭草田の水溫むらし備中路　岡山固城
菜の花や線路工夫の晝辨當　名古屋政夫
春光や繩に並べし花の鉢　名古屋春汀
雪殘る松の谷間の夕陽かな　群山青路
畑打や何か通れば立ち休む　全州硯石
池の面に松影暗し蛙　小倉素川
芦の芽に舟板橋はたわゝなり　福岡虎溪
滑明り遠潮騒のする夜かな　大曲刀羅
雪解の泡寄り合ふて流れけり　盛岡覺治
陽炎や素足にて踏む草の原　土手町虛木

街道に牛車續きて長閉なり　三重總天
春泥に餌を奪ひ合ふ家鴨かな　福岡麗翠
その中の一人風船逃しけり　福岡紫陽
水碓打つ娘打たぬ娘春の風　新義州青塵
高麗の初燒窯や春淺し　京城雄心
竹籔に日の影うすき椿かな　福岡守峯
番僧の閑に出て掘る野老かな　福岡古城
風光る港に船の着きにけり　福岡顧山
目刺ほす浦の日和や春の風　松本長田
川に沿ふ長き堤や柳の芽　大曲大鵬
桃の花に煙らふ程の小雨かな　鹿兒島未代志生
春の雪かかりて解けぬ裸鐘　大曲呑洋
曉の山裾見えず雪解靄　大曲華白
南うけし丘のあかるさ蓬摘む　小菅旺洋
寒鮒を賣る人立てり橋たもと　小菅竹風
雨だれの音あたゝかに春の雨　千葉夢山人
燭ゆれて大きく映る雛の影　松本窓陽
手土產や生かして持ちし寒の鮒　小菅兎洲
佇みて蓬摘む子と語りけり　小菅甘樂句
ネオンの灯何處とも分かず朧なり　小菅法外
夜櫻やぼんぼり並ぶ長き土手　宮崎廣
椿落ちて池に攪がる水輪かな　高知初凪

刑政第48巻第4号
矯正図書館

叙任及辭令

保健技師（千葉）十一級　保健技手　影山壽郎（廣島）
廣島　保健技師　東瀾武正（大阪）
大阪　同　渡邊正武（廣島）
奈良　同　森　高雄（宮城）
宮城　同　伊藤孫二（釧路）
釧路八級
同　金坂直矢（奈良）
（二月二十日）
願免　典獄　畠山雲平（福岡）
典獄（大阪）五等六級
支所長典獄補　奧村　輝（鳥取）
鳥取支所長　典獄補　荒巻正修（大阪）
（二月二十三日）
高等官五等　典獄　神本直助（沖繩）
〃　〃　大場正雄（秋田）
六等　典獄補　鍵山俊治（小田原）
（二月十五日）

從六位　典獄　關　毅（宮崎）
從六位　〃　神本直助（沖繩）
從六位　〃　大場正雄（秋田）
正七位　典獄補　鍵山俊治（小田原）
（三月一日）
願免　看守長　三島　匠（宮城）
山口　〃　泉　久造（前橋）
前橋　〃　市原福馬（奈良）
奈良　〃　山本　茂（山口）
勳五等　書記官　正木　亮（行刑局）
〃　典獄　末光柴平（長野）
高等官三等　同　長山又四郎（千葉）
（三月九日）
檢察事務調査會委員ヲ命ス　行刑局長　岩松玄十
檢察事務調査會幹事ヲ命ス　書記官　正木　亮
（二月十八日）
典獄（德島所長）六等六級
支所長典獄補　江澤經雅（浦上支）
典獄（滋賀所長）七等九級
典獄補　中尾文策（巣鴨）

典獄補（大阪）七等六級　看守長　川添敬三（市谷）
典獄補（大分支所長）七等六級
支所長看守長　小松直清（栃木支）
千葉所長　所長典獄　安東福男（三重）
三重所長　同　赤城一雄（高知）
高知所長二級
同　關川重雄（宇都宮）
宇都宮所長　同　長谷川鐘太郎（前橋）
前橋所長　同　末光柴平（長野）
長野所長　同　大場正雄（秋田）
水戸所長　同　松岡武四郎（滋賀）
免本職　巣鴨　所長典獄補　都　福常（岩國少）
岩國少年所長　支所長典獄補　鷲津愛十郎（大分支）
高松所長　所長典獄　江村繁太郎（德島）
浦上支所長　支所長典獄補　中田主税（山形支）
山形支所長　典獄補　山本作藏（大阪）
鹿兒島所長　所長典獄　武田又市（岐阜）

岐阜所長　同　里　誠一（鹿兒島）
秋田所長　同　牛島　麟（水戸）
典獄補（大阪）七等六級
作業技師　津久井作司（廣島）
作業技師（廣島）十一級
願免　支所長看守長　宇田象三（松本支）
願免　所長典獄　長山又四郎（千葉）
願免　同　渡邊播太郎（高松）
願免　支所長看守長　宇田象三（松本支）
松本支所長　同　山本銓吉（橋通支）
看守長（橋通支所長）五級
屬　安東荒喜（行刑局）
屬（行刑局）六拾七圓
看守長　奧田　將（市谷）
看守長（市谷）四拾七圓
屆　黑柳政雄（行刑局）
市谷　看守長　山田　寛（豐多摩）
豐多摩　同　齋藤文藏（千葉）

千葉　同　靑木宣吉（京都）
免本職京都　支所長看守長　吉村晉四郎（彥根支）
彥根支所長滋賀兼務　看守長　東　末吉（滋賀）
看守長（滋賀）十級
看守　飛田重雄（金澤）
栃木支所長　看守長　西鄕民吉（金澤）
看守長（金澤）看守　大浦武儀（高松）

□豫て東京府下府中町に移轉中の巣鴨刑務所府中建築場は近く竣功を見ることゝなつたので、來る五月中旬頃その落成式を擧行せらるゝに當り全國刑務所製作品の品評會が催さるゝ筈であると。

高松　看守長　上路甚三郎（北區支）
北區支　同　前田寛一（高松）
（三月十一日）
函館　看守長　彌永熊雄（浦和支）
千葉　同　中　克己（函館）
浦和支　同　磯　德二（千葉）
願免　典獄　奧村　輝（大阪）
（三月二十日）

昭和十年二月中入出監竝月末在監人員　（△ハ減）

Prison Population during the Month of February 1935

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	48,701	4,628	4,344	48,985	48,701	284	△ 228
疑被告人	209	1,405	1,353	261	209	52	2
刑事被告人	5,232	3,088	3,132	5,188	5,232	△ 44	△ 474
勞役場留置者	489	936	769	656	489	167	69
乳兒	7	7	6	8	7	1	3
總計 男	53,686	9,773	9,354	54,105	53,686	△ 419	683
總計 女	952	291	250	993	952	41	55
總計 計	54,638	10,064	9,604	55,098	54,638	△ 460	△ 628
備考	受刑者現員中ニ朝鮮人				男 2,588人 女 10人		ヲ含ム。

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國 男	87	—	7	2	96
露西亞 男	3	—	—	—	3

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
總計 男	90	—	7	2	99

岩波六法全書

事項索引及參照條文附

法學博士 末川博 編著

特價 一圓七十錢 上製 標準裝
一圓九十錢 特製 總革裝

送料 書留 各十五錢
袖珍型總頁一四三八頁

昭和十年十版

最新法令收錄

少年教護法、不正競爭防止法、衆議院議員選擧法施行令の改正、衆議院議員選擧運動等取締規則其他新・改正法律の收錄。手形法・小切手法の事項索引の合併。附錄—刑法改正豫備草案、刑法竝監獄法改正調査委員會總會決議竝留保條項（刑法總則）の追錄

法令の精選整序、內容の充實豐富、參照條文、事項索引及法令索引の明確完備、校合の嚴正、印刷の鮮明、價格の低廉、其他總ての點に於て、年々飛躍的に聲價と信用を高め、遂年江湖の需要を增加し、他の追從を許さゞる諸特色を具備する岩波六法は、昭和十年版に於て更に頭書及び其他極めて最近までの新・改正重要諸法令を悉く網羅し、又從來個々に附してゐた手形法・小切手法の事項索引を一括して統一的のものに改正、加之刑法竝に監獄法の改正に關する最新最正確なる草案其他を附錄に追補せる等、全體の約半に及ぶ大改訂增補を施して、本書の眞價を發揮するを得た。學界に、法曹界に、一般實務界に、常に最新にして最良なる法規集として高く評價され、廣く推奬されつゝあることに對して面いんとする不斷の努力は、本書を手にせられる人々の容易に首肯され得るところであらう。

東京一ツ橋 神田 岩波書店 振替東京二〇四六番

刑政第48巻第4号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十三卷 第四號
昭和十年四月一日發行
東京帝大 法學協會發行

□論 說
豫審制度の根本的改革に付て…東京帝國大學教授 小野清一郎
問屋關係に於ける委託者の地位(二・完)……東京帝國大學助教授 鈴木竹雄
不法原因給付について(三・完)…東京帝國大學助手 有泉亨
□資 料
獨逸法系不動產登記簿の公信力に就いて(一)……法學士 藤本秀麿
ザウエルの刑事社會學(三・完)……法學士 高橋正已
□紹 介
杉村章三郎・我妻榮・木村龜二・後藤清著、ナチスの法律(小野清一郎)——上坂酉三著、海上賣買論(小町谷操三)
□判例研究
民事訴訟法判例批評(一三)…東京帝國大學名譽教授 加藤正治
民事法判例研究錄(昭和八年度・八)
□雜 報
法理研究會記事「米國緊急政策の活動と其の業績」

法學論叢

昭和十年四月 發行所 京都帝國大學法學會
第三十二卷第四號 發賣所 東京 有斐閣

ギリシヤ法に於ける賣主瑕疵擔保責任……田中周友
二つの正犯概念(一)……佐伯千仞
確認の訴と訴權……小野木常
近世の裁判組織と審級及管轄に關する若干の考察(三・完)……小早川欣吾
組織契約の關係(一)……國歳胤臣
批評と紹介
ブルンス『國際裁判官』……田畑茂二郎
フオルストホフ『總體國家』……長濱政壽
民事判例研究
民法第百七十七條の第三者……田島順
產業組合員の損失分擔の定……大橋光雄
親族會の決議に對する訴と親族會員の參加・隱居無效確認の訴と當事者參加……山田正三
刑事判例研究
一部の權利行使と全部の領得……宮本英脩
雜報 研究會記事

法曹會雜誌

第十三卷 第四號
昭和十年四月一日發行
定價 金五十錢
司法省構內 法曹會
振替口座東京一五六七〇番

埃太利の新業務監視規定—金融機關に關して—……神戸商業大學 京都帝國大學教授 齋藤常三郎
抵當權の不存在又は消滅と競落許可決定の實體的效力……下妻區裁判所判事 遠山績太郎
獨逸司法官養成規則……司法書記官 關宏二郎
獨逸に於ける司法權の統一……司法省調査課
點描支那(下)……東京控訴院書記長 柴碩文
戸籍關係法令考(二十九)……前田牧郎
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戸籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

犯罪學雜誌

第九卷 第二號
昭和十年三月發行
金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所
振替口座金澤八三二八番

□論 說
國產法醫學「ハンドブック」……醫學博士 赤松秋太郎
出現の要を論ず
家庭の缺陷と青少年犯罪……前長崎刑務所長 白井勇松
死刑囚の「トーテンマスク」其の腦及び體構の觀察 其の五、死刑囚骨格の觀察(一)……醫學博士 中村德治郎
「トラコーマ」の治療法に就て……醫學博士 中島實
□血 型 液
型特異性沈降反應に關する研究……醫學士 深尾立雄
汎血球凝集反應を惹起する二種の細菌(S菌及K菌)に就て……醫學士 今村昌一
□犯罪研究
搜査資料 犯罪ノートの中より(九)……安東禾村
犯罪搜査實話(七) 警察官の失敗 親切が却つて仇となる…元刑事部長 永山長三郎
志士?奸賊? 大津事件と津田三藏……元刑事部長 永山長三郎
□法醫鑑定
「ライオン」の裁判鑑定……高本寅作
□法醫學講座
電擊死に就て……醫學博士 古畑種基
半陰陽に關する文獻……醫學博士 古畑種基
□史 料
檢視史資料類纂(十七)……醫學博士 法學博士 山崎佐

柴田義彦責任編輯

雜誌『勞働立法』

昭和十年四月十日發行　雜誌　勞働法學月刊　純勞働　號　月　四

【卷頭言】各大學法學部の必須科目に勞働法を設くべし

飯米差押禁止法と民事訴訟法の社會立法的展開　大審院判事　梶田年
來るべき爭議調停法の改正と總能業（二・完）　東京商科大學教授　法學博士　孫田秀春
社會立法として觀たる金錢債務臨時調停法（二・完）　東京地方裁判所部長　柳川昌勝
失業對策としての經濟統制（二・完）　內務省社會局總務課長　長谷川壽透
農民運動と小作立法（一）　辯護士　三輪繁
勞働者保護と寡額裁判所の設置（二・完）　東京地方裁判所判事　野間弘毅
勞働組合運動より觀たる勞働銀行運動（一）　大藏省事務官　長沼赤星四七郎
我國非常時に於ける勞働運動の特異性（二）　內務省社會局勞政課主任　赤星四七郎
我國重業に於ける婦人勞働者の保護（二）　內務省社會局工場監督官補　谷野セッ子
勞働法判例批評（五）　東京地方裁判所民事部上席部長　島保
勞働法に關する內務省社會局通牒問答批評（三）　東京地方裁判所部長　柳川昌勝
▼勞働立法月報欄（其の八）▲

御希望の方は直接當研究所へ振替貯金にて御拂込みを乞ふ

定價一冊金五拾錢郵稅四錢
一年分十二冊金六圓（稅共）
一年分以上の申込者は當研究所會員となり諸種の特典あり

小作法に關する諸家の意見
勞働法學者訪問記（如何なる動機で勞働法を專攻するに至つたか。）三、　法學博士　末川博氏
連續講義勞働立法講話（三）—勞働法總論各論の全系統に亘る講義　法學博士　孫田秀春
連續講義工業及勞働政策講話（三）　元大藏省主計局長　報知新聞論說委員　青木得三
勞働立法研究所長　柴田義彦
勞働法閑話（二）東雲のストライキ　法學博士　孫田秀春
勞働法質疑解答欄（三）
擔當者—孫田秀春—森山武市郎—清水玄—木村清司—柴田義彦
我國勞働運動の今昔物語（二）　赤星四七郎
デユネーヴ國際勞働生活十四年間の思ひ出（四）　鮎澤福子
我國に於ける體系的勞働法判例總攬（其の二）　法學博士　孫田秀春　南部忠藏
我國に於ける體系的勞働文獻集成（其の二）　法學博士　孫田秀春　商學士　中野藤吾
勞働立法ニュース（三）—勞働立法研究所日誌—編輯後記

東京市中野區住吉町四十番地
發行所　勞働立法研究所
振替東京三四八六六番

帝國辯護士會誌

正義

昭和十年四月號　定價金五拾錢

□報告
人權問題ニ關スル實行經過報告……
議會提出法案經過報告……
法曹懇話會ノ設置……
□論說
帝國辯護士會と人權蹂躙問題……　有馬忠三郎
人權蹂躙の防止……　鈴木義男
天皇機關說を排す……　田多井四郎治
司法官養成論（四・完）……　柴田義彦
事後强盜罪について（二）……　三浦節三
□時評
人權問題と政黨—檢察官吏の彈劾機關を設けよ—强力內閣の正體と國民の覺悟—大審院存在の意義—金錢債務臨時調停法の廢止法律案—刑事上告事件の破毀移送—和議法の改正—東鄕侯爵家の問題—時事短評
□資料
法曹瑣談（五三）……　山崎佐
□新刊批評
三宅正太郎君の法官餘談を讀む……　柏木五百次郎
□判例要旨
民事三六件—刑事二二件—行政一五件
□文苑
和歌……　播磨龍城
俳句……　河西善太郎
□會報
理事會—委員會—雜事社交……
□附錄
第一東京辯護士會商法改正要綱……

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
振替口座東京七二三九〇番　電話銀座（四二三三・八五〇五番）

刑政第48巻第4号　　矯正図書館

司法書記官　正木亮先生著

新訂増補　監獄法概論

四六判布裝　全一冊
金壹圓四拾錢
送料金八錢

新訂増補發賣

行刑の問題は近時特に重要なる時事問題である。行刑の目的は犯人の社會復歸であるとの著者從來の主張は、各方面の有力なる共鳴を得た。されば監獄法は受刑者に對するマグナ・カルタであるが、同時に又それは教育法でなければならぬ。

著者は曩に本書を發表し、行刑上の基本問題につき、法律と政策との見地から、其の蘊蓄を傾け、天下に聲名を馳せられた。先年斯學發達の成果を酌むで全訂再版を公にされたが、今回第四版發賣に際し、累進處遇令の實施、其他最近二年の我が行刑史上に於ける新たなる進歩と變遷に應じて、再び一大増補を施された。之を舊著に比すれば、内容に於て隨處に著しき改訂を加へ、卷末には、行刑累進處遇令、假釋放審査規程、少年行刑教育令の條文を載錄する等、眞に眞目を一新するに至つた。

實に本書は、一般世人竝に初學者にとつては、最も權威あり且つ親しみ易き行刑讀本として悅び迎へらるべく、舊著の讀者にとつては、其の行刑知識を更新するに大いに役立つことと信ずる。敢て江湖に薦む。

正木亮先生著
行刑上の諸問題　金貳圓　送料内地十四錢

木村龜二先生著
刑事政策の諸問題　金四圓參拾錢　送料内地二十二錢

東京神田神保町　有斐閣　振替東京三七〇番

編輯餘錄

□ いよいよ八月十五日よりベルリンに於て第十一回國際刑法並監獄會議が開催されるといふ通知に接した。この會議が從來極めて穩健に世界の刑事思潮を爲しつつあつたことは何人も認めるが、而もその會議が最も奇異なる刑事制度を衒ひつつあるナチスの都で開かれることが皮肉といへば大なる皮肉に考へられる。

□ さきに少年法に於て實施されたかの保護觀察制度が今度は治安維持法の中にあらはれることになつた。保護觀察は學者のいふが如くに舊派と相容れず、國家の慈愛心の發露であつてその制度の擴まるところ即ち教化主義の擴まるところ。世は非常時なる刑事制度は教化主義に押進みつつあることがうれしい。

□ さり乍ら保護觀察の效果はその觀察者の指導精神にかかる。願くばかの一、二囑託保護司の如く名目にあまんじて實につかざるものと類を同じくする勿れ。

□ 刑務所作業の就業費がいよいよ理想通りに四百五十萬圓の經常費支辨を認められることになつた。之は大藏當局が行刑當局の作業經營を信頼した結果であると思はれる。さぞいそがしくなるではあらうが自給自足主義への第一歩である。懸命の努力を願ひ度い。

昭和十年三月二十五日

――あき羅――

定價表

一冊（税共）	金二十五錢
六冊（税共）	金一圓五十錢
十二冊（税共）	金三圓

廣告料

一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年三月二十八日印刷納本
昭和十年四月一日發行

編輯兼發行人　東京市麴町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麴町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座　二三四四・三八二五番
振替口座　東京　二五〇五九番

刑政第48巻第4号

矯正図書館

48e Année N° 4 Avril 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — De l'influence de l'imitation sur les infractions et de la politique criminelle.

Aoki, S. — Du rôle de la volonté du prisonnier dans l'exécution de la peine.

Ogawa, T. — Du problème de la sociologie criminelle.

Teramitsu, T. — De la commission préparatoire de la progression.

Mouvement des idées à l'étranger :

Klee, Concerning the forthcoming German penal law.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice